

令和7年 第3回定例会

大和村議会会議録

第3回定例会 令和7年 9月17日 (水) 開会
令和7年10月 6日 (月) 閉会

大和村議会

会期日程（令和7年第3回大和村議会定例会）

令和7年9月17日～10月6日 会期20日間

| 目次 | 月日 | 曜日 | 会議別 | 日 程 |
|------|-------|----|-----|--|
| 第1日 | 9月17日 | 水 | 本会議 | 全員協議会 （開 会） 補正予算6件 決算認定8件（特別委員会設置） 条例案件2件・その他2件 |
| 第2日 | 9月18日 | 木 | 委員会 | 決算審査特別委員会（現地調査） |
| 第3日 | 9月19日 | 金 | 休 会 | |
| 第4日 | 9月20日 | 土 | 休 会 | |
| 第5日 | 9月21日 | 日 | 休 会 | |
| 第6日 | 9月22日 | 月 | 休 会 | |
| 第7日 | 9月23日 | 火 | 休 会 | |
| 第8日 | 9月24日 | 水 | 本会議 | （一般質問 5名） （午前）2名 市田 実孝 議員 前田 清和 議員 （午後）3名 奥田 浩一 議員 勝山 浩平 議員 中井 文忠 議員 同意案件 1件 |
| 第9日 | 9月25日 | 木 | 休 会 | |
| 第10日 | 9月26日 | 金 | 休 会 | |
| 第11日 | 9月27日 | 土 | 休 会 | |
| 第12日 | 9月28日 | 日 | 休 会 | |
| 第13日 | 9月29日 | 月 | 休 会 | |

| 目次 | 月日 | 曜日 | 会議別 | 日 程 |
|------|-------|----|-----|--|
| 第14日 | 9月30日 | 火 | 委員会 | 決算委員会（一般会計） |
| 第15日 | 10月1日 | 水 | 委員会 | 決算委員会（一般会計・特別会計） |
| 第16日 | 10月2日 | 木 | 休 会 | |
| 第17日 | 10月3日 | 金 | 休 会 | |
| 第18日 | 10月4日 | 土 | 休 会 | |
| 第19日 | 10月5日 | 日 | 休 会 | |
| 第20日 | 10月6日 | 月 | 本会議 | （最終本会議） 決算認定・決算審査委員長報告 議員派遣・閉会中所掌事務調査ほか （閉 会） |

第 3 回 大和村議会定例会

第 1 日

令和 7 年 9 月 1 7 日 (水)

大 和 村 議 会

議事日程（令和7年第3回大和村議会定例会）

令和7年9月17日（水）

開議時間 13時30分

開会の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 村長所信表明
- 日程第 6 議案第36号 令和7年度大和村一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第37号 令和7年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第38号 令和7年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第39号 令和7年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第40号 令和7年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第41号 令和7年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 認定第 1号 令和6年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第 2号 令和6年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第 3号 令和6年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 4号 令和6年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 5号 令和6年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第 6号 令和6年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第 7号 令和6年度大和村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第 8号 令和6年度大和村集落排水事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 令和6年度決算審査特別委員会の設置について
- 日程第21 議案第42号 大和村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第43号 大和村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第44号 大和村過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第 2 4 議案第 4 5 号 大和村辺地に係る総合整備計画の変更について

散会の宣告

令和7年第3回大和村定例会会議録

令和7年9月17日(水)

午後 1時30分 開会

1 議事日程

※別紙、議事日程のとおり

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 奥田浩一君 | 6番 | 藏正君 |
| 2番 | 市田実孝君 | 7番 | 勝山浩平君 |
| 3番 | 前田清和君 | 8番 | 中井文忠君 |
| 5番 | 重信安男君 | 9番 | 奥田忠廣君 |

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 森永学君 主幹 太純一君

5 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|--------|-------------------|-------|
| 村長 | 伊集院幼君 | 教育長 | 晨原弘久君 |
| 副村長 | 仲新城長政君 | 教委事務局長 | 宮田龍君 |
| 総務課長 | 政村勇二君 | 企画観光課長 | 大瀬幸一君 |
| 建設課長 | 早川勝志君 | 産業振興課長 兼農委事務局長 | 福本新平君 |
| 会計管理者 兼会計課長 | 児玉明美君 | 保健福祉課長 | 前田逸人君 |
| 住民税務課長 | 直島秀治君 | 大和診療所事務長 | 池田浩二君 |
| | | 大和の園園長 | 早川理恵君 |

開会 午後 1時30分

○議長（藏 正議員）

ただいまから、令和7年第3回大和村議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藏 正議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番、中井文忠議員、9番、奥田忠廣議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の件

○議長（藏 正議員）

日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10月6日までの20日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から10月6日までの20日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（藏 正議員）

日程第3、諸般の報告を行います。

令和6年第2回定例会以降の議会活動につきましては、文書でお手元に配布いたしておりますので、口頭報告は省略いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（藏 正議員）

日程第4、行政報告を行います。

村長より、行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。それでは、令和7年度第2回定例会以降の行政報告をさせていただきます。

6月の定例会以降、14日でございますけれども、前村議会議員の宮田到氏へ、春の叙勲が伝達をさせていただきました。9期35年余りにわたり、村議会議員として村の発展のために御尽力賜りました。私たちが敬意を表し、伝達をさせていただいたところでもございます。

6月の27日でございますけれども、奄美大島開運酒造様より寄附金の贈呈式がございました。これまで、開運酒造さんにおかれましては、自然環境保護プロジェクトということで、奄美ラビットという焼酎を以前から商品化されておりました、その売上金をアマミノクロウサギの保護に寄附を募るといって、地元宇検村にもいろんな形で貢献されている中で、このたびアマミノクロウサギミュージアムQ u r u G u r uが完成したということから、正に奄美ラビットがこれからのQ u r u G u r uの施設の意味合いを持った商品になるのではないかということ、売上の一部をQ u r u G u r uのほうに貢献いただくようになっていっているところでもございます。

28日、次の日でございますけれども、ミュージアムQ u r u G u r uが入館者1万人でなくて9,696人という、Q u r u G u r uに合わせて記念式典を行いました。鹿児島から来られた御家族の皆さんでございましたけれども、オープン以来69日間で1万人近くの来館者が訪れたということで、30日の月曜日には浅尾環境大臣もマングース撲滅にあたっての、これまでのバスターズに対するいろんな形で感謝を申し上げる機会を設けて、私どもQ u r u G u r uにも御視察に来ていただいたところでもございます。ぬいぐるみを購入いただいて、施設の意味合いをいろいろと評価をいただいたところでもございました。

7月に入りまして、国土交通省の国土政策局の局長、また振興官、また奄振の窓口でございます局長以下、Q u r u G u r uを視察をいただきました。本当に奄振交付金を活用した中で、我々もしっかりとした成果を出すための取組を、我々も説明を申し上げ、これからを期待をいただいたところでもございます。

7月の20日でございます。大島地区大会のスポーツ大会、カヌー競技とソフトテニスが開催をされ、カヌー競技におきましては4連覇を達成したということで、本当に我々11競技に100名近くの選手団を送りましたけれども、やはり連覇を果たすということは並大抵のことではないということで、また選手団にも県で頑張っていたらこうという思いを持っているところでもございます。

24日でございますけれども、県議会の総合政策建設委員会の委員の皆さん11名と関係者20名余りがミュージアムQ u r u G u r uの視察をいただきました。温泉の施設と合わせてQ u r u G u r uができたということで、知事をはじめ、いろんな形で県当局も奄美に寄せる、また大和村に寄せる期待も大きいところでもございます。我々もしっかり事業の成果をいろいろと発揮していきたいというふうに思っているところでもございます。

8月に入りまして、1日でございますけれども、尼崎市とフレンドシップを12市町村が協定を結

びました。この協定の中で、物産展を尼崎市で今回初めての取組ということで、ボートレース場のスペースを利用しまして物産展が開催されるにあたって、市長以下議員の皆さんとの懇談をさせていただいたところでもございます。また、その月には8月中旬から尼崎の中学生が約30名ほど大和村と、今年は龍郷町に視察に訪れ、いろんな奄美での体験をしていただいたところでもございます。奄美の良さを大分実感したようでございまして、これからの取組がいろいろと展開に結び付いていくのではないかなというふうに、私たちも期待をしているところでございます。

8月の7日でございますけれども、国土交通大臣の中野先生が我々12市町村長と意見交換後、次の日にミュージアムに御視察をしていただきました。奄振の所管ということでございまして、いろいろと期待をする中、地元にもいろんな形で、我々も期待に答えていけるように、また頑張っていかなければならないという気持ちを持ったところでもございます。

9月に入りまして、9月の3日でございます。自民党奄振委員会、概算要求が出されたときには、政務調査の自民党の委員会が開催されますけれども、今年は沖縄振興調査会と同時開催ということで、森山奄振委員長と沖振、沖縄振興の調査会会長でございまして小淵優子会長と、両方で国会議員が参加する中、合同での委員会が開催されたところでもございました。今回の奄振法にも載っております沖縄との連携ということで、沖縄もしっかり形に出していこうということで、地元の国会議員の先生からも前向きなお言葉をいただいたところでもございまして、我々もしっかり取組を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

9月の14日でございます。アマミノクロウサギミュージアムQ u r u G u r uの開所に伴って、毎年私ども大和村から情報発信をする意味においてシンポジウムを開催させていただきました。今年のテーマは奄美の自然と人の共生を考えるということでございましてけれども、今後のQ u r u G u r uに対する期待等も関係有識者の皆さんからも御提言をいただいて、これからの取組の効果をしっかり発揮していこうという話し合いもさせていただきました。

16日の火曜日、昨日でございましてけれども、村内の敬老者の皆さんに敬老年金の支給と大和の園における敬老会を開催をさせていただきました。大和村も御案内のとおり100歳以上の方が、来年の2月に誕生を迎える方を入れますと、100歳が男性が2名、女性が4名ということで、男性の方は久しぶりではないかなというふうに思っております。昨日は男性2名の方に内閣総理大臣からの表彰を伝達をさせていただきました。人生100年といわれておりますが、我々も高齢者をしっかり大事にしながら、元気で大和村で安心できるための福祉の向上に向けた取組を今後とも進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上で、行政報告とさせていただきます。

○議長（蔵 正議員）

これで行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 村長の所信表明

○議長（藏 正議員）

日程第5、村長の所信表明を行います。

村長より村政5期目に向けての所信表明の申し出がありますので、これを許可いたします。

○村長（伊集院 幼君）

議長の許可をいただきましたので、所信の表明を申し上げます。

私は、去る9月10日付けで第34代大和村長に就任をさせていただきました。就任後、最初の村議会の開会に当たり、村長としての所信を申し上げたいと思います。

私は、このたびの任期満了に伴う大和村長選挙におきまして、多くの村民の皆様様の御支援、御支持をいただき、無投票で再選という栄誉を与えていただきましたことは、誠に光栄であり感謝に絶えない次第でございます。心から感謝を申し上げます。

今回の無投票再選という結果に対しましては、村民からの付託を受け、更なる責任感と使命感を強く受け止め、身の引き締まる思いであります。これからの4年間におきましても、初心を忘れることなく、大和村の歴史と伝統を守りながら、自然との共生を図り、村民の福祉の向上と大和村の更なる発展のため、全力で取り組んでまいりたいと覚悟でございます。

また、村政運営の基本といたしましては、引き続き行政は村民の立場に立って、村おこしに取り組まなければならないとの基本理念のもとで進めていく考えであります。

これまで、村政発展に向けてあらゆる施策に懸命に取り組んできました。しかし、村の現状としましては、高齢化が進む中、人口減少など、課題山積ではありますが、私は議会の皆様や多くの村民の皆様方と、課題解決に様々な角度から議論を重ね、御協力をいただきながら行政を推進してまいりたいと思っておりますので、何とぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、私が大和村の活性化のため、5期目に向けて村民が主役、小さくとも光り輝き続ける村づくり実現のため、村民の皆様へ訴えてまいりました公約の主たる概要につきまして、御説明申し上げます。

まず、1点目は行財政改革の推進であります。本村の歳入の約半分を占める普通交付税は、国内情勢における物価高などを考えますと、今後ますます厳しい状況が予測されるため、必要最小限の事業執行とあわせ、引き続き適正な予算執行に努めながら、国・県の制度を効率的に活用し、高率補助事業の導入や交付税措置率の高い起債の借入れなどにより歳入の確保に取り組みながら、できる限りの歳出削減を図り、健全財政の確立に努めてまいります。また、行政改革を推進し、開かれた行政の確立とともに、住民福祉の向上に努めてまいります。

次に、デジタル化の推進についてであります。今の時代に合った行政改革や住民サービスの向上においては、欠かすことのできない取組でありますので、これまで以上に進めてまいりたいと思っております。

次に、2点目は農林水産業の振興と企業と連携したブランディングの推進による特産品の促進であります。本村の活性化は、やはり第一次産業の振興が必要不可欠であるとの考えから、その振興

を図るために次のことに取り組みます。

一つ目としまして、合同会社ひらとみを拠点とした農林水産物の販路拡大と、農家サービスを第一とした幅広い経営に取り組むほか、雇用の創出を図ってまいります。

二つ目に、農林水産物のPRを積極的に行うため、本村との交流自治体であります神奈川県大和市での物産展へ継続した出展を実施するほか、村外や関東圏内においても農林水産物の販路拡大に努めてまいります。

三つ目に、果樹産地として皇室献上スモモやタンカン産地としての立地条件と環境的特徴を有効活用し、様々な企業と連携したブランディングを推進してまいります。

四つ目に、大和まほろば館を拠点とした特産品の情報発信と販売促進を継続し、直売所の充実と村内の民間企業と連携した地産地消の推進に取り組んでまいります。

五つ目に、実証農園を生かした体験型観光農園を推進し、村外からの交流人口拡大と減農薬によるタンカンのオーナー制度の確立に努めてまいります。

六つ目に、農林水産業の各種助成事業を継続し、生産者の意欲向上、負担軽減に努めてまいります。

3点目は、高等教育機関との連携による関係人口の創出と、定住促進の推進であります。高等教育機関等の学術的調査研究を幅広く受け入れ、関係人口の創出を図ることと合わせ、人口減少対策として定住促進を推進するうえで必要となる住居の確保に取り組みます。

その一つ目として、世界自然遺産登録による特性を生かしたアマミノクロウサギミュージアムQuruguruを中心に、高等教育機関等との連携による学術的調査研究等を推進するほか、広く学生のフィールドワークを受け入れ、関係人口の創出を図ります。

二つ目に、廃校跡地を新たな学び舎とし、高等教育機関等との連携を図り、村の活性化に努めます。

三つ目に、新築住宅助成金の継続と空き家改修助成金や廃屋解体助成金などと、定住促進住宅整備及び空き家改修を計画的に実施することで、人口の村外流出抑制を図ります。

四つ目に、民間住宅整備誘致についても、検討を進めてまいります。

4点目は、官民連携による観光振興と自然保護の推進であります。宮古崎トンネルの開通により、本村への移動利便性が向上したことに加え、昨年オープンしました奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートに続き、今年4月にアマミノクロウサギミュージアムQuruguruがオープンし、多くの観光客が本村を訪れるようになってきている中、更なる観光振興による受入体制の充実を図り、地域経済の活性化に取り組めます。

その一つ目に、奄美温泉大和ハナハナビーチリゾート、アマミノクロウサギミュージアムQuruguruを観光拠点として位置付け、大和村集落まるごと体験協議会も含め、官民連携で周遊コースの確立等に取り組めます。

二つ目に、農業及び漁業の体験を対象とした体験型観光の受け入れに対する支援策を充実し、関

係人口の創出を推進することで村の活性化を図ります。

三つ目に、旅行会社と連携し、大和村での観光ルートの確立による観光誘客を推進します。

四つ目に、自然環境保全に取り組み、自然体験観光客のリピーター化を推進し、大和村の自然保護の応援団を創出します。

五つ目に、脱炭素を目指し再生可能エネルギーを推進するため、公共施設へ設備導入を積極的に進めてまいります。

5点目は、福祉政策と教育環境の充実した村づくりの推進であります。村民が生きがいのある生活を送るために、高齢者支援と子育て支援の充実を図りながら、併せて教育環境の整備を進めてまいります。

その一つ目に、村民が安心して暮らせる村づくりのため、大和診療所については、医師の配置と医療機材の更新による診療体制の強化、福祉の充実を図ることと、高齢者施設の見直しなど、拠点施設の整備検討を進めます。

二つ目に、津波災害への備えとして、大和の園に浮遊型避難シェルターを配備することによる緊急避難体制の整備と、高齢者の健康づくりの一環として、温泉の利用促進を図ります。

三つ目に、出産祝金など、各種助成金制度実施による子育てしやすい村づくりを進めます。

四つ目に、乳幼児から高校生までの医療費無償化や高校生通学バスの全額助成も継続して実施してまいります。

五つ目に、認定こども園の整備に向けて検討を進め、更に安心できる子育ての環境整備を図ります。

六つ目に、スクールバス及び巡回移動支援バスを継続運行し、利便性の向上に努めます。

七つ目に、大和中学校のグローバル人材の育成のために、国際交流事業を隔年で実施します。

八つ目に、インターネット学習塾による学ぶ機会を継続して実施します。

九つ目に、タブレットを活用した教育の質の向上及び個別最適な学びの実現に向け、GIGAスクール構想を推進します。

6点目は、道路交通網、生活環境の整備促進であります。

その一つ目に、本村の生命道路ともいえる県道名瀬瀬戸内線、大金久戸円間のトンネル整備については、関係機関と協力しながら早期着工に努めます。

二つ目に、村道の整備促進による安全・安心な道づくりに努めます。

三つ目に、東部地区の生活排水対策事業の早期完成と合わせて、西部地区の機能強化対策事業を導入することによる生活環境保全を図ります。

四つ目に、安全・安心な飲料水の安定供給を目指して、補助水源等の施設整備に努めます。

最後7点目には、防災力向上による安全・安心な村づくりであります。

その一つ目に、村民が安心して暮らせる村づくりのため、避難所の機能充実を図ります。

二つ目に、大和村地域防災計画に基づき各学校施設における避難所としての機能充実を図り、防

災体制を強化し、災害に強い村づくりを進めます。

三つ目に、防災機能を高めるため、山間部の村道整備と併せて、村内の集落道の再整備を図ります。

四つ目に、防災減災対策として、村内の河川急傾斜地対策事業や砂防事業を県と連携のもと、積極的に進めてまいります。

以上、村政に対する所信の一端とその概要を述べさせていただきました。私が4期16年間で取り組んできたことを含めて、実現できなかったことは更に継続して取り組んでまいりたいと思えます。村政運営に当たっては、議会の皆様をはじめ、村民の皆様方の御理解と御協力のもとで進めていくことが大事であると考えております。更には、全職員一丸となって、村民が主役である村づくりの実現をめざし、村民福祉の向上のために全身全霊で村政運営にまい進していくことをお約束いたします。

最後になりましたが、村民の代表であります議会議員の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。私の所信表明といたします。御静聴ありがとうございました。

○議長（藏 正議員）

これで、所信表明を終わります。

-----○-----

日程第6 議案第36号 令和7年度大和村一般会計補正予算（第2号）について

○議長（藏 正議員）

日程第6、議案第36号、令和7年度大和村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和7年度大和村一般会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和7年度大和村一般会計補正予算（第2号）は、交付決定に伴う普通交付税の増額や財政調整基金積立金の増額など、歳入歳出それぞれ2億8,039万8,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和7年度大和村一般会計補正予算（第2号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和7年度大和村一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ2億8,039万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億812万2,000円にしようとするものです。

歳入の主なものから御説明いたします。

9ページをお開きください。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は、普通交付税の交付額決定により1億4,685万7,000円を計上いたしました。

10ページをお開きください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業分と給付金低額減税分の合計で724万8,000円を計上いたしました。

同じく10ページでございます。

款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金は、障害者自立支援給付費事業負担金と合わせ、子供のための教育保育給付費負担金で970万8,000円を計上いたしました。

11ページをお願いいたします。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度からの繰越金確定に伴い7,116万1,000円を計上いたしました。

12ページをお開きください。

款21村債、項1村債、目5土木費債は、道路橋梁費債の八つある各事業の事業費の増額、減額に伴い各事業ごとの増減額の差引きで190万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

13ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目4財政管理費は、財政調整基金への積立金として1億9,200万円を計上いたしました。

同じく、目7企画費は、尼崎市における奄美群島物産展出展のための普通旅費、デジタルスタンプラリーの印刷製本費と手数料並びに地域力創造アドバイザー委託などの合計で580万6,000円を計上いたしました。

14ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目17物価高騰対応重点支援事業交付金調整給付は、物価高騰対応給付金といたしまして500万円を計上いたしました。

同じく、目18重点支援地方交付金事業住民非課税世帯は、住民税非課税世帯給付金といたしまして20万円を計上いたしました。

15ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目14障害者自立支援給付費事業は、システム改修負担金と合わせ障害者及び障害児の障害者自立支援給付費の合計で3,377万5,000円を計上いたしました。

17ページをお開きください。

款5農林水産業費、項1農業費、目8農地費は、農道の伐採及び土砂除去等の管理のための重機借上料と合わせ、福元地区における県営農地環境整備事業の事業費増に伴う負担金の合計で、140万円を計上いたしました。

18ページをお開きください。

款7土木費、項2道路橋梁費、目4防災安全交付金事業は、内示額の決定による需用費の増額と工事請負費の増額合計で1,004万7,000円を計上いたしました。

20ページをお開きください。

款8 消防費、項1 消防費、目2 非常備消防費は、大島地区消防組合負担金の増額及び消防団安全装備品事業の決定に伴う防火服購入のための需用費と合わせ、救急自動車におけるワンセグ受信料の合計で114万2,000円を計上いたしました。

款9 教育費、項1 教育総務費、目3 教員宿舍管理費は、大和浜教員住宅の修繕料といたしまして400万円を計上いたしました。

最後に、款12 予備費におきましては、78万9,000円を増額して歳入歳出の調整を図りました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藏 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○7番（勝山浩平議員）

3点伺いたいと思います。まず1点目ですね、今回の補正の全体に関してなんですけれども、予算流用をして既に事業が終わっている事業が複数ありました。これまでも補正予算のたびにありましたけれども、今回も多く感じたもので確認をさせていただきますが、基本的に予算は皆さんが提案をして、こういった事業をやりたいという提案を議会にして、議会がそれを承認議決をしたら、それを皆さんが執行するという流れになっておりますけれども、今回、そういった議会への連絡、報告もなしに事業がなされているのが多いように感じておりますが、例えば、村民からここでこういった事業をしているけれども、これは何なのと聞かれたときに、私としては知らなければ答えることができない。議会議員として立つ瀬がないんです。基本的に地方自治法とか、本村の会計規則では、目と節内での流用は可能とはなっておりますけれども、議決機関である議会議員の一人としてですね、腑に落ちない点があるので、確認をさせていただきたいんですけど、今回でも分かったのは、事前のヒアリングで分かったのは、21ページ、企画費の普通旅行のイベント参加21万、先ほど説明がありました。17ページ、観光費の観光大使出演委託10万円、19ページの港湾管理費ステージ修繕料150万円などが、もう既に事業が完了をしております。今回、今申し上げた予算のほかに、今回の補正予算のほかにですね、既に執行済みの事業予算がありましたら示していただきたい。緊急性が高ければ、目節間の流用で使っては、やっちはいいとなっておりますけれども、今回の執行済み事業は、目節間での流用であったのかどうか、そして流用伝票は作成をしているのか、伺います。

○総務課長（政村勇二君）

確かに議員のおっしゃるとおり、やはり流用におけるものに関しましては、やはり緊急性を持って必要最小限にとどめるべきだという認識ではございます。まず、今回の補正におきまして、総務課における事前流用した、先に支払いを終わって補正を組んだ事例はないところでございます。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

今回、企画観光課のほうで観光費等のほうで、予算流用による補正予算を計上しておりますが、今回の補正予算を計上しているものにつきましては、目内での流用だけとなっております。

○産業振興課長（福本新平君）

産業振興課においては、今回の補正については今後執行するものを計上しております。

○議長（藏 正議員）

ほかありますか。

○7番（勝山浩平議員）

先ほど総務課長から説明いただきましたけれども、13ページの印刷製本費12万円、手数料17万6,000円、これはもう既に始まっている第2弾デジタルスタンプラリーに係る費用なんですよ。もう事業は動いております。ですが、議会は知りませんでした。予算の議決件は議会に専属するとされておりますけれども、先ほど申し上げたように、予算の執行は皆さんですが、議会が決めない、決めることが前提なんですよ。今回、予算承認前に執行しており、法的には問題がありませんが、個人的に議会軽視ではないかなと、たいへん感じるんですよ。これが望ましい運営なのかどうか、再度確認させてください。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

今回、デジタルスタンプラリーに関するチラシ、ポスター作成及びWebサイトの手数料といたしまして計上をしております。これにつきましては、我々としては当初予定していたより、ちょっと金額が上がってしまったという部分も、確かにございました。その中で、やはり実施する期間として、夏休み期間にスタートをして、より多くの集客を集めたいと、そういう思いから先に執行してしまったというところがございます。今後はこのようなことがないように、各議会開催時において補正予算の計上については、しっかりと皆様にお示しをしたうえで、事業の執行を執り行うようにしていきたいというふうに考えております。

○7番（勝山浩平議員）

再度ですけど、予算流用が多いということが、望ましい財政運営かどうか、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

財政運営上におきましては、やはり好ましくないというところの思いもございます。と言いますのは、やはり当初である程度計画を立てたうえで当初予算を立てている状況の中、緊急性があったものに関しましては、冒頭でもお話しましたが、必要最小限に抑えるべき対応はあろうかというふうに思いますけれども、やはり数が多いとかいうことに関しましては、やはり流用はあまり好ましくない案件だというふうに認識しているところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

判例でも出ておまして、地方自治法上、目節間における流用は違法ではないです。ですが、その利用は無制限に許されるべきではなくて、予算流用は議会に与えられた予算議決権を一部空洞化させ、議会による予算統制を定めた地方自治法の趣旨に反するとされております。判例ですね。

さまざまな事情によって計画の変更、追加、あるでしょうけれども、そういった必要が生じた場合、予算流用は最少限に抑えていただいて、どうしても流用が必要な場合にはあらかじめ議会への説明をしていただく、そのような事前に説明を議会にしていただけないでしょうか。

○総務課長（政村勇二君）

今後ですね、私のほうからも、ほか10名の管理職もいらっしゃいますので、そちらのほうには周知徹底をして対応を図っていきたいというふうに思います。

○7番（勝山浩平議員）

2点目ですね、13ページ、説明をいただいた企画費の地域創造アドバイザー委託470万円、午前中の全員協議会でも課長から説明をいただきましたが、奄美市のDXのアドバイザーをしている民間事業者に委託をして、本村もDXを推進をしていくということでございましたが、全協でも指摘がありましたけれども、一般財源から全て出されているんですよね。特交を使うということでありましたが、確認のため事業の財源はどのようになっていますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

地域力創造アドバイザー事業に関しましては、590万円を上限といたしまして、特別交付税措置されるものでございます。

○7番（勝山浩平議員）

特交を使うということでありましたけれども、特交幾ら入ってくるか、なかなか不明と、よく答弁をされますよね。議会側から、例えば最近であったのは、地域おこし協力隊の増員とか、集落支援員の配置を求める提案等がありましたけれども、それが財源が特交であるために不明だから、なかなか消極的な返事ではありましたが、今回この特交を使うというのは、都合のいい解釈のように感じる部分もありまして、今、総務省など、国のほうでも地方公共団体を対象にですね、専門家の派遣や研修、DXの伴走支援の補助事業が複数用意をされておりますが、このような国の支援を活用してですね、村の財政負担を少しでも低減できると考えますけれども、今回この委託を考えるにあたってですね、そのような国の補助事業の検討等は行っておりますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

正直申し上げまして、細かい比較検討までは行っていないところではございますが、我々としたしましては、国が特別交付税措置をするということで、このアドバイザー事業が実施されているものというふうに考えております。それによって590万円を上限として、我々としては財源措置がされているものというふうに考えているところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

DX化は推進なんですよ。ですけれども、特交に関して不明という今までの答弁が多い中で、急にいろんな補助事業を調べたのかなというのがあってですね、先ほどの村長の所信表明の中にも、筆頭に一番最初に行財政改革、高率補助事業の導入を掲げておりましたが、補助事業の活用をですね、前提にして、もう一度DX化推進の専門家、賛成なんですよ。丁寧に進めていくべきではあり

ませんか。村の財政負担を軽減できる国の補助事業等の検討をしないでですね、自主財源で委託をする合理性はどこにありますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

D Xの推進に関しましては、我々も早急に進めなければならないという観点の中、そしてもう既に全国的に取組が進められている中で、我々大和村として取り残されることはあってはならないという思いの中で進めてまいりました。昨年度につきましては、総務省の100%交付金を当てる事業ですね、こちらのほうを活用させていただきまして、D X化のまず基礎データ収集という部分は行ったところでございます。その基礎データ収集を行い、そして次の展開の最初のステップというものが見えてまいりました。それについて、我々としても一度止まって考えるということもありました。しかしながら、我々としても早急にこの取組は進めなければならない、そういったところで非常に有能なアドバイザーの方、既に他の自治体でもついでいらっしゃるアドバイザーの方と知り合う機会がございました。その方とお話をする中で、やはり大和村としても、その方のアドバイスをいただきながら、しっかりと取組を進めてまいりたいと、そういった中で、この地域力創造アドバイザー事業のほうにつきましては、調べましたところ、590万円を上限として特別交付税措置がなされるということで、我々も村の負担については限りなくないものという解釈をして、事業の実施を計画しているところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

私も本村のD Xは遅れていると心配しておりまして、今年の3月一般質問でですね、アドバイザーとして就任、アドバイザー専門家の招へいをしたらどうかという提案をさせてもらっているんですけども、今現在、アドバイザーとして就任しているサイバー大学の教授がいて、その業務契約の中で、自治体にD Xの推進に関する業務もあるので、これまで職員間の研修も行っており、今後新たな専門家の予定はないというような答弁がありましたけれども、この半年間で、なぜ方針が急が変わったのか。あと、再度なんですけど、D X必要なんですよ。ですが、財源をしっかりと考えたうえで、行財政、有利な補助事業等を調査をして、それも活用していくべきではありませんか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

確かに私のほうから3月議会の答弁におきまして、我々のほうに地方創生推進アドバイザーということで、サイバー大学の勝眞一郎先生にアドバイザーについていただいているというところで、その業務の中でD X化に係る部分もございまして、その中で取り組んでまいりますという答弁はさせていただいているところでございます。しかしながら、その後、我々も総務省の伴走型事業を活用させていただき、その結果を鑑み、これからどう、村としてD Xを進めていくべきなのか、それにはより専門性を持った伴走を、寄り添いながら我々と常に一步一步進んでいっていただける、そういった方が新たに必要ではないかというふうな結論になったところでございます。その中で、今回アドバイザーをお願いしようと考えておりますアドバイザーにつきましては、しっかりとしたそのような考えを持ち、極力自治体に負担をかけない形でD X化を推進していけるという、そういう

我々も御説明をいただき、このアドバイザーとともにであれば、我々もしっかりと一步一步階段を着実に登って行くことができるのではないかというふうに考えたところでございます。また、ほかの事業の活用につきましては、確かに確認は必要であるとは思いますが。その中で、我々として一般財源持ち出しが想定される交付金事業を当てるのか、それとも590万円を上限として特別交付税措置をされるという、解釈上によっては自治体の負担はないという形でのものを取り入れるのかというところについては、また協議のほうが必要かというふうに考えます。

○7番（勝山浩平議員）

方針展開は、すごい前向きで大変すばらしいと感じました。ありがとうございました。2本柱電子申請とAIなどと説明、午前中全協でありましたけれども、既存のサイバー大学の教授のアドバイザーとの役割分担、今回の委託で期待する業務、AI、電子申請、ありましたが、その内容、成果目標とか、スケジュール感を明確に示していただきたいと思います。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

まず、現在アドバイザーについていただいております勝眞一郎先生との棲み分けというか、そういった部分についてですが、勝先生のアドバイザー業務といたしましては、主に振興計画でありますとか、総合戦略でありますとか、そういった計画策定におけるアドバイスが主な領域を占めております。その中の一部としてDX化という部分も付け加えていたところでございます。今回、新たにアドバイザー地域力創造アドバイザーのほうへ我々がお願いをしたいというところについては、今年度後半からの取組になってまいります。午前中の全協でも御説明しましたように、2本柱で考えております。その中の一つといたしまして、我々のDX化の第1弾といたしまして、電子申請システムロゴホームの導入へ向けた業務棚卸し、そしてシステム導入環境整備、職員への研修、効果的な申請ホームのコンテンツ精査、そういったものを実施していきたいというふうに考えております。そして、もう一つの柱が、これからの業務の効率化を図るうえで、もう必要不可欠なものになってくるであろうAIの実践仕様に係る基礎研修でありますとか、AI活用の実証実験、そういったものに今年度としては取り組んでまいりたいというふうに考えております。次年度以降につきましては、まず令和8年度を、今回この令和7年度を設計フェーズ、令和8年度を実走フェーズ、令和9年度を展開フェーズという三つのフェーズに段階として我々は考えております。令和8年度の実走フェーズといたしましては、ロゴフォームの実施運用、そして職員へのマニュアル作成、そしてFAQ作成、そういった整備が必要であろうというふうに考えているところでございます。そしてAIの実践活用につきましては、このアドバイザーが展開しております企業のほうで独自のAIプラットフォームを開発しております。より高効率なAIプラットフォームであるというふうに、我々は説明を受けております。こちらのほうの実走導入という形で展開を考えているところでございます。令和9年度展開フェーズといたしまして、未来像の策定等横展開ということで、我々、ではDXを推進を推進するためにどのようなことに取り組んでいくのかというビジョンは必要であろうと、そういったものの形作り、そして実際にDX、AI活用におけるガイドライン、そういった

ものも必要になってくると思います。そして、我々としてはこのDXを、よりどのように職員として一人一人活用していくべきなのか、活用するのかという、そういった周知徹底を図ってまいり、更なる展開につなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

課長の答弁の熱量で、思いがひしひし伝わってきました。本当、期待しております。

3点目ですね、20ページ、これも総務課長にも説明をいただいて、午前中の全協で教育委員会の事務局からも説明をいただいて、また何度も申し訳ないんですけども、教員住宅の修繕400万ですね、なるべく教員住宅の住環境を快適にして、先生方に学校の校区内に住んでいただきたいと、こういった取組、また今後も期待をしておりますけれども、これも同じなんですけど、財源が一般財源から出ている点が気になりまして、確認ですけど、村の自主財源ということですが、全額。

○教育委員会事務局長（宮田 龍君）

財源につきましては、一般財源を使用する形となります。

○7番（勝山浩平議員）

同じ趣旨ですけれども、行財政改革を図っていくうえで、今回修繕をすることはいいことだと思います。ですけれども、修繕に当たって、国や文科省の教育関連のいろいろ補助事業があると思いますが、そういった補助事業の調査、検討をされておりますか。

○教育委員会事務局長（宮田 龍君）

補助事業のほうは、確認というか、調べていはずですが、今回の修繕に関しましては、来年度に向けてということで、急ぎであったため、特に申請に関しては年度初めに申請という形になってくるものが多いものですから、今回は一般財源を活用させていただきたいということです。

○7番（勝山浩平議員）

今回、急ぎであったとするならば、来年の先生の異動時期に間に合わせるためでしょうけれども、できるだけ補助事業の調査を行って、それを活用するような取組を行っていただきたいと思いますが、もしですよ、今は空いている家ということでありましたけれども、仮にリフォームをして、教職員が住まなかった場合ですね、確認のためですけれども、一般の方への貸出等も検討していきますか。

○教育委員会事務局長（宮田 龍君）

教職員が入らない場合は、一般の方にもこれまでお貸ししておりますので、その辺も考えてきたいんですけども、やはり今年度も1件あったんですが、年度途中で先生がこちらに赴任したことにより、1件、別の集落の教員住宅を当てたと。今現在、空いている戸数が、今から修繕入るものと、もう1戸しかないものですから、その辺はちょっと調整しながらですね、進めていきたいと思っております。

○議長（藏 正議員）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（前田清和議員）

それでは、確認をさせてください。先ほど総務課長より14ページ、物価高騰対応重点支援事業、重点支援地方交付税500万と20万ですか、520万計上するという説明いただきましたが、具体的にこの500万、20万、どういうふうに物価対策として使われていかれるのか、御説明をお願いいたします。

○住民税務課長（直島秀治君）

住民税務課、直島です。まず、物価高騰対応重点支援事業の交付金につきまして、500万のほうに関しましては、これにつきましては令和6年度物価支援の一環として、定額減税しきれなかったと見込まれた方に対象に、調整給付金といたしまして、その支給額の不足分に生じるものに対して令和7年度に支給するものでございます。これにつきましては、令和6年度分個人住民税について、納税者及び同一生計配偶者又は扶養の1人につき所得税から3万円、個人住民税所得割から1万円、定額減税の控除をしていましたが、これに対して不足が出た分に関して、令和7年度に支給するものとなっております。

（聴取不能）

に関しての20万円に関しましては、前年度支給をしていました非課税世帯への給付金が、まだ貰われてない方がいらっしゃるしまして、その方への給付のための20万の計上となっております。

○3番（前田清和議員）

これは、そしたら令和6年度に給付できなかった方々への500万円を当てるということで、村民に、全村民に、この物価高対策の給付としての、当たるそういう支援ではないということでも理解してもよろしいわけですね。それと、この3万円当たる方々、あと何世帯ぐらいおられるわけですか。その確認だけお願いします。

○住民税務課長（直島秀治君）

住民税務課、直島です。令和7年度のその500万円に関しましては、調整給付金に関しましては、令和7年度の対象世帯が137世帯となっております。20万円の給付に関しましては、6世帯未給付の方への給付額となっております。

○3番（前田清和議員）

国会でもそうなんですけど、今物価高対策ということで、与党も野党も多分いろいろと国としても支援のやり方をやられていると思うんですよ。今、本村は第7弾まで商品券、本当村民は皆さん大変喜ばれております。7月にも第7弾が出ました。ただこれは、今まで地方交付税、国からのそういう交付をいただいて、物価高対策に当てている、きているというふうに私は理解しております。やっぱり、今度新しく伊集院村政も5期目をスタートいたしまして、やはり今後もこの物価高対策というのは、この御時世続いていくと思うんですよ。やっぱり村長の色、カラーを出すためにも、やはりその地方交付税、国からのそういう補助金とかじゃなく、やはり大和村としての何かできる物価高対策、大変財源は厳しいところを、今、村としても運営されていると思うんですけ

ど、別に僕はお金だけじゃないと思うんですよ。違う何か、村民に寄り添える、そういう村民が安心できる、そういうまた形は違ったとしても、そういうのもやっぱり一つ、この新しい伊集院村政5期目スタートして、何かやっていただけないかなという思いもございます。ですので、本当にこうしてね、住民非課税世帯とか、そういう困っている方々にももちろんこういう支援を行うのは大事です。ただ、やはり大和村村民、不平不満が出ないようにですね、やっぱり貰える人は貰っているんですよ。やっぱり所得がある方とか、そういう非課税に当たらない方々というのは、ぎりぎりのやっぱり生活をしながら、やっぱり生活されているという方もおられるわけですよ。ですので、やっぱり貰える人が貰えるだけじゃなく、貰えない人でも、やはり村民が全部一律、何かこう、少しでもいいと思うんですよ、やはりみんなが喜べるような、そういう支援というのも、今後は是非検討していただきたいなというふうに思いますので、どうですかね、村長、できる範囲でいいと思うんですけど。

○村長（伊集院 幼君）

これはもう議員のおっしゃるとおり、物価高騰による住民の皆さんは、大変生活が困難だというふうには認識しております。しかしながら、これは全国的な問題でございまして、我々も村でやりたいんですけど、やはり国の動向を見ながら、私たちも村のやっぱり独自の政策もやっていかないと、国と重なったりした場合に、どういう形になるのかということもありますので、我々としてはこの物価高騰対策は、ずっとこれまで国の動きを見ながら、国がやっぱり交付金化措置をしてくれている中では、我々独自でやっていることは、ほかの自治体でやっていないこともございますので、私たちは大和村独自の地域商品券の取組だと認識をしております。これはもう全村民に波及効果をもたらしているものだというふうに思っておりますので、今後も国の動向を見極めながら、村としても対応策を、皆さんのまた御理解をいただくなかで説明させていただければというふうに思います。

○3番（前田清和議員）

最後、もう1点だけお伺いします。15ページの一冊下です。放課後児童クラブ育成補助金の70万、次のページの16ページ、地域型保育給付金523万6,000円、これの御説明をお願いいたします。

○保健福祉課長（前田逸人君）

まず初めに、放課後児童クラブ育成助成金について御説明申し上げます。これは放課後児童クラブ、夕方行われます学童保育のものなんですけれども、当初、登録人数児童が24名でした。利用者を大体平均しますと登録人数は24名ですけど15名という計画を立てておりましたが、それから今年度に入りまして9名増加になりました。登録も9名増えて、利用者も9名増えたということで、今現在支援員で2名体制で今計画をしておりましたが、そうしますと結局2名体制で24名を見ると、1人当たり12名見ないといけない計算になってしまうものですから、それでやっぱり今年度支援が必要な方、支援が必要な子供たちが、また学童保育を利用することによって、どうしても安心して、安全で、その子供たちも見守ることができないということで、それで補助金として、育成

補助金として、人件費として70万円計上させていただきました。

次に、地域型保育給付費なんですけれども、これにつきましては、広域保育というものがござい
ます。大和村に住んで、結局仕事で名瀬に行かないといけない。そのときに名瀬のほうの認定こ
ども園だったり、あと保育所だったり、幼稚園だったり、預けないといけないということがありま
す。それを広域保育といまして、それが結局新規で、今年度計画はしていなかったんですけど、
新規で2名ほど予定があり、それで今度そういった形で入ることになりますから、それについては
費用負担をやらなくてはいけない、これは助成もあるんですけれども、それについての、結局村か
らのそういった費用負担ということで計上しております。以上です。

○3番（前田清和議員）

この地域型保育給付費ですが、523万6,000円ですよ。今、課長の説明だと2名おられるという
ことで、本人負担もあると思うんですけど、これは村の負担、そして本人負担、その比率とか、割
合とか・・・

○保健福祉課長（前田逸人君）

・・・・この幼稚園型保育というのが、結構高額な費用負担がありまして、参考までに、3歳
児を入れましたらですね、月額29万770円、大分、月額です。4歳児になりますと、幼稚園保育と
して28万1,000円という形になるんですけれども、それについては国庫補助金が2分の1、そして
県の負担が4分の1、実質村の負担は4分の1という形に、今現在なっております。よろしいでし
ょうか。以上です。

○3番（前田清和議員）

結構負担大きいですよ。その本人負担とか、いくら分かるんですか、課長。村が4分の1は
負担します、国が2分の1は負担します、県が2分の1は負担します。本人負担というのは、その
本人だけしか分からないわけで、その把握はしていないですか。

○保健福祉課長（前田逸人君）

利用料について、本人負担というのは、ちょっと調べてなかったんですけども、本人負担がある
かどうか、ちょっと調べてから回答してよろしいでしょうか。

○3番（前田清和議員）

課長、じゃ、2名でこれだけの金額が負担がかかるということは、これが3名、4名利用される
ことになると、また負担金というのは増えてくる可能性があるわけですよ。当局として、今後そ
ういう、名瀬へ、仕事の都合で名瀬の保育へ通わせるとなったときに、やっぱりこの負担金とい
うのは、ただ国・県、村も出しますが、やっぱりそれだけ財源苦しい本村にとっても、やっぱり痛手
になるんですよ。だから、名瀬に通わせるのも結構なことですけど、やはり大和村にはへき地保
育所、そして今、認定こども園の事業も計画をされて、総合的、やられるわけですから、やはり
それがだから名瀬に通わずのいいのか、悪いのか、そこはそれぞれの保護者の問題であって、私
たちがどうのうこうの言うわけではないんですが、やっぱり負担的に考えたときにね、やっぱり村

としてもやっぱりそれだけ負担を出しているわけですよ。なので、そこらはやっぱりうまく今後やっていかないと、ただただ名瀬にそういう、通わせたいという思いで名瀬に通わせたら、そういう財源も今後は厳しくなってくるのかなという点を、今聞かせていただいて思いましたので、それはゆくゆく検討していただいて、できるだけ村で子育てをしていただきたいというのが、私の本音であります。

それともう1点だけ。放課後児童クラブが15名であったのが9名増えて、定員の24名、大変すばらしいことだと思う、やっぱり授業、学校が終わって、その間、放課後クラブ、利用されるのは、本当、どんどんいいんですけど、その今の体育館の端っこでされていますよね。この24名入った、満杯になったことで、そのスペース的には大変厳しいんじゃないかなと、場所的にですよ。今後、24名定員オーバーして、今後とも増える可能性とかあるのか。保健福祉課として、やっぱり利用してもらいたいと思えば、定員の増大も検討せなあかんのかなと。それからもう24名定員いっぱい、もうそれ以上はもう利用したくても利用できなくなってくるのか、その点いかがですか。

○保健福祉課長（前田逸人君）

まず1点目ですが、広域保育につきましては、そういったやっぱり利用するという、そういった形の決まりというか、通園するのが可能な形になっておりますので、それは働き方、今から子ども子育て支援については、保護者に対してもやっぱり支援をしていかないといけないという観点がありますから、それは保護者の方が利用するのは当然だと、名瀬に仕事に行きながらですね、働き方改革というのがありますから、そういったことはやっぱりあると思うんですけども、今後はですね、村長の所信表明にもあったとおり、認定こども園というのを、やっぱり今後考えていきながら、そういったやっぱり保育所型、幼稚園型というの、今後村として考えていくような形で、今後はですね、認定こども園の設立に向けて検討を進めたいと思っております。

次に、学童保育につきましては、やはり最近やっぱりそれも子ども子育て支援ということで、学童保育は今後増えてくる可能性はあると思います。やっぱりそれにつきましてもやっぱり支援の子供たちが増えるにしても、そこを支援してくれる先生方がやっぱり増えてくると思うんですよ。そういった形もやっぱり人件費もやっぱり増額する可能性もあります。スペースについても、今様子を見てみますと、武道館、村の体育館の中の武道館のところで行っているんですけども、体育館の中で、こうやっっているような運動をさせているということもできますので、まだ体育館の中で子供たちを全員遊ばせるというスペースでは、まだ余裕があると、私は思っているところであります。以上です。

○3番（前田清和議員）

是非ですね、この放課後児童クラブですね、今後、利用される子供たちが増えることは大変いいことだと思いますので、子供たちの保護者の意見も聞きながらですね、またよりよい児童放課後クラブができるように頑張ってくださいなというふうに思います。終わります。

○議長（藏 正議員）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（奥田忠廣議員）

予算書は16ページになると思うんですが、し尿処理、7年度が始まって半分、半年になります。これ、当初予算に衛生センターの汚泥について、焼却処分じゃなくて、汚泥を肥料にするための取組を行うということでございましたけれども、現在になるまで、その汚泥を肥料にした肥料というの、話がないんですよ。これ、どのような進捗になっているんですか。

○産業振興課長（福本新平君）

汚泥肥料については、昨年度プランターのほうで肥料と汚泥とチップの1対1の分析とか、そういった形で試験のほうをしております。ただ、作るとなると、それなりのチップの量がちょっと必要なものですから、それでまたその作る場所の堆肥施設、そこでの手続とか管理面、そういったのも進めないといけないんですけど、まずそのチップの確保を進めて、そこでちょっとある程度の生産をしないといけないのかなというふうに思っています。ただその汚泥肥料については、今現在、一応どういう効果があるかというのが、まだちょっと村民の皆さんに示せないのが、少しずつ作った分は、まだ今実証農園のほうとかで、管理の面でどういう形になるのかは試しています。ある程度の量ができれば、これを周知して、どのように活用していくか、また検討させていただければというふうに思いますので、ただ今現在、本当にチップ、伐採木、それを基にする汚泥の量に対して、ちょっとなかなか不足している部分がありますので、その辺御理解いただければというふうに思っております。

○9番（奥田忠廣議員）

これは、現物はできていると理解していいんですか。

○産業振興課長（福本新平君）

現物はある程度の量はあります。その辺は確保はあります。できてはおります。ただそれを配るとかいう部分までは、達する量ではありませんが、試験的にやっぱりチップが出たものに対しては、一応作っている、混ぜ込んでいるのはあります。

○9番（奥田忠廣議員）

あのですね、チップで肥料というのは難しいんです。チップが腐るのが遅いんです。ススキとか、のであれば早くできるんでしょうけど、今のような状況では、これ、8年度、9年度に農家に配布できるという可能性はないですね。

○産業振興課長（福本新平君）

今のところはちょっと量はあれなんですけど、農家を対象に、農家の面積に応じて配布できるところまでは、ちょっと難しいのかなというのもあります。

○9番（奥田忠廣議員）

当初予算であれだけのことを言って、7年度できない、8年度できない、9年度できないというのじゃいかんのですよ。研究して、これが早急にこの汚泥肥料というのが配布できるような対策を

取っていただきたいと思います。計画的にいつごろになるという予定も立ちませんか。

○産業振興課長（福本新平君）

ウッドチップのほうを導入しておりますので、今後やっぱり道路等の環境整備で出た伐採木等は、必ずチップするような流れを取って、ある程度生産量を上げるような仕組みはとっていきたいとは思っております。ただ、いつ頃かとなると、伐採木とかの量には限りがあるのかなと思うので、その辺の伐採したものを集めてチップにしていこうかというふうには思っているんですけども、これが具体的にいつ頃までというのは、ちょっと、もうちょっと予測を立てていかせてもらえばというふうに思っております。

○9番（奥田忠廣議員）

当初に汚泥を肥料にするんだと言えばですね、議会議員としては聞いた、汚泥を肥料にして配布するらしいよと言うんですよ。あなた方は私たちにうそを言わせている。計画というのは、汚泥を肥料にするという計画があるのであれば、その計画というのを、いつにどうなるというきちっとした計画を立てて、予算措置をして、村民に知らせるということをやらないと、単に汚泥を肥料にしますよ、焼却処分はしなくて肥料にしますよと、こういう言い方はもう今後やめていただきたい。

もう1点ね、これも当初予算で質問したものですけれども、Jアラートの方針、集落放送無線委託料というのがありまして、それが金額にしては4,900万ほどだったんですが、これは、これ予算委員会で質問した。委託じゃなくて入札にしろと言ったら、入札にしますという答弁をもらっているんですよ。どうなっていますか。

○総務課長（政村勇二君）

この補正予算ではなく、当初予算のJアラートの件でよろしいですね。確かに委員会のほうでは入札をしますということを受けまして、県内、島内合わせて5業者で入札をしたところでございます。

○9番（奥田忠廣議員）

入札するということですか。

○総務課長（政村勇二君）

入札をして、指名競争入札をして執行しています。はい。

○9番（奥田忠廣議員）

これ、奄美の業者が落札したんですか。ちょっと落札業者を教えてください。

○総務課長（政村勇二君）

落札業者は奄美の業者でございます。奄美通信システムでございます。

○9番（奥田忠廣議員）

指名競争は何社だったんですか。

○議長（藏 正議員）

5社と言いました、5社。

○9番（奥田忠廣議員）

分かりました。・・・

○総務課長（政村勇二君）

5社でありましたけれども、2社は棄権しておりますので、実際鹿児島県内を入れた業者で3社でございます。

○議長（藏 正議員）

9番、奥田忠廣議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第37号 令和7年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（藏 正議員）

日程第7、議案第37号、令和7年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和7年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和7年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、繰越金の増額や返還金の増額など、歳入歳出それぞれ421万1,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（前田逸人君）

令和7年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ421万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,298万9,000円にしようとするものであります。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款6繰越金、項1繰越金、目1その他繰越金は、前年度繰越金の確定により307万8,000円を増額いたしました。

次に、款8国庫支出金、項1国庫補助金、目3子ども子育て支援事業費補助金は、子ども子育て支援金制度導入に伴う国保電算システム改修費用の国庫補助金としまして113万3,000円を増額いたしました。

次に、7ページの歳出の御説明を申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、子ども子育て支援金制度導入に伴う国民健康保険事業の電算システム改修費用としまして113万3,000円を増額いたしました。

次に、款5基金積立金、項1基金積立金、目1準備基金積立金は、保険給付費準備基金積立金としまして69万7,000円を増額いたしました。

次に、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び返還金につきましては、前年度分の療養給付費確定に伴う国庫負担金返還金としまして231万1,000円を増額いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 8 議案第38号 令和 7 年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（藏 正議員）

日程第 8、議案第38号、令和 7 年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和 7 年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第 2 号）について、提案の理由を申し上げます。

令和 7 年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、村債及び繰越金、工事請負費の増額など、歳入歳出それぞれ総額3,819万3,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和診療所事務長（池田浩二君）

令和 7 年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第 2 号）について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,819万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億5,732万5,000円にしようとするものでございます。

7 ページの歳入から御説明いたします。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金の66万5,000円の減額につきましては、歳出の増額に伴い調整を行っております。

款 4 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金325万1,000円の増額につきましては、前年度繰越金の確定により計上いたしております。

款 5 諸収入、項 1 雑入、目 1 雑入の10万7,000円の増額につきましては、来月和歌山県和歌山市で開催されます全国国保地域医療学会参加に伴う鹿児島県国保連合会からの旅費の助成金であります。

款 7 村債、項 1 村債、目 1 村債の3,550万円の増額につきましては、診療所医師住宅改修工事費及び診療所診療機材等購入に伴うものでございます。

次に、8 ページの歳出について御説明いたします。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節8の旅費10万7,000円の増額は、来月和歌山県和歌山市で開催される全国国保地域医療学会参加に伴う旅費の計上でございます。

同じく、節10の需用費253万円の増額は、大島郡医師会定例会懇親会参加に伴う診療所医師食料費及び診療所医師住宅別宅改修費用に伴うものでございます。

同じく、節12の委託料150万円の増額は、診療所医師本宅改修工事に係る管理委託でございます。

同じく、節14の工事請負費3,300万円の増額は、診療所医師住宅本宅改修に係るものでございます。

同じく、節17の備品購入費105万6,000円の増額は、診療所診療機材等の購入に伴うものでございます。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○3番（前田清和議員）

すみません、8ページの歳出ですが、診療所の医師住宅改修事業ということで、設計が150万、工事請負費が3,300万、3,450万、改修事業ということで、今ある医師の住宅を改修するに当たれば、このここまでの金額というのがちょっとびっくりしたんですよ。例えば、これぐらいであれば、普通の新築の1軒屋が建てれるぐらいの3,300万なのかなと思ったんですが、これが事業は、改修事業ということでの3,300万、もう業者もそういうのもうほぼ決定されているわけですか。

○大和診療所事務長（池田浩二君）

この工事請負費で3,300万を計上しておりますが、これは今診療所医師が住んでいる本宅は、もう30年以上経過しておる住宅でございます。今回の改修事業といたしましては、まず基礎と柱などはそのままにしておきながら、屋根、外壁、窓、内壁ですね、内壁、床、そして和室のうちの2部屋ありますが、そこもフローリングに変えたりとか、また建築設備としては、トイレがですね、30年以上前は床がタイル張りになっておりましたので、それを最新のフローリングとかですね、そういったものに変えていきたいと思っております。そして、キッチンのほうもシステムキッチンに変えて、洗面化粧台も新品に変更して、風呂の場合も床がタイル張りの風呂になっておりますので、そういったものも最近の新築家屋と一緒にようなユニットバスという、そういった形などをですね、ものをして、内観も外観も、もう新築同様な形に修繕していくような予定をしております。そして、工事に関してはですね、今回の補正予算を通していただければですね、またこれからの発注とか、そういった動きになってきますので、はい、これからでございます。

○3番（前田清和議員）

これは診療所事務長、ほぼほぼ新築ですよ。その土台から外壁から全てと、今説明をうける

と。だからその改修事業というから、ごく一部を改修するだけの予算を組まれたのかなと、僕はちょっと思ったんですけど、話を聞けば、築30年以上経っているということで、ほぼほぼ大方改装して、新築状態で多分この事業費予算を組まれたと理解してもよろしいわけですね。

○大和診療所事務長（池田浩二君）

先ほど説明したように、もう外周りも中周りも、もう新築同様ではあるんですが、まず基礎と柱はそのまま残していますので、新築の場合はまず基礎を建てて、そこに柱を立ててという、そういった段階的で造っているんですけど、残すものは残して、変えられる、改修できる部分を改修していくという、そういった形になっていきます。

○3番（前田清和議員）

本当に4月に小川先生が、前医師が退所されて、急きょ4月から新しい今の診療所の先生が来てくれて、本当に村民大変喜んでますので、今の医師がしっかりと診療ができるような体制を作るのも、やっぱり行政の仕事かな。住まいもやっぱり医師に喜んでもらえるような、そういう設備するのもやっぱり当局、私たちの仕事になると思いますので、ここはお金は掛かってもいいと思います、私自身は。ですので、造るからには、本当に住み心地のいい、何十年も住んでももらえるような、そういう医師の住宅であってほしいなというふうに思います。終わります。

○議長（藏 正議員）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第39号 令和7年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（藏 正議員）

日程第9、議案第39号、令和7年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和7年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和7年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、令和6年度の繰越金の増額や償還金返還による増額など、歳入歳出それぞれ1,334万1,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（前田逸人君）

令和7年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,334万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,116万9,000円にしようとするものであります。

6ページの歳入について御説明申し上げます。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度繰越金の確定により1,334万1,000円を増額いたしました。

次に、7ページの歳出の主なものを御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、会計年度任用職員の費用弁償通勤手当分として1万8,000円を増額いたしました。

次に、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金につきましては、前年度分の介護給付費確定に伴う返還金として1,332万3,000円を増額いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（藏 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第40号 令和7年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）について

○議長（藏 正議員）

日程第10、議案第40号、令和7年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和7年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和7年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）につきましては、繰越金の増額や繰入金
の減額、総務費の増額などにより、歳入歳出それぞれ114万7,000円の増額予算を計上いたしまし
た。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたしま
す。

○大和の園園長（早川理恵君）

令和7年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）について、内容の御説明を申し上げま
す。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114万7,000円増額し、歳入歳出予算の総
額を歳入歳出それぞれ2億4,897万1,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度繰越金の確定により214万7,000円を増額いたし
ました。

款5繰入金、項1繰入金、目2一般会計繰入金は、前年度繰越金の確定による調整として100万
円を減額いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、コロナウイルス感染症まん延による感染性廃
棄物処理手数料等の増加分として60万円を増額いたしました。

款3施設整備費、項1施設整備費、目1施設整備費は、空調機器等の不具合による修繕料といたしまして50万円を増額いたしました。

款6予備費におきまして、4万7,000円を増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（藏 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（重信安男議員）

7ページの修繕料ですね、空調関係と言いましたけど、これはもうクーラー関係とか、そういう関係だけですかね。

○大和の園園長（早川理恵君）

クーラー関係もございしますが、そのほかにも水道管、あるいは雨漏り修繕等、細々したものが含まれているところでございます。

○5番（重信安男議員）

この50万で完全に大和の園空調関係は全部整備が済むということによろしいんでしょうかね。

○大和の園園長（早川理恵君）

現在のところ必要な箇所の修繕は全て整備済みということでございます。

○5番（重信安男議員）

やっぱり今年も大変暑くてですね、入所者関係もそこに来る業者関係、また職員も、皆さんとても暑い中で仕事されていると思いますので、私が去年1回、敬老会の日に行った時、村長もおられたんですけど、電気が落ちてですね、停電とかあったり、何か不具合が起きてですね、以前も確か、これをずっと前から早くなおしたらいいですよということを言っていたんですけど、もうこうやってよくなったということを知って、こっちも安心いたしました。

それとですね、関連ではないですけど、人間関係ですかね。最近、数カ月前からですね、私もちょっと知ったんですけど、今まで大和の園の事務所が土、日、祭日、開いていませんでした。だけど、最近ですね、いつ行っても職員が必ずいるんですよ。私はとってもいいことだなと、いつも職員と事務所がなければ、人というのは玄関から入りづらいんですよ。やっぱり面会に来ても行きづらいとかいうのがあるんですけど、それを今度、今年から何かされているみたいですけど、その経緯は、どうしてですか。ちょっと伺いたいんですけども。

○大和の園園長（早川理恵君）

土日に事務所が開いている経緯ということでございますけれども、大和の園は365日稼働しているという状況の中で、これまで一部の職種のみが土日休みというふうな体制でございましたので、そこが入口の事務所に当たるということでございました。そのため、一部やはり全体の配置に偏りが出てしまうことと、あるいは土日御面会の方が多い中で、その対応がなかなかスムーズにいかな

いというようなことがございましたので、職員で試行的に開けていこうということで、今、実施の試行中というような経緯でございます。

○5番（重信安男議員）

私はとってもいいことだと思います。やはり敬老の日もですね、いっぱい面会に来ていたみたいですが、村民からもそういう声が上がっていますね、大和の園がそうやって開いていると、事務所のほうが、大変行きやすくなったと、村民の方もみんな、入所されている親族の方もですね、大変褒めていましたので、今実験中か分かりませんが、なるべくですね、継続できるように、職員がちょっと負担も考えてですね、頑張っていてほしいと思いますので、お願いいたします。

○議長（藏 正議員）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第41号 令和7年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（藏 正議員）

日程第11、議案第41号、令和7年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和7年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げ

ます。

令和7年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、前年度繰越金の増額や事務費繰入金の減額などにより、歳入予算を49万8,000円の増額及び減額予算を計上させていただきました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いします。

○保健福祉課長（前田逸人君）

令和7年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入を49万8,000円増額及び減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,821万5,000円にしようとするものであります。

4ページの歳入を御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金は、前年度繰越金の確定に伴う調整を図るために、49万8,000円を減額いたしました。

次に、款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度繰越金の確定に伴い49万8,000円を増額いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（藏 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。30分から再開いたします。

休憩 午後 3時12分

-----○-----

再開 午後 3時30分

○議長（藏 正議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

- 日程第12 認定第1号 令和6年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について、
- 日程第13 認定第2号 令和6年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第3号 令和6年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第4号 令和6年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第5号 令和6年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第6号 令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第7号 令和6年度大和村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第8号 令和6年度大和村集落排水事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長（藏 正議員）

日程第12、認定第1号、令和6年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第2号、令和6年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第3号、令和6年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第4号、令和6年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第5号、令和6年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第6号、令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第7号、令和6年度大和村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第8号、令和6年度大和村集落排水事業会計歳入歳出決算の認定について、以上の8件を一括議題といたします。

これから、提案者に提案の理由及び内容の説明を求めますが、各特別会計の内容説明については、議案日程の順序を問わず、各関係課長において関係する議案を一括して説明を行い、内容については簡潔にお願いいたします。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度大和村一般会計及び各特別会計等歳入歳出決算の認定について、認定第1号から第8号までの8件の議案について、一括して提案の理由を申し上げます。

令和6年度大和村一般会計及び各特別会計等、歳入歳出決算について議会の認定を求めたく、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して御提案いたしました。

内容につきましては、関係各課長又は園長等に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和6年度大和村一般会計歳入歳出の決算の概要について、御説明申し上げます。

令和6年度大和村一般会計の決算は、歳入総額が49億5,313万9,000円、歳出総額は47億6,135万7,000円であります。

収支の状況でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支が1億9,178万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源1億1,062万円を差し引いた実質収支が8,116万2,000円の黒字となり、令和5年度における実質収支と比較いたしまして、前年比でマイナス1,141万5,000円となりました。また、基金への積立金が2億8,660万円、収支を調整するために基金4億8,600万円を取崩し、実質単年度収支は2億1,081万5,000円のマイナスとなっております。令和6年度末の基金総額は、前年度と比較いたしまして1億9,810万1,000円減の12億2,000万円であります。

以上で、決算の概要を申し上げましたが、内容につきましては、お配りしました資料のとおりであります。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会におきまして、御質問により御説明させていただきますと思います。

御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○保健福祉課長（前田逸人君）

令和6年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和6年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算、令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について、内容を御説明申し上げます。

令和6年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2億1,027万5,171円、歳出総額2億689万6,185円で、実質収支337万8,986円の黒字決算となりました。

次に、令和6年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2億5,016万5,639円、歳出総額2億3,682万3,502円で、実質収支1,334万2,137円の黒字決算となりました。

次に、令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額3,539万5,388円、歳出総額3,484万6,747円で、実質収支54万8,641円の黒字決算となりました。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会におきまして、御質問により説明させていただきますと思います。

御審議方よろしくお願ひいたします。

○大和診療所事務長（池田浩二君）

令和6年度大和村大和診療所特別会計決算の概要について、御説明申し上げます。

令和6年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算は、歳入総額9,231万9,699円、歳出総額8,856万8,440円で、実質収支375万1,259円の黒字決算となりました。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会におきまして、御質問により説明させていただきますと思います。

よろしく御審議をお願いいたします。

○大和の園園長（早川理恵君）

令和6年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の概要について、御説明申し上げます。

令和6年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2億2,954万8,485円、歳出総額2億2,690万1,247円で、実質収支264万7,238円の黒字決算となりました。

なお、詳細につきましては決算審査特別委員会におきまして、御質問により説明をさせていただきますと思います。

御審議方よろしく御願ひ申し上げます。

○住民税務課長（直島秀治君）

令和6年度大和村簡易水道事業会計収益的収支資本的収支決算及び令和6年度大和村集落排水事業会計収益的収支資本的収支決算の概要について、御説明申し上げます。

令和6年度大和村簡易水道事業会計収益的収支資本的収支決算は、収益的収支税抜きにつきましては、収入3,618万6,355円、支出7,663万8,143円となりました。資本的収支税込につきましては、収入8,361万6,000円、支出4,044万7,206円となりました。なお、一般会計からの出資金として5,621万6,000円を受け入れました。

歳入歳出で説明いたしますと、歳入総額1億1,980万2,355円、歳出総額1億1,708万5,349円で、実質収支が271万706円の黒字決算となりました。

次に、令和6年度大和村集落排水事業会計収益的収支及び資本的収支決算は、収益的収支税抜きにつきましては、収入6,544万3,548円、支出1億3,184万1,520円、資本的支出税込につきましては、収入3億1,681万8,000円、支出1億9,391万6,377円。なお、一般会計から出資金として1億7,175万7,000円を受け入れました。

歳入歳出で説明いたしますと、歳入総額3億8,226万1,548円、歳出総額3億2,575万7,897円で、繰越額204万5,000円を差し引いた実質収支が5,717万5,657円の黒字決算となりました。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会にて御質問により説明させていただきますと思います。

御審議方よろしく御願ひいたします。

○議長（藏 正議員）

ただいま令和6年度各会計決算の概要説明がありましたが、この後設置されます決算審査特別委員会におきまして、詳細な審議を行う予定にしております。

したがいまして、本日は総務建設委員長の大綱質疑のみにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、令和6年度の各会計決算に対する質疑については、総務建設委員長の大綱質疑のみを行うことに決定いたしました。

それでは、2番、市田実孝総務建設委員長の大綱質疑を許可いたします。

○総務建設委員長（市田実孝議員）

伊集院村長の5期目の村長就任にあたり、一言お喜び申し上げます。今後とも大和村の発展、地域活性化を期待する大多数の村民の支援のもと当選されました。誠にありがとうございます。中央政治が混沌とする中、地方政治も大変な時代背景とは思いますが、持ち前の積極的機動力でよりよい村づくりにまい進されることを御期待申し上げます。

それでは、総務委員長として大綱質疑をさせていただきます。

令和7年第3回大和村議会定例会にあたり、令和6年度決算審査の大綱質疑を、私のほうから代表して質疑を行います。

本村の令和6年度予算は、厳しい財政状況の中で、第2期総合戦略として策定された大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、四つの基本目標を推進し、行政サービスを維持しつつ、村民の福祉の向上を図り、より効果的な行政を進めることを理念に、予算執行がなされました。その結果、一般会計の決算額は、歳入において49億5,313万9,000円、歳出においては47億6,135万7,000円であります。また、実質収支は8,116万2,000円の黒字となりましたが、基金については前年度比1億9,810万1,000円の減額となり、総額は12億2,000万円となっております。約75%を依存財源である地方交付税や国庫補助金等に頼らざるを得ないものとなっており、これからも厳しい財政状況は続くと思われまますので、国・県の財政動向を注視しながら、効率的な財政運営に努めていただきたい。

一般会計においては、農林水産業の振興、商工観光の振興、生活環境の整備、村民福祉の充実、ほか全ての事業に係る予算は、目的に沿って執行されている。特別会計においては、特に大和診療所特別会計では、過去9年間、一般会計からの実質的な繰入金なしで事業を運営されていることに対し、敬意を表したいと思えます。

それでは、質疑を行います。

主要施策の成果からお伺いいたします。産業振興についてですが、農林作物への被害を与える有害鳥獣、イノシシを捕獲し、被害の軽減を図っておられますが、有害捕獲頭数は前年に比べ約1.4倍増加し、病害イノシシも前年に比べ5倍増加したとされております。近隣市町村も同様に増加しているのか、また、要因はどのように考えておられるのか、答弁を求めます。

次に、商工観光の振興についてお伺いします。村内の周遊を促進することで、村内滞在時間の向上を図ることにより、観光外貨の獲得を図るため、デジタルスタンプラリーのシステム構築を図られております。今後、運用はどのようにされるのか、答弁を求めます。

大和村起業創業ステップアップ助成事業で、令和6年度も2業者に対し助成が行われております。昨年度の大綱質疑の答弁でもありました令和5年度に助成を行った3事業者の助成に対する成

果、経営状況についてのヒアリングはどのようであったのか、答弁を求めます。

決算及び監査委員の意見書よりお伺いいたします。大和の園財政調整基金が大幅に減少し、基金残高が462万3,827円となっております。これまで一般会計からの自主的な繰入金なしで経営されていた大和の園特別会計の運営が危惧されます。サービス収入が減少傾向にある中、今後の事業継続に向けての経営努力は、どのようになされていくのか、答弁を求めます。

公営企業会計の繰出金についてお伺いします。簡易水道事業会計への繰出金が令和5年度比569万増の5,616万円、集落排水事業会計への繰出金が9,288万3,000円増の1億7,175万7,000円と多額となっております。今後、水道施設の耐震化など課題がある中、公営企業会計への繰出金、出資金はどのように推移していくものと見込んでおられるのか、答弁を求めます。

最後に、基金全般についてお伺いいたします。一般会計の財政調整基金や大和の園財政調整基金の減少などにより、令和6年度末の基金残高は、一般会計、特別会計、合計で前年度比2億8,954万7,408円減の12億6,369万204円と、大きく減少しています。基金は本村の持続的な施策を進めていくにあたり、なくてはならないものであるため、減少に危惧を感じているところであります。人事院勧告による人件費の増加、物価高騰など、要因はいくつかあると考えられますが、今後、基金の推移はどのように見込んでおられるのか、答弁を求めます。

以上、壇上からの質疑を終わります。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの大綱質疑のお答えを申し上げます。

有害鳥獣につきましてでございますが、令和6年度の有害鳥獣であるイノシシの捕獲の実績は、145頭と令和5年度の104頭から増加している状況でございます。令和6年度は近隣市町村におきましても、約1.5倍から2倍と捕獲頭数の増加を確認されております。本来、イノシシは臆病で、わななどへの警戒心が強い動物でありますので、捕獲の増加要因といたしましては、イノシシが好むシイの実などの餌が山になく、餌を求めて多くの個体が里に下りて来たと思われ、畑周辺での捕獲率が上がったものと考えられます。

次に、デジタルスタンプラリーのシステム構築における運用につきましては、昨年度鹿児島県地域振興推進事業を活用し、システムを構築いたしました。大和村デジタルスタンプラリーでございますが、村内全域に20カ所のチェックポイントを設け、4月20日から6月30日の期間で第1弾目のスタンプラリーを実施し、総参加者数は425名でありました。一般的に小規模自治体による地域内周遊を目的としたデジタルスタンプラリーの初回参加者の目安が100名から500名とされておりますので、参加者数425名という結果は、比較的好調な参加実績であると考えております。現在、第2弾目のスタンプラリーを8月1日から10月31日の期間で実施中でございます。今後も継続的に年3回開催をし、村内滞在時間の向上による観光外貨獲得機会の更なる創出に努めてまいります。

次に、大和村起業創業ステップアップ助成金事業のヒアリングにつきましては、令和5年度に事業を活用された3事業者に対し、令和6年9月10日に実施をしております。対象事業者は観光案内

行、製造業、宿泊業と異なりますが、成果につきましては、共通して事業のサービス面に対する充実や経営計画に対する負担軽減が図られたとの意見がございました。経営状況においても、現在は順調とのことであり、競合他社が増加傾向にある中、それぞれの事業者においてサービス面や情報発信などに工夫をこらし、事業を展開しております。また、村内の事業者が連携した取組ができないかなどの意見もございましたので、今後も定期的な意見交換を行い、官民一体となって地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、大和の園における今後の事業継続に向けての経営努力につきましては、物価高騰や人手不足など、さまざまな要因により介護事業所の経営は全国的にも大変厳しくなっており、運営維持が困難となり、撤退する民間介護事業所も年々増加していることから、鹿児島県内におきましても地域の介護サービス確保事態が困難となっている地域が出てきている状況でございます。大和の園におきましても、人口減少に伴い、年々待機者が減少し、今年度9月現在におきましては、待機者が実質ゼロという状況にあります。また、現在の利用者の比率におきましても、長期利用者の3分の1は村外の利用者となっている状況であります。このため、平成29年頃から慢性的に空床が発生している状況でございますが、長期利用者が減少する一方で、在宅サービスの充実による短期利用者が年々増加しているため、ここ数年の空所の総数としては、1日当たり5床から10床で推移しているところでございます。また、今回の基金取崩の要因といたしましては、空床の発生による収入の減少もございますが、一番大きな要因は令和2年度から開始しております会計年度任用職員制度による人件費の増額によるものであります。令和2年度と令和6年度決算を比較いたしますと、職員数はほぼ同数であるにもかかわらず、人件費が約5,300万円の増加となっており、人事院勧告にあわせ今年度も更に増加していく見込みであります。このことによる経営圧迫は予測されておりましたことから、以前より大和の園の運営方法につきましても、総合福祉計画の一部として数年にわたり関係者協議を重ね、あわせて津波被害への対策としての移転も視野に入れながら、集落内での空き家等を活用した小規模形態での新たな運営方法の実現に向けて検討を進めてきたところでもございます。しかしながら、本村の自然条件等から集落内における一定の土地の確保が非常に困難であるため、進捗が遅れている状況がございます。現在におきましても、鹿児島国際大学を含めた外部専門家等の支援もいただきながら、運営や施設形態について協議を進め、合わせまして大和の園施設内の職員間でも、業務整理による人員配置の見直し、ICT活用による生産性の向上など、協議を図りながら改善に向けて取り組んでいるところでございます。今後、引き続き土地の確保に努め、村民の介護サービス基盤に支障が生じない、ことがないよう、できるだけ早い時期に計画を進めてまいりたいと考えております。

次に、公営企業会計の繰出金につきましては、簡易水道事業会計及び集落排水事業会計への一般会計繰出金、出資金総額が2億2,797万3,000円となっており、これを受入れているところでございます。簡易水道事業におきましては、当年度に補助水源整備事業等を実施し、新たな地方債の発行を行いました。これを含む過年度事業分の地方債償還は、令和19年に完了する予定であります。現

在、全国的に浄水施設や管路等の耐震性、老朽化の更新といった課題が問題視されており、本村でも必要性を重要視し、今後の検討を進めていく必要があると認識をしております。集落排水事業におきましては、農業集落排水施設整備事業の実施計画に基づき、東部地区は令和9年に事業完了予定、また西部地区は令和12年に事業完了予定となっており、新たな地方債の発行及び償還返済は令和37年に完了する見込みでございます。これらを踏まえ、両事業において経営戦略を策定及び改訂し、健全で計画的な経営を進めることが重要であります。公営企業法を一部適用し、複式簿記による経理を行うことで、本会計の本質である経営状況、資産状況の見える化を推進し、経営手法の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営状況や課題を明確にし、適正な一般会計繰出金出資金の推移及び受入を行っていきたいと考えております。

最後に、今後の基金の推移につきましては、大綱質疑にありますとおり、人事院勧告による人件費の増加や物価高騰、また簡易水道事業と集落排水事業の法適用化による繰出金の増加などが基金減少の大きな要因であると考えております。今後の基金の推移に関しましても、人件費の状況や地方交付税の増減等が大きく関係しているため、見通しを立てることが難しいと考えておりますが、アマミノクロウサギ研究飼育展示施設整備事業等の大型事業が終了したことや、法適用となった各公営企業会計が2年目を迎えることで、前年度より一般会計からの繰出金が減少するものと予想しているため、本村としましては、ここ数年で大きく減少いたしました財政調整基金の積戻しを最優先とし、人件費を含めた経常経費の抑制や単独事業の減少に取り組むことで、前年度より少しでも積戻しができるように努めていきたいと思っております。

以上、大綱質疑の答弁とさせていただきます。

○総務建設委員長（市田実孝議員）

ただいま村長より答弁がありました。詳しくは9月30日、10月1日に行われます決算審査特別委員会におきまして各委員よりたずねることといたしまして、これで大綱質疑を終わらせていただきます。

○議長（藏 正議員）

これで、大綱質疑を終わります。

-----○-----

日程第20 令和6年度決算審査特別委員会の設置について

○議長（藏 正議員）

日程第20、令和6年度決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

認定第1号、令和6年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第8号、令和6年度大和村集落排水事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上8件は、議長を除く7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、議長を除く7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

なお、委員長及び副委員長については、全員協議会において互選しましたので、結果を報告いたします。

委員長に市田実孝議員、副委員長に奥田浩一議員が決定いたしました。

-----○-----

日程第21 議案第42号 大和村職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藏 正議員）

日程第21、議案第42号、大和村職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

令和7年人事院規則に基づき、本村職員の育児休業による勤務時間及び休暇等の改定を行いたく、御提案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

人事院規則による法改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい環境の整備として、制度に関する情報の提供や妊娠出産等について申出をした職員等に対する意向確認のための措置並びに配偶者が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認などを講じるよう整備するものでございます。

御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藏 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。
これから、議案第42号を採決いたします。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。
したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第43号 大和村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藏 正議員）

日程第22、議案第43号、大和村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。
令和7年人事院規則に基づき、本村職員の育児休業の取得時間数の改定を行いたく御提案いたします。
内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。
人事院規則による法改正に伴い、育児時間の多様化において部分休業の取得パターンを現行の仕事の始め又は終りに30分単位で2時間の取得可能から、勤務時間内に30分単位で2時間の取得が可能とするほか、1年間の間、限られた時間で集中的に取得できるものとして、申出職員の選択肢を増やす内容であり、柔軟な働き方を実現するために整備するものでございます。
御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藏 正議員）

これから、質疑を行います。
質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。
これから、議案第43号を採決いたします。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。
したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第44号 大和村過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（藏 正議員）

日程第23、議案第44号、大和村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。
提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村過疎地域持続的発展計画の変更について、提案の理由を申し上げます。
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき、御提案申し上げます。
内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

大和村過疎地域持続的発展計画の変更について、内容の御説明を申し上げます。
大和村過疎地域持続的発展計画につきましては、令和3年9月定例会で策定いたしておりますが、事業の追加、変更などがある場合は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条10項の規定に基づき、その都度議会の議決が必要となります。

今回の変更は、区分3、産業の振興の項目に漁港環境整備施設改修事業、防波堤整備事業、観光

拠点連携整備事業、区分6、生活環境の整備の項目にろ過機能強化事業、塵芥車庫整備事業を追加し、区分7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の項目の育児助成金を育成育児助成金に名称を改め、助成内容を拡充しようとするものです。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（藏 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○7番（勝山浩平議員）

計画の3ページの下の枠のほうですね、全員協議会のほうでも課長から質問を説明をいただいたんですけども、計画の変更に伴って観光拠点連携整備事業、名音大金久地区とありますけれども、奄振事業を活用してフォレストポリスの整備やみねやま公園のトイレの修繕を行う計画ということでありましたけれども、具体的にはどのような内容となっておりますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

まず、名音地区のほうにつきましては、フォレストポリスの水源池に発電機を設置するものでございます。これまで台風などにより停電が発生した場合、水源をポンプが汲み上げることができないということで、断水ということがございました。それを解消するために新たに発電機を設置するものでございます。

また、大金久地区につきましては、午前中の全員協議会でも御説明しましたように、みねやま公園トイレのポンプ、水を供給するポンプの再整備でございます。

○7番（勝山浩平議員）

みねやまのトイレの、みねやま公園のトイレについてですね、おそらく今年の4月ぐらいから使用ができない状態が続いていると思いますが、本村、先ほどから出ているデジタルスタンプラリー第1弾に参加をした方、村民も参加をしているんですよ、観光客もいらっしゃるんですけど、そういった方からトイレが使えなくて不便との声が寄せられております。そのときに観光課に相談をしたら、修繕は早くて年内ということでお答えいただきましたけども、今朝、午前中の全員協議会の中でも、時期の質問に対しての質疑、質問がありましたが、明確な答えがありませんでした。事前に今回の計画の議案書でヒアリングを行ったところ、完成は12月頃ということでお答えをいただいておりますけれども、自慢の観光スポットでデジタルスタンプラリーの観光のポイントにもなっておりますが、早期の修繕が必要です。具体的にいつ頃、修繕の事業を発注して、完成予定はいつ頃と考えていますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

事業の発注についてでございますが、我々も限られた人員で事業を展開しているという事情もございまして。その中で、ハード整備関係の事業につきまして、今回計画変更で上げております名音大金久地区以外にまほろば水と森公園再整備事業のほうも計画が今年度されていたところござい

す。まず、事業の発注優先順位を付け、その財源が繰越財源であるのか、現年度財源であるのかというところでも、優先順位が変わってくるところでございます。まほろば水と森公園再整備事業につきましても、繰越事業となっておりますので、年度内完成が必ず達成しなければならないということで、まずこちらの大型公共工事のほうを発注をさせていただき、順を追って名音大金久地区の整備について準備を進め、執行をしていきたいというふうを考えております。来月、まほろば水と森公園のほうは入札を行う計画になっております。既に担当職員のほうでは次の名音大金久地区の発注に向け着手をしているところでございます。発注の準備が整い次第、入札という形になりますが、現状のスケジュールから申し上げますと、明確にこのとおりに必ずなりますということは、私もここで断言はできませんが、12月までには発注をしたいというふうには考えているところです。その施工の内容などにより、年度内に完成ができるのか、又はポンプ、発電機について、発注後にその製品の注文という形になりますので、それが受注生産のものになってしまうのか、通常在庫があるものなのかということについて、そういった関係でスケジュールの微調整というものは出てくるものというふうを考えているところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

職員人員不足というのは分かりますよ。・・・財源の予定というのも分かります。ですが、4月からこういった声が上がっていて、その間、お客さんが多いゴールデンウィークとか、夏休みとか、せっかくスタンプラリーで大和村のいい場所を案内をしても、公園がトイレが使えなかったとか、午前中、重信議員からもあったように、商売柄情報が多いんでしょうけれども、そういった声は早くから上がっているんですね。事情も分かりますので、出来る限り早くの修繕完了を期待をしております。

○議長（藏 正議員）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第24 議案第45号 大和村辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（藏 正議員）

日程第24、議案第45号、大和村辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村辺地に係る総合整備計画の変更について、提案の理由を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき御提案申し上げます。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

大和村辺地に係る総合整備計画の変更について、内容を御説明申し上げます。

大和村辺地に係る総合整備計画につきましては、令和5年度から令和9年度までの5年間で策定しておりますが、新たな事業の追加や事業の増などが生じた場合は、その都度整備計画の変更を行うこととなっているところでございます。今回は、道路、橋梁、下水道処理施設、教育文化施設、厚生施設の事業量の増に伴い、計画を変更し、また、事業費の調整を行おうとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時16分

第 3 回 大和村議会定例会

第 2 日

令和 7 年 9 月 2 4 日 (水)

大 和 村 議 会

議事日程（令和7年第3回大和村議会定例会）

令和7年9月24日（水）

開議時間 午前10時10分

午後 1時15分

開議の宣告

日程第 1 一般質問（5名）

午前（2名）

2番 市田 実孝 議員

3番 前田 清和 議員

午後（3名）

1番 奥田 浩一 議員

7番 勝山 浩平 議員

8番 中井 文忠 議員

日程第 2 同意第 1号 大和村教育委員会教育長の任命について

散会の宣告

令和7年第3回大和村定例会会議録

令和7年9月24日(水)

午前10時15分 開会

1 議事日程

※別紙、議事日程のとおり

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 奥田浩一君 | 6番 | 藏正君 |
| 2番 | 市田実孝君 | 7番 | 勝山浩平君 |
| 3番 | 前田清和君 | 8番 | 中井文忠君 |
| 5番 | 重信安男君 | 9番 | 奥田忠廣君 |

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 森永学君 主幹 太純一君

5 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|--------|-------------------|-------|
| 村長 | 伊集院幼君 | 教育長 | 晨原弘久君 |
| 副村長 | 仲新城長政君 | 教委事務局長 | 宮田龍君 |
| 総務課長 | 政村勇二君 | 企画観光課長 | 大瀬幸一君 |
| 建設課長 | 早川勝志君 | 産業振興課長 兼農委事務局長 | 福本新平君 |
| 教委指導主事 | 里中卓麻君 | 保健福祉課長 | 前田逸人君 |
| 会計管理者 兼会計課長 | 児玉明美君 | 大和診療所事務長 | 池田浩二君 |
| 住民税務課長 | 直島秀治君 | 大和の園園長 | 早川理恵君 |

開会 午前10時15分

○議長（藏 正議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（藏 正議員）

日程第1、ただいまより一般質問を行います。
通告順に従って順次発言を許可いたします。
2番、市田実孝議員に発言を許可いたします。

○2番（市田実孝議員）

皆さん、おはようございます。ただいま、議長の許可をもらいましたので、2番、市田実孝、一般質問をさせていただきます。

1番、大棚、フォレスト間道路拡張及び改善について。

その1、フォレスト、大棚毛陣間は道路の幅が狭く、通行時、対向車との危険を感じるが、改良の予定はないか。今後の計画、現状を伺います。

2番、教育委員会は今後とも、村主催のグラウンドゴルフ大会ほか、各種競技大会を計画していくと思うが、村民はじめ、多数の参加者をお願いする中、早急な改善を必要としないか。

その3。村民は大会時はもとより、日々、利用しておられる方においては、常に対向車に気苦労している状況に侵されているが、安心・安全を考慮していただけないか。

大きな2番、省エネ家電買換促進補助金について。

その1、省エネ基準を満たしたエアコン、冷蔵庫を購入した場合、電気使用量の削減や温室効果ガスの排出削減を目的に、全世帯に対して購入者に新たな補助金を検討できないか。

その2、省エネ対策は国の重要課題であるが、火力エネルギーを消費している我ら離島こそ、先駆けて導入していく必要はないか。

その3、物価高騰対策に係る施策補助金で、全世帯対象である中、特に年金生活者は収入が限られ、買替も困難だと思うが、現在、大和村の年金世帯、全世帯の何割になるのか。

その4、猛暑、命の危険を脅かす暑さと言われる中、高齢者にできるだけ外出を控え、クーラーを勧めていると思うが、高齢者の使用状況等、把握されておられるのか。

大きな3番、集落内の橋の拡張について。思勝公民館前の橋幅が狭く、普通車以上の車両が通行するとき難儀しているが、橋幅を拡張し、緊急車両を含め、スムーズに渡れるようにできないか。

以上、壇上より申し上げまして、あとは答弁の後、議席にて質問を再度行いたいと思います。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、おはようございます。それでは、市田議員の御質問にお答えをいたします。

質問の中にございます。グランドゴルフ大会等の各種競技体験における改善につきましては、教育委員会の方から答弁をさせていただきます、その他の質問について、答弁をさせていただきます。

まず、大柵、フォレスト間拡張及び改善についての、道路幅が狭く、通行時、対向車等の危険を感じるが、今後の計画についての御質問でございますが、質問にもございます、大柵名音線につきましては、現在、名音集落の方からフォレストポリス間を名音工区として改良工事を継続して実施し、計画区間の約70%が改良が完了しているところであり、今後も早期完了を目指し、実施する予定でございます。大柵名音線の毛陣側につきましては、改良時期は大分前になりますけれども、改良済みの区間でございます、一部狭窄区間がございますが、ほとんどの区間で車両が離合できる状態となっているところでございます。現在、村の方では、先ほどの大柵名音線の名音工区、福元湯湾線、大和浜大柵線、宝田線や名音、大柵、国直の各集落での道路改良工事や、その他の路線で舗装、補修事業等を、国の補助事業を活用して進めているところでございます。大柵名音線毛陣側区間の改良計画につきましては、現在、進めている改良区間の進捗状況、他の工事の進捗状況、国の補助制度の動向や本村の財政状況等を見極めながら、計画を検討してまいりたいと考えております。また、同区間の安全対策といたしましては、運転者の視界を妨げる草等の定期的な伐採や、路面の適切な補修等を実施しており、今後も適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の省エネ買替促進についての1番目にございます、省エネ基準を満たしたエアコン、冷蔵庫等を購入した場合、電気使用量の削減や温室効果ガスの排出削減を目的に、全世帯に対して、購入者に新たな補助金を検討できないかとの御質問でございますが、まず関連して、地球温暖化防止は国際的働きを受けて、我が国においても、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかに、明らかにするとともに、各自治体の取組を促進しているところでございます。このことから、温室効果ガスの削減を目的に、各市町村で取組が行われており、省エネ家電買替促進についても、地球温暖化防止対策としても、効果的な取組の一つとして考えられます。しかしながら、省エネ家電の買替補助に関しましては、補助を行う財源が独自財源となることから、新たな補助金の創設は困難であると考えているところでございます。また、本村としましても、地球温暖化対策の取組を進めており、本村から排出される温室効果ガス削減に向けて行動を行っているところでございます。

次に、2番目の省エネ対策は、国の重要課題であるが、火力エネルギーを消費して、消費している我ら離島こそ、先駆けて導入していく必要はないかとの御質問でございますが、離島において、火力発電は比較的安定した電力供給が可能であり、離島の電力需要を満たすために重要な役割を果たしております。そして、火力エネルギー問題は単なるコストや技術の問題では、だけではなく、地域の持続可能性エネルギー、自立、環境保護を考える必要が重要であります。また、離島は燃料コストがかかるため、電力、電力料金が高くなる傾向がございます。離島の火力エネルギーを解決するには、再生可能エネルギー、太陽光、風力、バイオマスなどの導入や、火力と再生エネルギー

のハイブリッド化、蓄電池の導入などが進められています。また、奄美郡島内の各市町村で再生エネルギー設備等の導入の取組が進められており、本村においても、本年度、公共施設の2か所において、大和村本庁舎屋上に太陽光パネル、アマミノクロウサギミュージアムQ u r u G u r uに、屋上等に太陽光パネル及び風力発電設備の導入を進めているところでございます。これらのように、奄美郡島において、各市町村が火力エネルギー消費の抑制及び温室効果ガス削減を目標に、効果的な取組の促進に向け進めているところでございます。

次に、3番目の物価高騰対策における施策補助で、全世帯対象である中、特に年金生活者は収入に限られ買替も困難だと思うが、現在、大和村の年金世帯は全世帯の何割かになるかとの御質問でありますが、本村の9月1日現在の人口は1,363人の826世帯となっております。このうち、年金受給世帯は約364世帯で、割合で申しますと約4割弱となっております。

次に、4番目の高齢者のクーラー使用状況の把握についてでございますが、今年も全国各地では最高気温が35度を超える猛暑日が続き、熱中症警戒アラート情報が頻繁に出され、熱中症に対する注意喚起が連日報道されているところでございます。奄美地方におきましても、過酷な猛暑環境にあることから、村では熱中症対策としまして、防災無線による注意喚起と併せて広報紙による村民への周知も行っていました。今回、御質問にあります熱中症対策の一つである高齢者のクーラー使用状況につきましては、高齢者全世帯の使用調査を実施していないため、全てを把握はしておりませんが、参考までに、包括支援センターに関わる高齢者29世帯について確認をいたしましたところ、クーラーを設置していない世帯が5世帯、クーラーを設置しているが使用していない世帯が6世帯、クーラーを設置している、設置して利用している世帯が18世帯と約60%の世帯でクーラーを使用している状況でございました。また、65歳以上の高齢者生活保護世帯につきましても確認をいたしましたところ、31世帯中15世帯、5割の世帯がクーラーを設置して利用しているとの状況でありました。このような状況から見ますと、約半数以上の高齢者世帯がクーラーを設置して使用しているものと思われます。今後も熱中症対策につきましては、特に体温調整機能が低下している高齢者にとりましては、熱中症のリスクが高くなり、特に注意が必要になってきますので、防災無線や広報ラジオ等での呼びかけや、熱中症警戒アラート発令中はできるだけ外出を控えるよう注意喚起に努めてまいりたいと思っております。

次に、3点目の集落内の橋の拡張についての御質問でございますが、御質問の思勝集落にあります新橋は、昭和43年に建設され、橋長が5.2m、幅員が3.3mの橋梁でございます。令和元年度に橋梁の長寿命化を図るため、補修工事を実施した結果、令和5年度の定期点検におきましては、道路橋の機能に支障が生じていない健全な状態となっており、現在は経過を観察しているところでございます。議員御指摘のとおり、新橋は集落内思勝2号線から公民館前の道路、思勝線の接続がT字路の交差となっており、一部車両の通行が困難な状態になっていると認識をしております。集落の道路整備につきましては、これまでも地元の同意に基づいた要望等を伺った中で進めさせていただいております。村としましても、事業の実施にあたっては、地元集落の協力が必要でございますこ

とから、集落からの要望内容を確認した上で、事業内容等を検討してまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長、あるいは自席の方から答弁をさせていただきます。

○教育長（農原弘久君）

市田議員の御質問にお答えいたします。大棚、フォレスト間拡張及び改善についてのグラウンドゴルフ大会ほか、各種競技大会における改善につきまして、現在、フォレストポリスを利用、活用した村主催大会等につきましては、グラウンドゴルフ大会とまほろばウォーキング大会を実施しております。グラウンドゴルフ大会につきましては、村民をはじめ、島内のグラウンドゴルフ愛好者の参加者が多く、また、日頃からフォレストポリスを利用される方が多いことから、道路、交通状況を把握されている方も多いと思われまます。ウォーキング大会につきましては、約1,000名の方が参加する大会となり、初めての方や久しぶりにフォレストポリスに来られる方が多いかと思いますので、道路、交通状況につきましては心配する部分もありますが、これまでに道路事情による事故等の発生や、大きく参加者が減ったという事象はございませんので、広報時のポスターやラジオ、防災無線等において、注意喚起を行いながら大会等を開催していく予定であります。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問により、関係課長、あるいは自席の方から答弁をさせていただきたいと思います。

○2番（市田実孝議員）

ただいま、教育長より返事をいただきましたが、大和村のウォーキング大会、かれこれ20回を経過しようとしている中ですね、1,000名の参加者が参加なさるようになってきております。村内の参加者が300、村外から700人の方々が参加している状況、状況にあると私は推測されて、していますが、一般、そういった主催の多数の人数を動員する場合にですね、昨日も、1週間前も議員に質問、あげさせていただきましたので、見に行っております。そうしますと、30cm以上の穴ですね、道路に穴が30近く空いているわけですね、この区間。いろんな、大島管内の道路を通過して、穴が空いた道路というのは、私は経験がありません。こうして、セメントで埋め戻した道路はボコボコなんですね。バウンドするわけですね。そして、両脇の草は多い茂り、道幅は、先ほど村長は広いとおっしゃっておりますが、そこに来る区間、先輩方は、福元内ですね、2車線の大型道路を完成させて、この区間が20年を過ぎても現状のまま置かれていると。そして、多くの方々が利用していると。それを思いますと、これは困ったもんだね。5mの道でも1mの草が両脇から入れば3mの道になるわけですね。それに穴ぼこが空いていると、バウンドすると。そして、上流からはダンプがですね、荷物を積んで下りてくると。ダンプ、私も乗っていましたが、昔、若い時ですね。急にはダンプは止まれないわけですよ、普通車のように。よほど気をつけながらダンプの運転手は走っていると、私は思いますよ。その気を使いながら仕事をなさっている。そういったことで、教育委員会は、今のところは事故がないから気をつけて、広報すれば何とかいけるのではないかとというよう

な、今、返事をいただきましたが、危険だとは考えていらっしゃるんですね。教育委員会。

○教育委員会事務局長（宮田 龍君）

危険だという認識ではございませんが、議員のおっしゃるとおり、道路が、道路幅が広がったりとかいうのが、今後、できるのが理想ではあります。以上です。

○2番（市田実孝議員）

足元の道路幅も問題ですが、通過するたびに上の方から木が生い茂ってですね、通行に、ダンプなどは難儀している状況があるようです。特にですね、この区間は。

産業振興課長にお聞きしますが、大和村の主要作物はスモモとタンカンであると思うんですが、今後、何か急に変わることはありますか。

○産業振興課長（福本新平君）

主要作物としましては、平場の方でスモモ、また福元地区の方で栽培されているタンカンについては、しばらくはそのまま推進していく計画です。

○2番（市田実孝議員）

徳之島や笠利、産業のサトウキビ畑、走ってみますと、国道並みの。農業充実者のために、農道が、そこには穴ぼこなど空いている道は一つもありません。生産意欲を高めるための道を完備されております。村長は常にタンカンブランド化を図り、売り出すんだと一生懸命になさっているんですが、タンカンの主要産地は私は福元だと思いますが、この農業者の方々の生産意欲を失うような道路ではないかと私が思うんですが、産業課長、どう思いますか。

○産業振興課長（福本新平君）

福元地区で栽培されている農家の方については、ほぼ毎日のように通われている方もいます。ただ、今、あの現状の道路の状況も、よく理解して、把握して通行しておりますので、その辺は安全面を考えて通行しているのではないかと考えております。

○2番（市田実孝議員）

ちなみにですね、先週、そこから左の方に、大名線に向かって、津名久の林道から下りてきたわけですよ。そうしますと、あれ、思った以上にきれいにしているねと思って、中ほどまで行くと、産業課の職員がダンプとユンボできれいく側面からですね、砂利を拾って、倒木を拾って、今、整地されていますよね。産業課の方で。これは何か建設課の応援ですか。

○産業振興課長（福本新平君）

村の方で重機を、タイヤショベルであつたりユンボ、そういった重機を産業振興課の方が持っておりますので、簡易的なそういった土砂崩れとか、大きくなるとそこは変わってくるんですけども、簡易的な、一時的に緊急でというようなものは、建設課と共有してさせていただいております。

○2番（市田実孝議員）

ただいま課長から共有という話が出ましたが、その他の課ですね、保健福祉課もグラウンドゴルフ

フ、高齢者のためにですね、なさったりとか、教育委員会では多数の方々を動員して主催する行事とか、産業課においては、産地である福元への農家の安心・安全を図るとかという目的で、皆様、もうちょっとなんとかかならんかなということは、私同然に村長はじめ思われておると思うんですよ。そういつて、行事が終わったたびに、もう20何回、私もそのウォーキング大会には参加しておりますので、20年前からそう思っているんですが、そういった村の課題、問題をですね、1行事が終わったからこれでいいんだ、反省をするのではなくてですね、各課のいろんな問題がある中、それを課長会なりで問題、大和村の一番の問題はこれだということを、総務課長、共有されているんですかね。

○総務課長（政村勇二君）

この定例課長会におきましては、毎月、必ず月末、失礼しました、月始めにですね、行うこととしておりまして、その場において、様々な各課からの情報共有事項等を、提案、出し合っておりますね、話し合いをしている状況でございます。その都度になりますけれども、その詳細は議事録として残してはありますけれども、そういった共通認識の場を設けているところでございます。

○2番（市田実孝議員）

やっぱり皆様の先輩方はフォレストに莫大な資金で、立派な道を完成して、ここまで来ているわけですよ。あなた方の、村政で20年経っても穴ぼこの道、ススキが生えて、上から木が生え茂って、そういった道を20年間放置していくのもちょっと難しい問題があるねと私は思うんですが、建設課長にお聞きしますが、私はその道を2車線道路を通せとは言っていません。現在、ある道をそれなりに管理、先ほどの村長は適正な管理をなさっているというような答弁をもらいましたが、昨日、見たら30ちかくの、30cm以上、中には1mの穴が開いているわけですよ。その管理はどうなさるつもりですか。

○建設課長（早川勝志君）

大和浜大榎線の毛陣からの上り口からマテリアの道路、マテリア線の入り口までの道路につきましては、ちょっと委員がおっしゃったように、道路にポケットができています。草が生えているということを、私ども、大分前から確認をしております、実は道路の草刈りとですね、道路の補修は実際には済んでいるところで、あとは業者さんが入るという段階になっております。道路の補修に関して、草刈り等、道路の補修に関しても、年、何度かはですね、必ず入れてやっているとありますので、今回、たまたまちょっと遅れているところがあつて申し訳ないんですけども、年3回から4回ほどですね、道路の草刈りと道路の補修は、私ども点検時に、パトロール時に確認したポケットにつきましては、補修をさせていただいているところでございます。

○2番（市田実孝議員）

私、スタンドにですね、しょっちゅう座っているんですが、畑島スタンドにですね。そうしますと、燃料給油しながら、都会の方が、車を乗りながらですね、このたびそのクロウサギのミュージアムが完成して、ついでにその奄美の森であるフォレストに行きたいんだと。この方々はですね、

観光客の、この奄美の島の事故の7割が観光客の時間を、この日程どおり動いているものですから、島の方、先ほど産業課長もおっしゃいましたが、ゆっくりゆっくり軽トラックで登るようなことはしないんですよ、この方が。7割の事故が、奄美の島の事故が、この観光客のスピードによる、出しすぎによる事故だと分析されているんですが、このフォレスト間、とんでもないスピードで山に向かって走っているわけですね。何にもドキッとしたというようなことを、経験を聞いております。ですから、せめてですね、ガードレールとか、それ、道なりの整備は、他の道路と同じように、穴が空いた状態で放っておくんじゃないかと、早急にですね、対応していただきたいと思います。改めてお願いいたします。

○建設課長（早川勝志君）

議員の御指摘のとおり、道路上にやはり支障があるというのは問題ですので、その辺りはですね、至急、改善をしていきたいというふうに考えております。先ほど議員がおっしゃいました、湯湾釜から大棚に行く道路に関しては、大棚名音線と申しまして、失礼しました、湯湾釜大棚線と申しまして、旧大名線とか言われているんですけれども、その道路に関しても、やはり観光客が、やはり最近通るといふ情報がありましたので、倒木等が邪魔であったり、側溝等が詰まっているところがありますので、その辺は、解除したいということで、産業振興課にお願いしてやっていますところ。他の路線につきましても、私どもパトロールを含めて実施しております、 possible 限り、業者さんをお願いするとかですね、そういった形で、一部補修を進めさせていただいているところでございますので、今後もそのような形で実施していきたいというふうに考えているところでございます。

○2番（市田実孝議員）

村長も元建設課の職員ですので、いろいろ、憂慮なさっている点も多分あると思いますので、これ以上は言いませんが、できるだけ建設課の予算を、昔と言わずに、少々でも増額した方が、私は、この状況では改善、いつまでもできないのではないかと思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

続いて、省エネ家電買替促進補助金についてお尋ねいたします。住民税務課長、40年間国民年金に加入して、現在、幾らが年金をいただけるか、把握されておりますか。今日、昨日。

○住民税務課長（直島秀治君）

住民税務課です。すいません、この年金受給というのは、1人当たりの受給額でよろしかったですかね。

○2番（市田実孝議員）

はいはい。

○住民税務課長（直島秀治君）

今、私どもの持っている資料と、年金事務所の方からいただいた資料で、およその総額であります、1人当たり63万円年額、一番低い方で、受給されているという数字が出ております。

○2番（市田実孝議員）

40年間ですね、国民年金加入者は大体月6万9,000円となっております。ですね。そうしますと、この、私は質問でも行いましたが、年金生活者は、今、何人おって、何割がいるかと、先ほどの人数が、村長から答弁がありました。この方々はですね、毎月、40年間加入した方ですよ、6万9,000円で生活なさっているわけですよ。他に収入があるわけじゃないわけですよ。住民税務課長がおっしゃったように、年金受給者は、現在、その状況、少ない年金で生活されている。

ここで、保健福祉課長にお聞きしますが、テレビでいつも聞いても、今、今日も暑いですね、今年も。もちろん職員の方々も、お年寄りには家におったほうがいいよ、家でクーラーに当たったほうがいいですよと進めておられますよね。

○保健福祉課長（前田逸人君）

議員のおっしゃるように、熱中症警戒アラートが出ましたら、その都度というか、日によっては朝、熱中症警戒アラートが出まして、昼から雨が降ったりとか、急な天候不良があるときには放送をかけてないんですけども、そういったことを把握しながら、防災無線で熱中症に対する注意喚起を行っているところでございます。

○2番（市田実孝議員）

国家公務員ですね、国家公務員で高級年金をもらっている方が、思勝にも住んでおられるんですが、長年ですね、働いて、その方がですね、クーラーをつけると、3万円も引かれておった。電気代がですね。2万、3万円も上がるから、自分はですね、もう10時には落ち着くので、切るんだと言うんですよ。1日中なんてかけておられんと。こういう高級の年金をもらっている方でさえも、そういったことをおっしゃるわけですね。この6万9,000円前後、これ40年間加入してですよ。他には5万とかいらっしゃるわけですよ。その方々にクーラーをつけて、家にいらっしゃられ、おれというのも酷な話ですよ。クーラーが使えないわけですよ、電気代が高くてですね。ですから、できるだけ省エネのですね、買い替えて、クーラーを持っている方も電気代が少なくて済む。省エネ家電に替えれば、月あたり4・5,000円の電気代が減るから、そういったことを進めた方がいいんじゃないかということで、私はこれをあげさせていただきましたけれども。物価高騰のため、こういった施策。15日ぐらい前ですか、風力発電、三菱商事がですね、日本の三菱商事、秋田県沖で3,000億円の海上風力を、もう私は、もう入札まで終わってですね、しないんだって言い出したんですよ。それでエネルギー庁は大変困ってですね、三菱商事は他にも沖合で、日本政府がそうおっしゃるもんですから、完成して維持しとったんですよ。そしたら、その区間で風力発電で500億円の赤字が出たと。このたび、また、海上の風力発電事業、3,000億円のね、入札まで終わって、このまま行くと会社が潰れると。それで、私たちは撤退しますということをおっしゃっていましたよね。もう撤退するって。国も慌てているんですよ、どうすればいいんだって、これ、風力発電。思った以上にその収価が出ないわけですよ、風力が。風力発電、水力発電、そういった事業はですね、ソーラーも一緒なんです。最初、設備投資がかかるわけですね。うちのようには財政が少ない

村で、設備投資するだけの、私は金はないんだと思うんですが、企画課長、いかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

再生エネルギー関係の導入につきましては、もちろん国の方からの交付金制度もございます。村で整備する場合については、そういった高率の交付金制度を活用して整備を進めていくべきだというふうに考えております。

○2番（市田実孝議員）

総務課長にお聞きしますが、数年前、議会で私はLED照明に替えたら。高齢者の世帯だけでもね、替えたらということを質問させていただいたんですが、役場の施設をはじめ、学校施設をはじめ、もうLEDに替えられておられますか。照明ですね。

○総務課長（政村勇二君）

当時、答弁は私じゃなかったかもしれませんが、役場庁舎内はLED、防災センター等もLEDになっているところでございます。

○2番（市田実孝議員）

この省エネの問題ですね。真っ先にその方法で私は進めた方がいいんじゃないかということで、数年前から言っているんですけども、役場の庁舎内並び学校施設は替えられたと。あとは村民ですね。今、国の方でも物価対策、物価高騰対策、いろいろ言われております中、私たちが取り組んでいかなければならないのは、電気の消費を落とすこと。一刻も早くですね、LEDにしよ、買い替えですね、そういった方の施策を取る方がいいんじゃないかということで、今回、あげさせていただきましたが、既にですね、鹿児島市全域に世帯に3万円の買替補助金をつくっております。全世帯ですよ、鹿児島市。調べてみますと、霧島市も進めております。もうそういう流れだと私は思うんですが、奄美郡内は火力、石油を燃やして電気を使っている割には、どんどん電気を使っているんじゃないかという、今、そういった取り組んでいる市町村はありません。それで、私の方から、そういったエネルギーを発生させるよりも、消費を抑えた方がいいんじゃないかという考えですね、提案させていただいておりますが、企画課長、改めて答弁をお願いいたします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

私自身、その鹿児島市、そして、霧島市で行っております、省エネ家電買替助成事業につきまして、詳細に内容を確認したわけではございませんが、今、我、全自治体で交付されております物価高騰対策支援臨時交付金、こちらの方を活用しているものというふうに考えております。これにつきましては、そういった国からの活用をできる交付金、それを充てて事業が実施されているものでございます。ですので、向上的に物価の買い替えに資するものではないと。今回、この交付金が交付されている、要は臨時的な助成事業であるというふうに認識をしております。

○2番（市田実孝議員）

奄美のですね、家屋はですね、屋根が低いわけですよ。台風対策ですね。高いと吹っ飛ばされますので、トタン屋根で屋根が低い、特に暑い。この生活される高齢者はじめですよ、暑いです、

家の中が。屋根が低いと、風通しが悪くてですね。だから、できるだけ安心してですね、そういった方々も、お年寄りもですね、安心した大和村で暮らしていけるように、クーラーの電気代も気にせず、安い電気を使ってできるような方向に持っていけたら私はいいいんじゃないかと思いますが、いろんな考えもございまして、できるだけその方に進めていってもらってほしいと思います。保健福祉課長、改めて、そのお年寄りのですね、そのクーラーがない世帯もある、使っている世帯もある、どういう状況で生活しているかを、課長として、今以上に把握されていってほしいんですが、いかがですか。

○保健福祉課長（前田逸人君）

65以上の世帯の高齢者、全世帯を、ちょっとそういったことを把握するというのはちょっと難しいところがありまして、でもですね、民生、集落には民生委員とか、区長さんとか、ちょっと、話がちょっと変わるかもしれませんが、そういった方からいろんな情報を聞きながらですね、やっぱり独居の方であったり、高齢者の方であったり、そのクーラーを、結局、高齢者の方でもクーラーはあるんだけど、クーラーをつけないという方がいらっしゃると思うんですね。そういった方もやっぱり情報をもらいながら、そういった形で、ケアマネージャーとか、そういった方も利用、そういった方も使いながらですね、高齢者の方の健康管理に努めたいと思っております。以上です。

○2番（市田実孝議員）

よろしく願いいたします。

3番目に移らせていただきます。公民館前ですね、橋がですね、とにかく、現在、狭いわけですよ。村長も先ほど答弁で、これは43年に作った橋だと。T字になっているわけですね。T字が広がったらいいんですけども、まずT字もそれなりの道なんですよ。そうしますと、その橋に来るまでは、思勝の集落の方々は、皆さん協力してですね、それなりに道を譲ってですね、広い道にしたわけですよ、集落民がですね、広い道が必要だということで。40年前にその橋ができて、この頃ですね、役場の乗用車も一緒だと思うんですが、大型化していますよね、総務課長。40年前の軽みたいな車と違って、消防自動車なり普通車なり、私たちが、昨日、一昨日、行ったワゴン車、車も、その前とは大分大きくなっていますよね、総務課長、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

公用車、私用車含めてですね、現在の情勢において、E R Vとかいろんな大きな車両が増えているのは現状であるというふうに認識しております。

○2番（市田実孝議員）

若い奥様ですね、お子さん持ちの。特にそのでかい車に乗って走るようなのが現状なんですよ、ここ10年ぐらいですね。そんな車は滅多に買えませんでした。今、どの家庭にも、そういう大型化になっているんですよ、車が。これ43年というと、私が中学校の頃にできた橋なんですよ。その時の車両の幅では十分だったかも分からないけれども、現代の車だ、私も軽に乗っているんですけど

ども、バタバタして、ちょっと擦りました。この件をあげるに当たって、周りに聞いてみますと、5、6件が、私も擦ったという話、するんですよ。大切な車ですね。なけなしの、なけなしの金で買った車を、ピカピカの車を擦っているわけですよ。そして、今、どういう状況かという、その道は怖いから迂回しているんだと。運転技術が上手い、上手い方はですね、課長、建設課長、あなただったら通るかも分かりませんよ、何とか大きく、車でも。あなた以上に、私たちは下手なんですよ。そんな安心してできる橋をですね、耐震をやったから大丈夫だと言っていたらですね、時代遅れなんですよ、これ。思勝の一番上の墓のところ、もちろん橋があって、橋幅の分、埋め立てて、拡張してあるわけですよ。せめてああいった橋になさるのか、お金がなかったら、右左の角をですね、50cmになり1mなり、角を切ってですね、迂回、回れるようにしていただけないかと、これ、話。そしてですね、敬老会するときなど、足腰が悪い人は、車で送っていただきますね、そこまで。橋のたもとまで。そうしますと、車はバックして、下の学校の曲がりまで乗せてきた方は、バックしないと、次の方が入れないわけですよ。こっちには、橋に渡ろうとしたら擦るわけですよ。もちろん女の方が、大抵がお年寄りを乗せてくるわけですね。足が悪い人は10mも20mも歩きたくない。50m歩けっていうことは、今現在、そうなっているわけですから、敬老者の方々も大変なんですよ。橋が、この橋が、今までは思勝の方々が譲ってですね、広い幅を造っているのに、その橋、43年前の橋で狭くして通れない状態に、今現在、なっているわけですよ。その件に関して、課長として返事をいただきたいんですが、いかがですか。

○建設課長（早川勝志君）

議員がおっしゃる新橋につきましては、現状も私も把握しております。もちろん私も同じ集落でございますので、内容は十分把握しているところでございます。ただ、先ほどの村長も答弁にありましたように、やはり村といたしましては、集落からの要望に基づいてですね、事業を実施したいと。一部の方が反対されるようなこともあってもいけないので、集落の要望があった中で実施したいというふうに考えておりますので、集落から要望があった際はですね、いろんな工法を検討しながら、ただ拡張、ただ単にですね、橋を拡張というのは、ちょっと技術的に、今の技術ではですね、基準とかで難しいところもありますので、道路を巻き込んだ形になるのか、それとも橋を架け換えるのか、いろいろな手段がありますので、その辺は集落の要望を基にですね、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○2番（市田実孝議員）

この件に関して、思勝集落内で反対意見を出される方は、私個人として、どなたもいらっしゃらないと私は判断しております。是非ですね、橋を取っ替えれとは言っておりません。せめて、若い世代がですね、安心して渡れるような橋を、金をかけろとは言っておりません、何とか改良してもらえないかということで意見を述べさせておりますので、課長の方で、どうぞ判断のほどをよろしくお願ひしたいと思います。最後にどうぞ。

○建設課長（早川勝志君）

何度も申し訳ございません。先ほどの新橋につきましては、やはり議員、議員の質問にもあったように、緊急車両も通るのもやはり難しいという形もありますので、そういった形を含めてですね、ただ単にですね、車を1台通すというわけではなくてですね、今後のこともいろいろ検討しながら、事業を実施したいと。消防車両も救急車両も大分大きくなっておりまして、今、単純に拡幅するだけでは今の救急車両も曲がれないという判断も出ていますので、その辺も含めてですね、やはりするので、せっかく事業を実施するのであれば、救急車も通せるような形とか、そういうのも検討しながらですね、事業を実施したいというふうに考えているところでございます。以上です。

○2番（市田実孝議員）

私の方から、その、村の救急車なりがですね、擦ったでしょうということをお願いすると、皆様のその対応がちょっとまずくなるのではないかとということで、そこまでは言いませんが、課長の方から、御存知のように、消防、救急車両も擦っている現実があるわけですから、よろしく、そのまま御配慮をお願いしたいと思います。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（藏 正議員）

これで2番、市田実孝議員の一般質問を終わります。

次に3番、前田清和議員に発言を許可いたします。

○3番（前田清和議員）

皆さんこんにちは。ただいま、議長の許可をいただきましたので、通告してあります質問の前に、一言、御挨拶を申し上げます。先月の大和村長選挙におかれましては、5期目の村長就任、誠におめでとうございます。4期16年の伊集院村長の実績に併せ、今後、伊集院村長にしかできない村政運営に、村民は大きな期待を寄せております。持ち前の行動力、明るさで村民の期待に応えていただきますよう、また、さらなる本村の発展の上に御尽力いただきますように御祈念申し上げます。我々議会も、これまで以上に村民の代表者としての村民の声、思いを届けていきたいと考えておりますので、今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

それでは通告してあります順に質問させていただきます。

1点目は、合同会社ひらとみの今後のあり方について、お伺いいたします。合同会社ひらとみが設立されて以来、農業従事者の方々にはもちろんのこと、村民の雇用対策など、本村において重要な役割を果たしてきておりますが、今後、一つの企業と考えたとき、さらに事業拡大を推進すべきではないか。例えとして、1点目は農機具など、機械修理専門分野の人材配置、2点目はふるさと納税返礼品の商品開発部の配置、3点目は買い物難民対策として移動販売車の配置など、村民の声に寄り添った今後の合同会社ひらとみの運営が重要になると考えられるが、村長の答弁を求めます。

2点目は、村内に存在する廃屋に対しての今後の取組についてお伺いいたします。定住促進対策

として、空き家改修事業は、近年、進んできているように思われるが、廃屋対策については遅れをとっていると見受けられる。現状は、今、どのようになっているのか。今後の事業計画などあるのか、村長の答弁を求めます。

次に、3点目は各集落に存在する村有地の活用について、お伺いいたします。各集落に点々と村有地が存在すると見受けられるが、今後、利用する計画などあるのか。もし事業計画などないのであれば、定住促進を図る上でも、個人売買の検討もするべきではないか、村長の答弁を求めます。

以上、壇上より申しましたが、答弁をお聞きいたしまして、自席より再度、質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、前田議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の合同会社ひらとみの今後のあり方についての御質問でございますが、昨年までひらとみにて実施しております事業といたしましては、店舗における販売事業、村の管理する施設の草刈りなどを行う委託事業に加え、本村の果樹の付加価値向上を図るために、首都圏の大手企業への商談等に取り組んでまいりました。今年度におきましても、これまでの事業を継続するとともに、スモモの選果及び販売事業と農産加工グループの事業を承継するなど、さらに事業を拡大し経営を進めているところでございます。また、新たに伊勢エビ等の水産物を活用したパスタソースや冷凍フルーツなど、通年販売可能な商品開発も企業と連携して、今年度、実施する方向でございます。議員のおっしゃるように、今後も一つの企業として事業拡大を図ってまいりますが、拡大に応じた人材の確保や、確保や既存の事業に対する担い手の確保など、課題も多くありますので、まずはできる範囲で持続可能な事業展開を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の廃屋に対する今後の取組についての御質問でございますが、本村では、現在、167件の空き家が存在し、そのうち、人が住まなくなり、老朽化の著しい空き家である廃屋が76件と確認されており、村としましては、これまで比較的状态のよい空き家の所有者から村に売却、若しくは賃借したいとの申し出があった物件に関しましては、リフォームを施し、定住促進住宅として活用することで良好な住生活環境を提供し、定住促進へその効果が発揮されているものと考えております。そのほか、再利用するには、多額の経費を要すると、購入及び賃借を見送った物件につきましても、連携協定を締結しております奄美空き家ラボを通じてサブリース方式での活用を推進し、さらなる定住促進対策を図っているところであります。廃屋に該当する空き家に関しましては、令和4年度に大和村廃屋等対策助成金制度を創設しまして、村内に存在する廃屋を防災及び防犯上の観点から取り壊そうとする個人に、解体、撤去に係る費用の一部を助成することで、廃屋の解体を促進し、安心・安全な生活環境の確保を図っております。助成制度を活用した廃屋の解体実績としましては、令和4年度に戸円、名音、今里の3件、令和5年度に思勝の1件、令和6年度に津名久、大棚の2件となっており、集落内における住生活環境の改善が試されてきております。また、これまで助成に関する相談を受ける中で、助成対象や助成条件等で利用促進を妨げているので

はないかと思われた事項に関しましても、要件の緩和などを行い、利用率の向上に努めてまいったところでもあります。しかしながら、村内に存在する廃屋76件の除却をさらに推進するためには、所有者に対し適切な管理を行っていただくように、文書で依頼することも必要かと考えます。また、ただ単に文書で依頼するだけではなく、空き家サブリース及び廃屋等対策助成金に関する周知広報チラシを同封することで、サブリース広報物件の掘り起こし並びに助成金利用による定住促進の活性化、集落内の安心・安全な自由生活環境の確保につながることを期待されるものと考えます。

次に、3点目の各集落に存在する村有地の活用についての御質問でございますが、現在、村が保有する村有地において、計画にあるものとして、住宅用地や集落道路拡幅のための用地などがございます。村が管理する村有地の取扱いは、公有財産として、大和村公有財産管理規則の中で必要な事項が定められ、定められており、その内容といたしましては、公有財産の分類があり、行政財産、普通財産、教育財産に分けられ、その分類ごとに取得、処分、管理、使用許可に対する手続などの規定がございます。この中で、まず、行政財産につきましては、財産の使用目的に沿って各課で管理を行い、教育財産は教育委員会で管理を行っている状況で、普通財産においては、村が保有する宅地、山林、原野、雑種地など、一括して総務課にて管理をしております。基本的に、行政財産及び教育財産においては、先に説明したとおり、使用目的に沿って管理されている土地、財産でありまして、地方自治法において売り払うことは禁止されておりますが、普通財産においては、行政財産と異なり、貸付、交換など、行うことができるものと考えており、地方自治法の規定もある中、山と海に囲まれ、囲まれ、限られた村有地の活用には、より有効的な活用に考慮しなければいけないと思うところでもあることから、村としましては、情勢に合った住居の確保や雇用創出などの企業や団体等における貸付など、各地域の要望に沿った形での効果的な土地の運用に努めていければと思うところでございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長、あるいは自席の方から答弁をさせていただきます。

○3番（前田清和議員）

ただいま村長より答弁いただきましたが、先日の村長の所信表明に、早速、合同会社ひらとみのことが書いてありました。合同会社ひらとみを起点とした農林水産物の販路拡大と農家サービスを第一とした幅広い経営に取り組む。また、雇用の創出を図ってまいるということで、所信表明、聞かせていただきました。今、村長からの答弁を聞きますと、今ある事業、草刈り、そして、農業スモモ・タンカンの販路拡大とか、そういう店舗販売とか、もう合同会社ひらとみが設立され、もう7・8年あまり経ちますよね。常に村長は、ここ最近は合同会社ひらとみのことを強く言われます。経営自体も上手くいっているということでやっていますが、まほろば館に関しては、この決算委員会で言いましたけれども、相当な赤字を出しているわけですよ。私が言いたいのは、この農業従事者の方々がもちろんと、これは元々はJAが撤退するという絡みもあって、じゃあ大和村で

一つそのJAに代わるこういう合同会社を立てて、農業従事者の方々、そして、村民の方々に、今まで、今まで農業、JAがやっていたことを少しでも行政がやるということで、立ち上げた、設立された会社だと思うんですよ。今、農業されている方々、一番、何、困っているかということ、草刈り班を雇用されていますよね、合同会社ひらとみで。年に何回、されていますが、あの方々は草刈りが仕事場、仕事の一番大切な草刈りなんです。草刈り機が壊れれば、あの方々は修理工がないので、畑島さんに持って行くか、それとも名瀬の専門の修理工場に、修理場に持って行って、修理をされているとよく聞きます。大和村にそういう専門の草刈りとか修理するところがあれば、もっと楽なのにと。これは草刈り班だけじゃなく、農業されている方々、大方、草刈り機は持っています。でも、その方が壊れたときには必ず町の方まで持って行って修理されている。そういう難儀を考えたときに、やっぱりそういう合同会社ひらとみのあの場所に1人か、専門分野の方でも配置していただければ、その名瀬に持って行く、町に持って行く手間もかからない。村民にとって、農業従事者にとって、本当に便利になるのかなという思いで、私はこの1点目の農機具、機械修理の人材の配置を話したところですが、課長、今の話を聞いてどう思いますか。

○産業振興課長兼農委事務局長（福本新平君）

農機具の修理についてですけれども、ひらとみでも取扱いは行っております。これはまた、村内のそういった技術にたけた方をお願いをいたしまして、やっておりますが、年に数回です。今、令和5年度においては9件、令和6年度においても5件。今年度においてはまだ1件と。ただ、これは草刈り機だけではなく、耕運機であったり、いろいろなブロワーとかも対応していただいておりますので、それ、その方、雇用してずっとやるのではなくて、その都度、そういったことが、依頼があれば、お願いしながら努めておるので、その方が、都度、依頼した方が、効率的にはいいのではないかというふうに思っております。

○3番（前田清和議員）

そのひらとみで修理とか、そういうのを受け付けていますよというのは、その農業従事者、村民も周知されていますか。村民も知っていますか。

○産業振興課長兼農委事務局長（福本新平君）

持ち込まれたり、そこで相談とかがあれば受け付けています。ただ全体が知っているかと言えば、すいません、そちらはちょっと周知不足も、やはりあるのかなと思いますので、その辺については、また店舗内に貼り付けるなど、対応も検討させていただければというふうに思っております。

○3番（前田清和議員）

私自身も、今、その修理している方がひらとみでこう修理されているというのは初めて聞きましたので、これは、僕は村民全体に知らすべきだと思います。これを知らないから、町の方に修理持っている方も結構いられると思いますよ。その令和5年が9件とか、令和6年が数件とか、今年度はないとか言っていますけれども、これは周知してないから、村民がここで修理をするということ

を知らないから、名瀬に持っていくというふうに私は理解していますので、これは、是非、担当課長、近々ですね、村民にそういう合同会社ひらとみで、農機具、そういうのを修理をしているということを周知していただけるように、広報誌でも出していただきたいと思っております。

次にこのふるさと納税返礼品の商品開発部の配置ですが、今、この商品開発部はどこでどのようにされて、商品開発をされているのか。企画観光課ともちょっと絡みあるかと思いますが、お願いいたします。

○産業振興課長兼農委事務局長（福本新平君）

村長の答弁にありましたように、農産加工グループの事業を承継して、今、これまでの商品は継続してひらとみの方で販売を進めているところです。ただ商品開発においては、今、ちょっと企業等とも連携しながら、水産物、農産物だけの商品開発だけではなく、水産物の利用した商品もできればいいのかなという形で、パスタソース等の商品も考えております。これを開発することで、水産加工施設の利用の促進も図ればいいのかと思っていますので、水産の加工グループ、そして、農産の加工グループ含め、連携してこういった商品ができないかというのは、今後、構想は持っていますので、こういった形で取り組むか、今、進めているところであります。

○3番（前田清和議員）

このふるさと納、納税の返礼品については、もう前々から同僚議員からも一般質問とかいろいろあったと思いますが、なかなか当局にしてみたら、その企業との連携、企業に任せきりとは言いませんが、企業、企業という返事ももうずっといただいているわけですよね。私が言いたいのは、商品開発、その村民、本村で働いている、そのまほろば館で、今、いろいろされていますよね、女性の方々が。ああいう方々を2・3人でも雇ってですよ、本村独自の商品開発。スモモもタンカンでも結構、今、作られています、やっぱりその企業と、また、村民が作るものというのは、またちょっと違ってくると思うんですよね。であれば、雇用対策の一つとして、ひらとみでその2人でも3人でもいいですから、そういう商品開発部みたいな、そういうのも必要じゃないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○産業振興課長兼農委事務局長（福本新平君）

商品開発については、これまでいろいろ検討して進めてきたんですけれども、やはり賞味期限の問題だったりとか、品質の問題とかで、なかなかやっぱり進まないところがありました。商品を実際に作るのは、村民の方々にお願いして作ることを計画しております。ただ、企業の力としては、必要に応じたレシピとか、そういった形、売り出し方とか、品質管理の問題点とか、そういった形の方をやっぱり専門の企業さんと連携しながら聞いて、できたものはこちらの施設で作れるものに関して、村民の方を利用してお願いして作っていただければというふうに、今、考えております。

○3番（前田清和議員）

是非ですね、所信表明にもあるように雇用の創出して謳っているわけですから、やはり合同会社ひらとみとして、今後、草刈り班とか、そういうのはもちろんそうですけれども、それ以外にも、

やっぱりその、今後、事業拡大をする上で、もっともっといろんな分野でこう働ける人材、まだまだおられると思いますので、やっていただきたいなと思います。

次のその買い物難民対策で、移動販売の件なんですけれども、これ、私も数年前にも一般質問でさせていただきましたが、買い物難民、これ全国的にも、特にその田舎、地方において、そして、過疎地域において、これ、非常に問題になってきているわけですよ。本村においても、今、商店というのは村内に7店舗ぐらいですか。今は高齢者の経営者の方々も、もちろん増えてきています。今、その個人商店が既存で、これからあと10年も20年もできるかといったときに、多分、これはもうその次の世代、子供たちがなかなか商売でやっていこうというのは、大変厳しい状況にあるのかなというふうに思っております。前の一般質問でしたんですが、当局の答えは、その行政としては、今、本村にある既存の商店を圧迫とか、そういう移動販売をすることで、圧迫することはしたくないと。行政は、そういう移動販売とか、そういうのには携われないという返事をいただきましたので、今回、私は行政じゃなく、合同会社ひらとみとして、車もあるわけですから。なんか、軽の箱バンありますよね。ああいうのをやっぱり利用して、合同会社ひらとみ、1人、2人雇用してですよ、毎日じゃなくていいんですよ、週に2日とか、週に3日とか。前はNPOさんが総菜を作って、去年、一昨年ぐらいですか、村内をやっていましたよね。ああいう形でいいと思うんですよ。だから、私が言っているのは、集落にあるお店以外、集落にお店のない、そういうところに向いてですよ、村民の、そういう方々に、ああいう車を利用して、週に2回でもいいですから、合同会社ひらとみの方が1人運転をしてですよ、その集落に回ることで、村民の買い物難民対策に、一つ、つながると思うんですよ。実際、実際、私もその、今、地元の方でお店のお手伝いをさせていただいていますが、今、正直、うちの集落のお客さんというのはもう3割です。7割が、村内の集落外、村内の集落外の7割のお客さんです。それほどお店がなくて、それほど買い物するところがなくて、困ってきて、わざわざ国直から、今里から来られるんですよ。それは、私は結構ありがたいことですよ。でもそれは、自分だけじゃないんですよ。それだけ困っている、村内にね、困っている買い物難民がいるということなんですよ。これを、これをやっぱり考えたときに、合同会社ひらとみでこういうこともできないかということで、私は提案をさせていただきました。これは検討する必要もあるのかなと思うんですけれども、いかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

これまでの一般質問の答弁におきまして、買い物弱者関係については、私の方が答弁をさせていただいているところがございます。その答弁の内容につきましても、議員のおっしゃるように、民業圧迫になってはならないという、まず最大の課題がございます。先ほど、行政ができないのであれば、合同会社ひらとみでというお話がありました。しかしながら、合同会社ひらとみは、村の100%出資で成り立っている合同会社でございます。代表責任社員も村長となっております。我々の考えとしては、合同会社ひらとみも、我々行政と表裏一体のものであるというふうに考えております。そのような中で、合同会社ひらとみとして、移動販売、車両の運行などをした場合につい

て、やはり、行政側からの民業圧迫ということにつながりかねないという懸念はございます。先ほど議員の御質問の中にもありましたように、今現在、大棚商店の買い物客の約7割が集落外の方のお買い物であるということでありました。我々がそのような移動販売をした場合に、この7割近いお客様を大棚商店から奪ってしまいかねないことにつながらないかということも懸念されるところでございます。そこで、我々といたしましては、既存の集落商店の利用率を高めるために、高齢者移動支援といたしまして、きびきび号の運行をさせていただいているところでございます。そのきびきび号のお客様も、中にも、ちゃんと商店のない集落の方が商店のある集落へお買い物に行かれているという実例もございます。

○3番（前田清和議員）

合同会社ひらとみが村の出資会社ですから、できないと言われたらそれまでです。でも今後、この合同会社ひらとみというのは、黒字経営であれば、いつまでも、じゃあ例えです、私はその、村の出資会社を独立してですよ、一つの企業として、本当に考える時期に来ているのかなと思います。私たちは数年前に和歌山の上北山村、視察に行かせていただきました。そこは人口は1,000人、もう切っています。そこでジャバラというその特産品、みかんで商品開発もして、最初は合同会社ひらとみみたい、のように、村が出資した会社でした。それを独立して、村と行政と切り離して、今、一つの企業としてやっているわけですよ。たかが1,000人切った人口ですよ。何億の売上をしているんですよ。やっぱりそういうノウハウも、他の自治体で、大和村みたいなそういう小さい村でも、そういうところ、何か所かあると思うんですよ。ですから、当局としても、やっぱりこういつまでも出資会社という位置付けをせずに、やっぱり行政から切り離れたこの一つの企業と考えて、やっぱり、今後、やっていければ、こういう移動販売とか、そういうのも、もっともっとう自由に応用ができてくるんじゃないかなと思うんですよ。これは担当課に言ってもあれなんですけど、村長が、今、目の前にいますので、村長として、今後、合同会社、そのひらとみのあり方、その所信表明にもありますけれども、今までどおりのやり方の販路拡大とか、そういうのももちろん大事だと思うんですが、方向転換性というのも、今後、必要になってくるのかなと思うんですけれども、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

まず、一応、先ほど議員がおっしゃった、JAのその事業継承がされるために、合同会社ひらとみはつくったわけではございません。JAの事業継承は、我々が会社設立後にJAが撤退したことでありまして、我々は最初、農家支援をまずやっていくために、そして、この遊ばれる農地が出ていくための対応策を、村としては先駆けてやっていこうということで、合同会社を設立しましたので、そのあとにJAが撤退したということでございます。その点だけは御理解をいただければと思います。この合同会社ひらとみは何でもやる会社ということで、我々は設置はしておりませんでした。しかしながら時代の流れに沿って、やっぱり住民サービスをどうやっていくか、農家支援をどうしていくかということが、我々、このひらとみに求められてきたものだというふうに思っており

ます。これはやっぱり会社でございますので、やっぱり収支が伴わなければならないということで、今、黒字経営と言っておりますけれども、やっぱりそこにはいろんな展開をしていく中では、やっぱりなかなか事業展開が上手くいっていない部分もございます。担当課にも、いろんな無理をお願いして、我々は事業展開をしているわけございまして、その中で、今年度から変わってきたところは、やっぱり生活研究グループが自分たちの、これからの商品を生産していく中では、なかなか難しいということで、今年度、5月から、我々は加工品の取扱いをひらとみで受け入れるようになりました。我々もこれまでどおりやっていくんじゃないかと、いろんな展開を、今後、考えておりますけれども、議員の御指摘があります、いろんな形で我々もやりたいという気持ちはございまして、やはり我々も経営をする中で、人を雇用して、何でもできるというものは、なかなか難しいところがございます。人を入れても、その商品ができなければ、その件数が少なければ経営上、成り立っていかないんじゃないかなという、我々もやっぱり課題をいかにクリアしていくかということで、担当課を交えて、ひらとみの経営を、今後、考えていこうということで、今、我々も議論をさせていただいておりますので、そういう議論が少なからず解決をしていくことによって、私は、我々が目指すひらとみの経営の拡大につながっていくんじゃないかなと思っておりますので、私がその、今後、5期目の4年間で少なからずいろんな展開を進めていきたいという思いで、所信表明に述べさせていただいていることは御理解いただき、そしてまた、皆さんのこれからの議論をする中で、ひらとみ経営が、我々はいろんな形で広まっていくことが、私たちの農林水産業の振興にも、こうしてつなげていけるんじゃないかなというふうに思っております。そういう中で、農林水産業が進むことによって、いかに住民サービスにつなげていけるかということも含めて、我々のやっぱり出資会社は村でありますけれども、議員のおっしゃるように、私たちとしては自立した、本当に独自の会社組織が、我々が最終的に目標を目指しておりますので、その経営を、しっかり基盤をつくりながら、我々としては、継続できるひらとみとして、我々もしっかり取組を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○3番（前田清和議員）

是非ですね、合同会社ひらとみの今後の事業拡大、また、こう村民に喜んでいただけるような合同会社でありたいなというふうに思っていますので、是非、頑張ってくださいと思います。

2点目のこの廃屋についてですが、村長の答弁ありましたけど、村内に167件、そのうちの76件が廃屋、ほとんど住めない状態だということでもあります。令和4年に3件、令和5年に1件、令和6年に2件、総勢、この3年間、4年、5年、6年で、6件ほどの廃屋が解体されたということを知っていますが、76件あっても、この3年間で6件ですよ。今後、この廃屋というのはますます、独居老人の方々、亡くなられていかれたりした場合ですね、この70、もっともって増えてくるふうに私は予想しております。その施政方針もありますけど、この令和4年からですか、廃屋解体助成金、最大50万円というのをやっておりまして、何人かはこうされているんですけども、一番問題はやっぱり解体費用なんですよ。これも一般質問でも、前、させていただいたんですけど、最大50

万円でも大変ありがたいですよ。であれば、この新築助成、住宅助成金が最大150万。新しい家を建てれば150万助成金があるのであれば、この廃屋解体助成金も50万と言わず、例えば、もう2倍の100万、していただければ、今、所有されている家主の方々も、もしかしたらもっと積極的に廃屋解体に取り組んでいくかなと思うんですけれども。金額の問題じゃないんですけれども、もうそうでもしないと、この廃屋解体というのは全然進まないですよ。一番、何が原因かって、やっぱりその景観、先ほども村長も言いました、景観と村民の安心・安全、また、防災も、面を考えたときに、隣の家が廃屋、近所が廃屋となったときに、その住んでいる方々も不安になるだろうし、何よりやっぱり観光客が来たときに、この集落はもう人が住めないような家で、雑草、荒れられて、本当に世界自然遺産という割には、奄美大島にはこういうのが結構あるんだなという、残念な思いをさせるケースもあると思うんです。ですので、私はこの廃屋対策、空き家対策は本当に進んでいます。定住促進を図る上で、やっぱり村長も頑張っておられますから、空き家は何かなっているんですよ。問題は廃屋なんです。そこを思って、私は今回、一般質問させていただいたんですけど、今後、その取組ですよ。今までは行政がなかなかこう、行政指導の下、その強制執行とかそういうのはできないという返事もいただいております。一番は、その各集落の事務嘱託員、区長さんを通して、その地主の方々と話して、解決策を見出すという返事もいただいております。それが結局、何も進まず、ここまで来て、この件数がなかなか減らないのではないかな。やはり事務嘱託員、区長さんに、ほぼほぼ、その各集落を任すだけでなく、そのやっぱり担当課も一緒になって、その地主さんとの交渉を、もっともっと進めるべきではないか。そこには解体助成金の話もしていただいて、50万円だったら、それが100万でもできますよと。例えば、そうならばもっと進むのではないかなと思うんですけれども、担当課、いかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

議員がおっしゃいますように、建物、廃屋のその適切な管理、処分については、あくまで所有者の方が行うということが大前提となってまいります。我々も令和4年に廃屋解体助成金を創設した理由としましては、やはり所有者の方々に、自らの責任において、しっかりとその処分をしていたきたいという思いで、その一助となればということで、廃屋解体助成金をスタートさせたところでございます。廃屋解体助成金につきましては、対象経費の2分の1、上限50万円という金額となっております。この金額を上げてみてはどうかというお話でございましたが、これまでの実績におきまして、平均で1件当たりの事業対象経費は約88万8,000円となっております。この2分の1、44万4,000円で、今、現状の上限金額は50万円でございますので、今、現状としては妥当な金額ではないかというふうに考えているところでございます。今後、所有者の方々に、その責任において適切な管理をしていただくことを目的といたしまして、廃屋の所有者、所有権者、そういった方々に、まずはお願いベースではございますが、文書の方を発送する、今、準備を進めているところでございます。この文書に、先ほど村長の答弁にもございましたように、廃屋解体助成金でございまして、空き家サブリースに関する周知、広報のチラシの方も同封させていただいて、適切な

管理を促していきたいというふうに考えているところでございます。

○3番（前田清和議員）

是非ですね、この空き家、廃屋対策につきましては、これは村民がみんな思っていることだと思いますので、是非、大変だとは思いますが、担当課の方も、その家主さん、地主さんとしっかり連絡を取って、進めていただきますようお願いをしたいと思います。

最後になりますが、この村有地です。先ほど村有地には三つの目的があるということで、普通財産であればその個人とか、そういう企業に売買もできるという返答をいただきました。実は、私、これを何で言うかと言いますと、やっぱりその私たち議会も、村民と議会と語ろう会ということで、いろいろ集落、何件か回らせていただきましたが、村民の声でやっぱり一番聞くのは、職員が本村に住んでいない現状というのを、どの集落行っても聞くわけですね。村長のいつも言われる答弁は、雇用してもどこに、名瀬に引っ越す、町に引っ越しようが、それは住居、居住権の自由ということで、行政としては強く言えないと。それですよ。そう言うともたセクハラとか、パワハラになりますから、なかなか上の者としては、本村に住めとかは言えないだろうなと思っています。しかし、村民の方々はそういう声もろに私たち議会にも聞こえてくるわけですね。特に課長さんとか、そういう上に立つ人らにとって、やっぱりこう、大和村から給料をいただいて、その住んでいる居住地に税金を落とすと。ただでさえ一般財源、収入のない本村にとって、かなり大きな痛手になるという声も、やっぱり村民から、本当にどこの集落行っても聞かせていただくわけですよ。であれば、村に住む住宅がないとか、職員がね、住宅がないとか、そういう住みたくても住めないのであれば、こういう村有地、普通財産で売却できるのであれば、やっぱり職員の方々に、こういう土地が本村にはありますよと。ここに家を建ててくださいよという、やっぱりそういうふうにつなげていけないかなということで、私は今回、一般質問を、その村有地の売買についてさせていただきました。これも一つの雇用対策、雇用対策じゃなくて、やっぱり人口減少に歯止めをかける意味でも、まずは職員から本村に住んでもらう。今、村外に出ている、出て行っている職員に帰ってきてもらう。そのためにも、土地があれば、そこに家を建てても住めるんじゃないか。職員だけじゃないんです、これは。やっぱり一般観光客の方からも、本村に住みたいけど土地建物、土地がないと。家を建てたいんだけど、土地がないからどうしたらいいですか。いや、本村はなかなかその、今、住める家ありませんよと。今、空き家改修で、定住促進を図っていますがというより、いう返答もしますが、できればやっぱりその大和村に、本当に家を建てて、土地があれば家を建てて、住んで、そこで暮らしたいという方もやっぱり数人おられるわけですよ。そう考えたときに、やっぱりこう、本村はどうしてもこう、山と海に囲まれて、ただでさえ土地が、平地がないわけですよ。そうしたときに、やっぱりこういう村有地があれば、今後、利用する予定がなければですよ、そういう個人との売買によって、やっぱり人を、入ってきてもらう。人口増にもつながっていくと思うので、こういう一般質問をさせていただきましたが、今後、こういうのも必要になってくるんじゃないでしょうか。課長。

○総務課長（政村勇二君）

村有地の取り扱い、特にその普通財産の取り扱いでございますけれども、まず先ほど申し上げ、質問がありました、職員に土地をとすることは、やはり職員が特別優遇されることに関しましては、私の口からも、やはりどうかというふうに思います。やはり平等性が、あってそういったところでの取り扱いをするべきだというふうな認識でございます。現在、その用地に関しましてでもですけども、住居に関しましては、職員に関しまして、実際、今現在、昨日、今日から、また、村営住宅、定住促進住宅の募集を始めておりまして、単身住宅を含めて、確か6戸数の募集をかけているところでございます。そういった中で、やはり所得、低、村営住宅だと、所得制限があって、なかなか職員だと入居ができない・若手職員以外ですね、なかなか入居ができない現状がございますけれども、定住促進住宅に関しましては、今現在、募集があった時点での抽選を行っている状況でございますので、そういったところでは、職員にも平等に周知ができていて、そういった中で、募集に当たれば入居できるのかなというふうに思っているところでございます。現在、また、職員でもですね、平成30年から3名ほど、やはり、自ら用地を見つけてですね、2名かな、国直とか思勝とか、そういったところで住んでいる職員もいらっしゃいますし、平成30年度以降、国直地域限定ではありますけれども、新たな村外の方が家を建てた経緯等もございますので、そういったサブリースを利用した周知の広報を拡大していくというところでは、行ってきたいというふうに思います。そして、先ほど言いました、村有地を、個人的な売買に関しましては、やはり幾ら、定住促進の考えもあるんでしょうけれども、個人の財産になってしまうというところもありながら、やはり一部、計画が、今現在、進んではないけれども、道路拡幅の用地であったりとか、計画も立てている状況でございますので、駐車場とか。そういったところもある中で、企業、団体等における売買とか、国分電機の実績もございますし、貸付は考えているところでございますけれども、今現在、すぐ個人売買というところは、今、考えていないところでもございます。

○3番（前田清和議員）

総務課長、ありがとうございます。実はその、大柵集落にも、集落長屋構想で買った立派な広大な土地、建物も残っています。あそこは、結局、その集落長屋構想は急傾斜地ということで、結局、あそこには使えないんですよね。ああいうところをやっぱり利用した方がいいんですよ。ほったらかしじゃないですかね、と思うんですよ。あと、その紬工場のあと、更地になっていますよ。あそこはその事業計画があるのであれば、使った方がいいですよ。でも事業計画がなければ、ああいう土地を利用して、やっぱりその個人に場所を売って、そこに新しい家を建ててもらおうというのも、やっぱり僕は必要だと思うんですよ。もちろんその事業計画に沿った、それも、今後、考えていくべきだと思うんですが、まず、今、事業計画にない、そういう村有地というのは、もうすぐすぐにも、そういう欲しい人がおれば、そういうのもやっぱり検討していくべきじゃないですか。後手後手になったら駄目だと思うんですよ。総務課長、いかがですかね。

○総務課長（政村勇二君）

確かに、集落長屋構想があった時点で、そういった購入をしたところでございますけれども、一部用地が、議員がおっしゃるように、急傾斜地のゾーンに引っかかっているというところで、場所をその縮工跡地の、にその長屋構想を持っていこうという計画があったんですけれども、一部、まだ登記自体がですね、民地が残っている状況もございまして、そこが解消できれば、その長屋構想も先に進めるのではないかと、今、思っている状況でございます。そのほか、今、大棚で、集落で言いますと、あとカトリック教会の用地に関しましてもですね、こちらも急傾斜の関係はありますけれども、道路拡幅と、それはもう事業申請が必要になってきはするんですけれども、それと駐車所、要は前回、診療所の駐車場がなかなか不足しているといったところも問題がございますので、そういった計画に沿ってですね、また、できる段階で事業を進めていければというふうに思っております。

○3番（前田清和議員）

是非ですね、やっぱりその、人を呼び込むためには、やっぱりその土地建物、土地、本村に住みたいという方々、やっぱりおられますので、そこはやっぱり、今後、検討すべきだというふうに思っております。

最後に1点、カトリック教会の用地が大変荒れています。事業者で1回、伐採してきれいになっていますが、今、壁を越えて、草がだいぶ植えています。やっぱりそういう村有地を購入した以上は、しっかりと管理をしていただきたい。近所の方々に大変御迷惑をかけていますので、最後にそれだけお願いして、一般質問を終わります。

○議長（藏 正議員）

これで、3番、前田清和君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。なお、13時30分から再開いたします。

休憩 午前11時55分

-----○-----

再開 午後 1時30分

○議長（藏 正議員）

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

1番、奥田浩一議員に発言を許可いたします。

○1番（奥田浩一議員）

皆さん、こんにちは。では、議長の許可をいただいたので、早速、一般質問に移りたいと思います。

1、思勝港湾の整備について。

(1) 未舗装箇所を整備できないか。

(2) 大和浜河口付近に橋を架ける計画はできないか。

2番、フォレストポリスのマテリアの滝、状況について。

- 1、現在のサービスの利用状況。
- 2、マテリアの滝、駐車場にトイレの整備はできないか。
- 3、村内における、防犯、防災設備について。
- 1、村内に防犯カメラは設置されているか。

以上のことをお聞きしたいと思います。

残りは、自席の方から質問させていただきたいと思います。お願いします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。それでは、奥田浩一議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の思勝港内の整備についての、1番目の未舗装箇所を整備できないかとの御質問ですが、現在、大和港思勝地区においては、各区域で用途が定められており、未舗装の箇所は、緑地広場や野積場等の用途が限られた区域となっており、整備計画上、舗装等が必要な臨港道路、エプロン、物揚げ場等は、全て整備済みとなっているところであります。現在は、港湾整備時に区域前の利用方法を定めた利用計画に基づき、利用しておりますので、利用方法を変更する場合や、形状変更を伴う整備につきましては、利用計画の変更等を行う必要があり、容易に変更できないことや、現在の利用方法で変更等の要望もないことから、利用計画の用途変更を伴う整備につきましては、計画をしていないところであります。

次に、2番目の大和浜河口付近に橋を架ける計画ができないかとの御質問でございますが、大和浜河口に新たな橋梁を建設する場合、現在の基準で計画する必要があり、相当な費用が発生すると思われまます。また、河川の断面等を確保する必要がありまして、接続する道路の嵩上げなど、既存道路の大幅な改修も必要となることから、現在のところ、整備の計画については、検討をしていないところであります。

2点目のマテリアの滝の状況についての御質問でございますが、現在の利用状況につきましては、直近3年間の来訪者数が、R4年度約8,000名、R5年度約6,400名、R6年度約6,600名、R7年度8月末日までですが、約2,400名となっております。

次に、マテリアの滝駐車場にトイレを整備できないかとの御質問でございますが、現在、マテリアの滝を訪れる来訪者の方々には、フォレストポリスキャンプ場のトイレを使用させていただくように案内をしているところでございます。当該駐車場へは、R5年度に、鹿児島県地域振興推進事業を活用し、観光案内板を整備しておりますが、そちらにもフォレストポリスキャンプ場でのトイレ案内を表示をさせていただいているところであります。マテリアの滝からフォレストポリスキャンプ場までは約800mしか離れておらず、車での移動時間も約2分程度でございますので、トイレの利用に関しましては支障にならないものと考えているところでございます。

3点目の村内における防犯、防災設備についての、村内に防犯カメラは設置されているのかとの御質問でございますが、大和村内には、役場が設置、管理する防犯カメラはございませんが、有害鳥獣観察用モニターは設置されており、また、奄美警察署に確認を行ったところ、奄美警察署とし

まして、大和村内に防犯カメラの設置はないとのことでした。そのほか、防災用の観点から、二級河川であります大和川、名音川には水位を確認するため、鹿児島県でそれぞれ1台ずつ設置しているほか、カメラの設置でいえば、野生生物保護センターに希少種の盗掘対策として2台設定されておりますが、野猫の実態把握のためのカメラを含めると、村内に約60台ほど設置されている状況でございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長、あるいは自席の方から答弁をさせていただきます。

○1番（奥田浩一議員）

まず、1番目の思勝港湾の整備についてなんですけれども、これ、前も同僚議員が言っていたと思うんですが、僕が言っている未舗装部分の箇所というのは、要はステージの港の船揚げ場のスロープ、あの先をコンクリート舗装なりしてもらわないと、今、停まっている船があるおかげで、船を新たに降ろしたい人も降ろせないし、例えばあそこがこの先、あと10mくらいコンクリート舗装することによって、それ以外、船、揚げたいけど揚げるところないから、ということで諦めたりね、みんな、その辺、お互い思いやり持って、融通、聞かせ合いながらやっているんですよね。僕は船を持っていないし、そういうのはあまりしないんですけど、普通に素人目で見ていても、ここ、車が入っていったとか、ってなると、今度、さらにその車が入っていくところに、アンカーとかも打ってあるもんだから、車が入っていったときに、タイヤがパンクしましたとか、その辺、勝手にやっているのかどうか、その辺は分からないですけども、漁協から許可をもらっているとか。ただ僕が言っているのは、その前をあと10mだけでもコンクリート舗装することによって、船揚げ場がもっと使いやすくなると思って、一応、提案している話なんですよね。それと、もう一つは、この間のひらとみ祭りも大盛況で終わってよかったんですけども、この船揚げ場の横にある、こう、言えば何て言うのかな、砂利道みたいになっているところの水捌けがあまりにも悪すぎて、僕もちよっと商売させてもらったんですけども、もうお客さんが、もう泥だらけ。雨が降らなきゃ降らないで越したことはないんですけども、あそこの水捌け、そこまで舗装してくださいとは言いませんけれども、何とか水捌けがよくなるような対策とか、そういうのはできないのかなど。あと、ステージの前の芝があるところなんかにしても、やっぱり雨になるともうぐちょぐちょで、せっかく来てもらって、楽しみに来てもらう人たちも、なんかもう、足の、足元がもうぐちょぐちょで、なんか嫌な気分になって、皆さんも分かっていると思うんですけども、何とかね、何かを新しくやりかえるとかではないんですけども、何かいい方法、みんなでこうアイデアを出し寄って、何とかならないものかなど。その辺なんですけど、どうでしょう。

○建設課長（早川勝志君）

大和港の思勝地区の整備についてでございますが、まずはじめに、スロープ横の舗装という話で、船揚げ場の舗装という話なんですけれども、これは、私どもちよっと計画をしているんですけども、今現在、置きっぱなしの船があるとか、具体的に誰が使うという決まりが文書上に残って

いなかったりするものですから、これは私ども建設課、港湾を管理する建設課とですね、漁協、漁民を含めた漁協の関係者と、あとはやはりうちの担当課である産業振興課とですね、併せてちょっと意見交換会を設定したいというふうに考えているところです。船の係船を含めてですね、どういった形で、今、今後、管理していくかと。要は廃船問題もございますので、その辺を含めて検討をする中で、関係者とですね、意見交換会を、まずしていきたいというふうに考えております。

それと先ほど申し上げ、質問がありました、水捌けの問題なんですけれども、まずステージ前ですね、芝生の広場ですね。芝生の広場に関しては、私どもも現場を確認してですね、やはりどうしてもゴミが溜まったりとかあるものですから、あの公園ができて大分なるものですから、その芝生ですね、管理をどのようにしたらいいかということで、今、実験的に何かしようということで、今現在、進めているところでございます。以上です。

○1番（奥田浩一議員）

課長、ありがとうございます。皆さんも、もうもちろん大和村に住まれていて、どういう状況かというのは、もう大分前から存じ上げているとは思っています。やはり何かアクションを起こさないと、結局は、もうそのままずるずるずるずる何年も何年もなっていって、そこにきて、僕が何故スロープのこととか言うのかとなると、やっぱりもちろん津名久の方でもスロープあります。大きい思勝港にもあります。大和浜の方にもあります。その中で、やっぱり、こういう言い方が適切かどうか分からないですけども、やっぱり津名久の人間が大和浜で船を降ろしにとかいうと、やっぱり気、使います、みんな。別に顔見知りでもいいよいいよってしてくれる人もいるし、ただ、そういう場所が、せっかく大きいスロープがあるのは思勝港なんで、その辺、大きく、せめて車が、その上に揚げてある船も、ずっと揚げっぱなしの船も、もちろんあるのも知っています。皆さんも知っているとおりに。どこか、そこに車1台分でもね、開けて、車がトレーラーで降ろすなり、車で、こう台車を引っ張って上げられるような場所があればいいんですけど、実際、全部埋まって、もうそのまま、横から入れるだろうと言っても、よっぽどの技術があつて、車で入っていける人とか。ただそこで、また、車のスイッチバックができるとか、やっぱりその辺もあるので、今、課長がおっしゃったように、漁協とか、産業振興課の課長なんかも含めて、1回、皆さんで協議して、使いやすい、せっかくあるものだから、例えば船舶免許を持っていない方、2馬力とかね、降ろすときも、やっぱりあそこが一番広いし、降ろしやすいと思うので、その辺、また、利用価値があれば、そういう、逆に大和村の人だけじゃなくて、名瀬から来た人とかも利用して、そこでまた、見えないですけども、何かの経済効果があつたり、津名久の釣り具屋さんが、ちょっと餌が売れたりとか、そういうこともあると思うので、小さなことかもしれないですけども、そういうのはやっぱりみんな、そのまま、関係ないからとかではなくて、みんなで思いやり持って、やっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

あと、僕が言っている、この大和浜河口付近の橋なんですけど、これはもう当代無理だろうというのを分かっている、僕も聞いています。でも、それは何かといたら、今すぐという話じゃない

んですよ。せっかく思勝のステージのある公園があり、トイレもあって、でも子供が遊ぶには遊具もない、何もない。ただ来て、極端な話、すると、目的なく来て遊ぶようなところではないかもしれない。犬の散歩とかね。近い人が散歩で歩いたりもしているのを見えていますけれども、そこに、この間のひらとみ祭りに関してでもですけども、大和浜集落の人が、こう、あそこの港に来ると、やっぱり大和の橋をぐるっと回って、年取った人なんかはちょっと億劫な、中途半端に億劫な、こう、ぐるっと回るのがね。そういうのもあって、僕は本当は架けるなら大型が通るぐらいの橋、架けてほしいです。それは何でかという、あの大和浜の埋め立ての部分。もし、何か大きい工事とか、何かやられるときには、やっぱりその分、車も大型が入れば、仕事もしやすくなったりとか。でもそこまで求めてもしょうがないのも分かっていますから。人が歩ける小さい橋でもいいんですよ。そうすると大和浜からこう、自然にこう散歩がてらとか、あそこ、大和浜の埋立にはトイレもないし、それはトイレが直線的、直線距離で行くと何100mしかないの、そこも利用できると。そういう、こう何て言うかな、一つの公園的な感じで、こう環境整備とかをしていったら、もっと人も遊びやすくなったり、人が集まったりとかするんじゃないかなというふうに希望を込めて、そのときにこの橋までであると、やっぱり一つのランドマーク的な、あそこの橋、行ったら景色がいいよとか、そういうふうなことで、僕は一応、今回、お願いしてみたいんですけども、やっぱりもう、土台、到底無理ですかね、何十年かかろうが。どうでしょう。

○建設課長（早川勝志君）

大和川河口への橋の建設ということでございますが、やはりあの河川の幅でございますので、橋を架けるには相当な費用が発生し、かかると思うが、目に見えていると思います。例えばそれが人道橋であり、車両を通過できる車でもあり、それはやはり同じような形でですね、橋脚をどうするかとか、間にも打つとか必要になってきます。それと、先ほどの村長の答弁にもありましたように、道路の嵩上げがどうしても発生すると。要は河川断面を確保しないとイケない。また、それに余裕幅を持たせないといけなくなると、今の橋、上流の橋、既存の橋よりもさらに上になるのは、県道にかかってくるような高さの橋になってくるということで、どうしても既存の道路に結び付けが難しくなってくると。その辺もありますので、なかなか今は難しいのではないかと思います。それが例えば50年後にどうかというのはちょっと分からないところでございますし、今はやはり、今、先ほど市田議員の午前中の質問にもありましたように、ほかの事業を進めております。例えば大柵名音線であったり、その辺も進めていますし、村としては予算的な問題も発生しますし、その辺も含めてですね、今後、全くないというわけではないんですけども、何10年後になるかどうかというのは分からないような現状でございます。

○1番（奥田浩一議員）

僕も無理を承知でお願いしてみました。ですけども、もし何かあったときには、そういう一つのアイデアとして計画してもらったら、みんなも喜ぶと思います。もし可能であれば、それであれば、やっぱり大和浜の方にトイレを、小さくてもいいので、トイレを造るなり。あそこもちょっ

と遊具があったり、観光客の方なんかも見えられるので、やっぱりトイレがない。重信議員も前回は言っていますけれども、やっぱりトイレがないと、やっぱりね、ちょっと困るので、やっぱり知っている人であれば、ちょっとトイレを貸してとって入れるかもしれないけれども、やっぱり余所から来ている人は、やっぱり気を使ったりね、一応、あるんで、その辺も、また、計画に入れてもらえたら喜ばしいと思います。今の件はこれで、整備については、そのスロープ側のコンクリ、コンクリの方は、また、協議して、ちょっと前向きに話が進めばいいと思いますので、よろしくお願ひします。

では次に、フォレストポリス、マテリアの滝の状況についてお伺いしたいんですけども、この間、僕もマテリアの方にちょっとぐるっと回ってきたんですけども、キャンプ場とか、キャンプサイト、コテージの方の事務所、事務所がクローズになったまま、人がいないような状況。こうぐるっと、中を、コテージの周りぐるっと回ってきたんですけども、やっぱりこう、何て言ったらいいのかな、ウッドデッキがちょっと朽ちているところとか、そういうのも見受けられるし、マテリアの方に戻ると、マテリアのあの滝の反対側に行く、散策するところも、通行止めになったまま、ずっと。その辺、委託をされている業者さんと大和村さんが面倒見ないといけない部分というのはあると思うんですけども、せっかくフォレストポリスがあって、以前はフォレストポリスが売りだったと思います、僕は、大和村の。しかし、ハナハナができ、Q u r u G u r u ができると、何かね、行政側がそっちの二つばかり、こう今、行っているように、僕は感じるのね。やっぱりフォレストがあって、その何て言うかな、前も遊具のことで、僕、質問させてもらったんですけども、やっぱりこの目的がないようなドライブコースで、滝があるよとか、ちょっとした遊具があるよみたいなものしかないから、今、村長の方でも8,000人、6,000人、6,600人、2,200人という数字を聞きましてけれども、本当にそんだけ人が遊びに利用しているのかというのは、僕からしたらちょっと、えっというふうになっちゃうんですね。それでいて、村長なんかもフォレストのホームページ、御覧になったことがあります。あれ、2022年、3年から更新されてないんですよ。以前の委託管理業者の方で管理されていたまま、写真も載せたまま。いろんな食べ物があったりしていますけれども、あれをそのまま額面どおりに受け取って行かれる方って、いると思います。こういうサービスをやっているんだと思って。いざ行ってみたら、誰もいない、何もないというんだと、やっぱりね、変な話、ロコミで、いや、フォレスト何もないよ、になってしまうんじゃないかなっていうのがあって、一体、どういうふうに、今、管理状況とか、委託業者の方とどういうやり取りをして、どういうふうにしていこうとしているのか。もちろん企画観光課長がその辺は責任者として思うんで、その辺の管理は。どういうふうに、今後、していこうとしているのか。せっかくこのキャンプ場とかもあるから、もったいないし、やっぱり利用できるのであれば、もっと周知をして、ただでさえ、もう何年も前から、1人キャンプとかそういうの。例えばツーリングで全国、全国、日本一周しているバイカーの人とか、自転車の人とかいろいろいますけれども、そういう人たちもこう、そこ行ったら泊まれるよ、寝泊まりできるよみたいな、そういう周知とかもあ

っていいのかなと。あとグラウンドゴルフ場に関しても、無人で、ノートに名前書いて、ポストにお金を入れて。ポストを見たら、普通の家の郵便ポストに南京錠をかけて、チェーン、引っ張っていて。もちろん性善説で成り立っていると思いますけれども、あんなの、お金がそんなに入っているとは僕も思いませんが、中にはね、お金が入っていると思って、あんなの大きいクリッパー持って行って、切ればすぐ持っていけるようなもんだし、それがあってからだと、やっぱりみんな嫌な気持ちしかならないんですね。だから、その辺も含めて、もうちょっと僕はやっぱりフォレストにも力を入れてもらって、委託管理業者の方々と一緒に、どういうふうにして人を呼ぶか、どういうのが目玉になるかとか。サウナテントもありました。でももう使った形跡もない。もうぶっちゃけて、大丈夫のかな、これ。破れてないかなというような状態で置いたまましていましたけれども、その辺どうでしょう、課長、今後の、今後の見通しとしては。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

議員がおっしゃいますように、やはり我々もフォレストポリスというのは、ハナハナ、Q u r u G u r uができる以前については、やはり我々の観光集客施設としての大きな柱でございました。今、その管理体制につきましては、民間事業者の方に指定管理の方で委託をさせていただいているところでございます。今後、これからの取組の方針についてですが、我々としては、今、今年度から、また、まほろば水と森公園の方の再整備に着手しております。その再整備が完了した後は、再びフォレストポリスの再整備に着手する計画を持っておりまして、その計画を策定する際には、より良いフォレストポリス、そして、お客様方に喜んでいただけるような内容のものを盛り込んでいきたいというふうに考えております。議員御指摘のございました、テント、デッキも朽ちている部分とか、そういった、以前、木で造った部分などは、汚損、破損が著しい部分もございますので、その辺りについても抜本的なやり直しというのは考えて、その計画の中で検討、協議していきたいというふうに考えております。また、御指摘のとおり、今、向こうの管理体制の方で、無人のときがあるということでもございました。そのときには、公園内の草刈り作業ですとか、そういった作業などに出ているものというふうに考えられますが、やはり、そういったときに来られたお客さんに対しての対応をどうしていくべきなのか。そこに例えば、今、ただいま留守にしておりますので、こちらに御連絡くださいとかというような形を取るのか、そういったお客様に対して、来て、がっかりさせることがないような、そういった管理体制については、また、担当も含めて協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○1番（奥田浩一議員）

ありがとうございます。課長、ちょっと突っ込んだ話をしますけれども、結局、年間、大きい金額で委託料、やっぱり大和村から委託をお願いしているじゃないですか。結果、見ると、どこを管理しているんだ、委託管理されている側は。お金はもらいます、けれども、これ、僕個人ね、個人的な話ですけども、どこを管理しているんだろう。人もいないし、素朴に思ってしまうんですね。その辺もやっぱり、もちろんそのお金だけもらおうと思ってやっていることではないというの

は理解はしていますけれども、もう少し分かりやすい、村民とかにもね、こういうふうに委託、こんだけのお金で委託させていますよというのであれば、中身をやっぱりちゃんと開示してもらって、こういうふうなところにお金を使っていますとかやってもらわないと、変な話、あまり何も考えない人からしたら、いいな、あれで幾らもらっているんだ、ぐらいの浅はかなこう回答しか出てこないと思います。その辺も、もう少しちょっと密にやり取りしてもらって、例えば議会になり説明してもらったりしてもらおうと助かります。やはり僕が帰ってきてまだ6・7年なんですけれども、僕なんか20、20代前半ぐらいのときにいたときには、やっぱりあのゴーカート、ゴーカートがやっぱり人気で、大人も好きな人は遊べるし、何、何よりもやっぱり子供が喜ぶ、そういうアクティビティーというのがやっぱり奄美大島にはないので、フォレストの売りといったらやっぱりゴーカートだったんですよ、本当に、昔は。子供がもう、もう何回も何回も、もうね、もう1回、もう1回って言って乗るような、やっぱりあれを、僕はもう1回復活させてほしいです。確かにもう今の、今のそのエンジンカートとかも処分されて、何かまた設備投資するのに1台何10万とかかかるかもしれないですけど、やっぱり僕は、あれがあったらやっぱり子供も来ます。あそこ行って。ただカートだけかもしれないけれども。そこから派生して、あの公園を、また、遊具が増えたりとか、そうなっていくと、やっぱりそこも賑わうんじゃないかなと思っています。グラウンドゴルフも、確かに僕、行ったときにはきれいに、芝も刈られて整備はされていました。でも誰もしていませんでした、グラウンドゴルフは。こんなこと言いたくないんですけども、僕もグラウンドゴルフ、やったことはありません。はっきり言えますけれども。やったこともないし、やっぱり好きな人は好きでやるかもしれない。ゴルフやる人もいれば、でも、ゴルフはできない。やっぱりその辺のあり方、やっぱりそこで、いやグラウンドゴルフがいいよって、確かにお年を召されて、はまられている方とかは、もうグラウンドゴルフ場がなければと、やっぱり、今日も大会があるとか教育長の方からお話がありましたけれども、それは別に、それを否定するつもりはないんですけども、もうちょっと何かこうやっぱり集客して、他のところで大和村が稼ぐ、稼ぐシステムをつくらないと、ただ整備して、お金出して、なんかもううやむやなっているのを繰り返していたら何もならないと思うんで、やっぱりここは思いっきり、思い切って、もう子供たちが喜ぶために、何があれば喜ぶぐらいの、やっぱりみんなで話し合いして、できるできないそのあとで精査したらいいと思います。こういうのがあればいいんじゃないの、こういうのがあればいいんじゃないのって。僕は以前、そのフォレストの遊具に関して、一般質問したときに、みんな村長たちも、みんな副村長なんかも、みんなね、1回、遊びに行きましょうって、みんなで。楽しめるかどうか、大人が。その遊具の安全性とか、そこでやっぱり見ながら、やっぱりして、始めて、皆さんね、僕の中にも孫が2人いますけれども、その孫なんか、もう爺、行きたいよってというようなところであってほしいし、孫がおられない方なんかでも、やっぱり子供と孫とは感覚が違うというのは確かなんですけども、やっぱりそういうところがあれば、子供たちも喜んで、是非、みんなで、そのQ u r u G u r uもハナハナもすばらしいものと僕も認識はしています。でも、そこに大和村はフォレストポ

リスというものも持っているんだから、せっかくなんで、やっぱりそこももう1回、見直して、もっと何かこうアクティビティー、そういうのができたらいいなと思っていますんで、是非、課長、そういうのも、また、頭に入れて、村長たちと力を合わせて、そういう、また、計画なり。1回、別にイメージだけでもいいと思います。これだったらできるんじゃないか、これぐらいから先やってみようかでもいいと思います。そうやって、やっていけば、やっぱりその、せっかく、今、名音からね、登るところ、道路も整備しています。大棚からも毛陣の方からも行けます。せっかく行く道線は整備されているけれども、行った目的地が、何これだと、やっぱり拍子抜けすると思うんで、あの水辺の広場の、あのトンボ、トンボとかも、僕も、この間行ったらトンボ、たくさんいました。僕はあんまりそういうのに興味がない人なんで、えーぐらいしか思わなかったけれども、やっぱり一緒に行った友達が、いや、ほんと珍しい、ここ、ここ、そんなにすばらしいところだからということを知ると、ますますもうちょっと整備して、管理道路たちの中も、やっぱり草も刈って、もっとこう散策しやすいようにとかしてもらえたら、もっと生かせると思うんで、是非、よろしくをお願いします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

確かに議員のおっしゃるように、ああいう施設というものは、子供が喜ぶというのは第一だと思います。やはり子供が行きたい。そしてはそれを、子供を遊びに連れて行くために、親が行く。そして、親子連れで行って、お金を落とす仕組みというのは、非常に重要な部分だというふうに私も感じております。次の再整備の際には、以前、確かにゴーカートが、平成16年ぐらいまでは稼働しておりました。ですけれども、そのとき、安全性の問題であるとか、そういった観点から、一度、廃止はされたというのはございます。我々としては、今、もうこの時代、それからもう20年経っておりますので、そういったゴーカート、ある意味、ちょっと危険性があるようなものではない、子供たちが楽しめるようなもの。そういったものっていうのは、再整備の中で、検討はさせていただきたいと思います。その際には、やはり、我々行政だけではなく、子育て世帯、実際に子供を育てていらっしゃる御家庭の保護者の方々の御意見などを踏まえた上で、よりよい施設づくりに努力していきたいと思っております。

○1番（奥田浩一議員）

是非とも、そういうふうに、カートとかも、もちろん危険なものではありますが、その遊び方次第では、とても楽しい遊具なんで、その辺を、また、精査しながら、是非、また、検討してもらえたらと思います。

あと、そのマテリアの滝のトイレなんですけれども、村長の答弁のように、まあ、800m上がれば、2分で車で行ける。ただその辺の、例えば、それが難しいのであれば、以前はあったと思うんですよ、トイレが。でも、やっぱりその処理のことについてとか、いろいろ僕も聞いたりもしていますが、やっぱりあるのとないのとでは、行くお客さん、例えば、下まで降りて、急にちょっともようしたとかね。そういう、やっぱり、これはもう個人レベルの話になるかもしれないですけれ

ども、であれば、やはり上がる前に、そういう周知なり、こう駐車場に止めていくときに、やっぱり大きく分かりやすい、トイレありませんぐらいに、はっきり。トイレありません。トイレを済ました後に、また滝の方へ、ぐらいの案内があってもいいのかなって、僕も思いますんで、ちょっと、もし、トイレの整備が難しいのであれば、そういうような対策をとってもら。もし可能であれば、バイオトイレなりね、そういうエコなトイレを、もちろんその予算がかかるの、分かっていますけれども、そういうのも、また、その人の流れとかを見ながら、できませんという、僕、答えをもらうつもりないんで、その状況を見ながら、そのときそのときで多分変わると思うんで、また、その辺は、また、そういう計画があれば、そういう計画をしていただきたいなと思うんで、よろしくをお願いします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

まず、トイレの新たな設置というのは、大変、やはりちょっと困難な部分があることはもう事実でございます、その中で我々としましても、先ほど村長の答弁にもございましたように、観光案内板を設置させていただいたときに、フォレストポリスキャンプ場での案内ということで、ピクトグラムでの表示はさせていただいているところでございますが、やはりそういったのになかなかお気づきにならないお客様というの、確かに御高齢の方とか、いらっしゃるかと思しますので、その辺り、ここで一旦、立ち止まって、マテリアの滝に降りる前にお手洗いをお済ませください的な、そういった周知といいますか、御案内ができるような、何かしらのものがないかというのは、また、検討させていただきたいと思います。

○1番（奥田浩一議員）

是非とも、そういうふうな感じで。気付く人は気付かれると思うんですけれども、万が一、あると思ってそのまま滝に降りていって、上に駐車場があるからトイレぐらいあるだろうみたいなね、当たり前、思い込みで来られるお客さん方もいると思うので、是非、周知の方、よろしくをお願いします。

次、3番、村内における防犯カメラ。今、村長の答弁で、この大和村の中には、言えば監視システムというかね、そういうのでは、今、ないという答弁で、山の方には野猫とか、そういう希少動物とか、その類を写すためにというのがあったんですけれども。僕が何で防犯カメラと言っているかということ、別に村民を監視しろとかそういう話じゃないんですよ、もちろん。やっぱり、今、都会なんかである、犯罪、そのトクリュウとか闇バイト関係でも、いろんな地域で強盗に入ったりとかされて、いつ、誰が、誰の家がそうなるかというのは、100%ないって誰もみんな言い切れないというのは分かっていると思います。そういった意味で、もし万が一あったときに、何の手がかりもないよ。いや、誰も見てないとかあって、あとの祭りになるぐらいであれば、もちろんそこにも予算をかけないといけない部分もあると思うんですけれども、やっぱりそこは防犯対策。もし、万が一のために、例えば設置する場所とか、保育所にもないです。診療所にもないです。役場の中にもないです。防災センターにもないです。Q u r u G u r uにはたくさんあります。確かに田舎の

人と言ったら失礼な言い方に聞こえる人もいるかもしれないですけど、僕、東京とかずっと長くいて、どこの町、行っても、もう歌舞伎町とか六本木とか、もうもうどこ見ても、もうカメラだらけ。それでも悪いことするやつはする。車で走っていたらNシステム、どこ行こうが、全部、カメラ、撮られています。別にそれを早急にしなさいって僕は希望はしてないんですけども、昨夜もパトカーが走りましたよね、夜。聞いていません。僕の家から聞こえるので、パトカーが走って行ったんですけども。やっぱり島の方は、なんで。救急車が走るだけで、どこ、とか、やっぱりね、そういうちょっと好奇心的な、野次馬みたいな感じで思う方もいられると思うんですけども、もし、何か本当に大事件のときなんかには、やっぱり防犯カメラが集落の入口、出口とかにあるだけで、やっぱりそれが抑止にもなったり、防犯カメラ、ついていますよ、大和村は。何も悪いことできませんよ、ぐらいのことを、やっぱり最初で謳ってれば、泥棒も来ないし、特に漁協なんかにしても、船をいたずらされたとかもたまに聞いたりします。漁協にもつけたらいいし、やっぱり何か可能性のあるところには、やっぱり備えあれば憂いなしで、そういったカメラとか、その、村長が言ったみたいに、名音川と大和川も大事だと思います。やっぱり水量とか、もし、それで鉄砲水が来るとか、早く分かれば。そういった意味でも、やっぱり、まずはその診療所、保育所とか、やっぱり学校とかにもつけて、やっぱり防犯の意識。何かあっても、これは人を信頼している中で成り立っている社会だと思うんですけども、万が一ね、何かあったときに、いや、私、見ていません、俺、見ていない。やっぱりそこにカメラがあることによって、こういうことが起きてたんだとか、分かると思うんで、一気に全部つけれとは言いませんよ。せめて、大和村の入口と出口とかであれば、管内で、途中で林道に入ったりする道もあるんで、どうしようもない部分もあると思うんですけども、やっぱりその辺は、防犯対策としてもそうだし、例えばその災害にしても、その状況、もし役場の中に管理システムとかがあって、見られるのであれば、こんだけの台風が来た、こんだけの水害になった、あそこ、どうなっている。おいやばいど。どこどこの集落やばいぞという、目で見て、確認もできる。連絡だけじゃなく。そういうのもあったりするんで、是非、防犯カメラを、すぐすぐつけれとは言いませんけれども、やっぱりそういうのを計画していただきたいなって思っているんですけども、どうでしょう。

○総務課長（政村勇二君）

確かに、防犯カメラの必要性。議員がおっしゃるようになりますね、都市部における緊急逮捕であったりとか、また、おっしゃるように、防犯、防犯の抑止力には非常に大変、効果があるものだというふうに認識しております。やはり、これまでですね、大和村でそういった声が、正直、聞こえなかったというのは正直なところでございます、その設置に向けてはですね、まず、やはり集落とかになりますと、やはり、前もってですね、地元の意見とかも聞かなければいけないというふうに思っていますので、こういった話がありましたということは、また、次回の事務嘱託員会でも、話をした上で、了解をもらった上でですね、設置に向ける動きがあった際には、それに対する事業費であったり、また、奄美大島には奄美警察署管内に、奄美市、龍郷町、そして、大和村と、防犯団

体連絡協議会という組織も組織化されていますので、そういった、こういった場所の設置が詳しいのかという専門的な知識が得られるようであればですね、まずは事務嘱託員会からの話を伺うと。今の防犯の状況とか、そういったのも考慮しながら、一つずつ、計画性を持って対応していければというふうに思います。今、段階において、いつ頃できるということは、なかなか申し上げられませんが、そういった動きがある、進めていきたいということは、答弁させていただきたいというふうに思います。

○1番（奥田浩一議員）

課長、ありがとうございます。屋仁川で防犯カメラがなくて、つい2年ぐらい前かな、ちょっと屋仁川って言ったら、ちょっとね、たまに夜遅くなると、治安の悪い人も出てきて、トラブルになったりとか。やっぱりカメラがなくて、というので、僕の知り合いのお店がカメラ、つけていたので、それを見せてくれないかとかね。そういうのが、やっぱり声もあって、今、屋仁川にはついていますが、防犯カメラが。やっぱり、奄美警察署の方ともお話しさせてもらおうと、やっぱり、こう言えば、暗いところで誰かを叩いたとか、たまに新聞にもなるような、そういうときに、やっぱりカメラがあって分かるとか、もちろん、目撃者がいてとかもあるんだらうけれども、やっぱりカメラがあるのとないのでは説得力が違うんで、是非、そういうふうな防犯カメラとか、そういうのももちろん、区長さんを中心に、集落の方に、別に、もちろんその伝え方にもよると思うんですけども、何かあったときに遅いよと。やっぱり備えあれば、今、僕がこんなところで話すべき話じゃないかもしれないけれども、津名久で6年ぐらい前にいなくなりましたよね。その状況、そのあとのことは御存知ないですよ。僕は直接、警察とかに伺ったこともあるんですけども、やっぱり証拠がないもんだから、どうすることもできない。でも、大和村から出た形跡がないんだよね、みたいな話は、ちらっと皆さん聞かれている人は聞かれていると思うんですけども、この間までも、漁協のところに張り紙とかもありましたけれども、やっぱりそのときにカメラがあったら、やっぱりね、何か証拠があったりとか、何かこう解決策が出てきたんじゃないかなっていうのがやっぱりあるんで、こんな小さい村でそういうことがあったら、やっぱりみんな知らない村民、多いと思います。何も発表がないもんだから。その辺、僕としては、何でだろうと。僕がおかしいのかなって、自分がおかしいのかなって思ったりもしているんですけども、普通、人1人がいなくなったら騒ぐはずなのに、何でだろうと。変なの、気持ち悪いと、僕、正直思ったんですよ、そのとき。たくさん警察も来られていましたよね。だからその辺を、やっぱり皆さんも、個人的な情報、個人情報とか確かにあると思うんですけども、やっぱりおかしいのはおかしいって、みんなで声を上げて、これは違うんじゃないのと。やっぱりみんなでやらないといけないんじゃないのというのは、僕はやってほしいです。この間、棧橋で落ちた子もいますよね。あの子も分からないですよ。けれども、あのときにもし、漁協の方に船をめがけて、広角の、そういうカメラがあったら、もしかすると分かるかもしれない。何時頃起きたとか。いろんな意味で、何かが分かるかもしれないですよ。ここでそういうことを言いたくないけれども、搜索の仕方なんかでも、もう幾らでも

言いたいこと、いっぱいあるんですよ、はっきり言いますけれども。だけど、そういうことを起こる前に、やっぱり備えて、こういうとき、ことがあるかもしれないということを、やっぱりそれを糧にして、今後の対策にしてもらうようにしてほしいと思います。

あと、もしその台風とか、いろんな災害が起きたときに、今、トンネルがあつて山越えが少なくなっているの、金久と戸円の間はまだ山越えですけども、万が一、寸断されたとき、集落が孤立したりとかするときは、どういう、例えばこの携帯電話も使えないとかいうときには、どういふような通信手段が、今、大和村にあるんですかね。

○総務課長（政村勇二君）

道路は寸断されて、まず一番最初に考えられるのは、防災無線が一番有効かと思えます。そのほか、周知方法としては、ホームページであつたりとかいうものが有効かと思っております。

○1番（奥田浩一議員）

防災無線って、防災無線同士で喋れるんですか、その集落と。あと、ホームページとか言っていますけど、停電して、もう携帯も使えない、何も使えない、本当にもうどうしようもない、連絡手段がないときのことを、僕、今、伺っているんですよ。

○総務課長（政村勇二君）

まず、公民館にあります、無線を鳴らせる、集落無線があるんですけども、そちらに受話器の形がありますけれども、そちら、役場で直接やり取りができる受話器がございます。

○1番（奥田浩一議員）

ということは、この役場をベースとして、各集落からやり取りということは、移動はできないってことですよ。そういう認識でいいんですよ。要はその防災センター、例えば公民館の中にある、それを使って役場とのやり取りはできるけれども、そのどっかの道が行けるかもしれない、この道は崩れてないらしいよとか、そういうときには、何も通信するものはないということでもいいですか。

○総務課長（政村勇二君）

すいません、僕もなかなか理解できていないところがあつて、大変申し訳ないんですけども、道路が寸断された場合には、防災無線で、こちらに情報があればですね、防災無線でどこどこ路線が、今、通行止めですという話ができると思います、防災無線で周知ができると思います。集落とのやり取りは、確かに公民館とこちらの無線室でしかやり取りができないところになるんですけども、その移動と言いますと、もし、新たな情報があれば、その都度、また、防災無線なりで周知ができることになる、なります。

○1番（奥田浩一議員）

僕が、分かりやすく聞くと、例えば集落が孤立しました。でも、何か緊急、もし、怪我人とか何かあったときに救急車も来れない。でも、あそこの道は多分崩れてないよとか、その辺ね、動かない方がいいケースもあるかもしれないけれども、もう急を要してどうしようもない、ドクターヘリ

も来ない、来れないという時に、移動しているときに万が一連絡を取りたいというときには、その防災無線のハンディ機とかそういうのはないということですよ。それでいいですか。

○総務課長（政村勇二君）

衛生電話というか役場に2台、ありはするんですけども、それも話があって貸し出すもので、実際は、奥田議員がおっしゃるように、移動、有事があった場合で同時にそういったやりとりができるものは、今現在、ないところでございます。

○1番（奥田浩一議員）

僕が何で聞いたかという、やっぱり災害が起き得る可能性はやっぱり否めないじゃないですか、島において。そのときに、例えばアマチュア無線とかね、それ、今、ちょっと緩和されたみたいで、防災に使える範囲内というのも、僕も聞いているので、もしそういうところが、行政側として、総務省管轄になると思うんですけども、もし、そういうのが使えるとしたら、もちろんアマチュアの4級、3級の免許が必要になってくるかもしれないですけども、そういうのもちょっと、万が一のために、ハンディなり何なり、それを持って移動してとかができたらどうなのかなと、僕はただ、そういうふうに率直に思っただけで、やっぱりこの防災無線が、もちろん連絡のやり取りができるのは、僕も分かっているんですけども、それを持って、今度、移動ができるのかとなったときの部分をどういうふうに、緊急を要するときに、もちろんそういう遊びとかで使える無線ではないんで、個人的に。その辺もちょっと、また、一緒にこう考えながら、そういう、例えば、それを1台ずつ置いておくよとか、公民館にそういうのを設置しておくよ。だけど、これは普通には使えないからねというのをちゃんとやって、やりながら何かの防災のときに、何か起きたときに使えるようなのがあってもいいのかなと思って、ちょっと、今、伺っただけなんですけれども、どうでしょうね。

○総務課長（政村勇二君）

確かに災害が起きましたら、いろんなことが想定されると思います。今回のそのアマチュア無線であったり、いろんな機器とか、そういったものはですね、また、いろんな消防等も詳しいものがあればですね、そういったところからも情報を得てですね、自主防災、そして、我々行政、そして、消防とか、関係部署でうまく連携して安心・安全な村づくりができるように、まずは勉強をしていきたいというふうに思います。

○1番（奥田浩一議員）

是非、いろんな可能性のあるもの、村民のやっぱり命と財産を守るために、使えるものは、やっぱり僕、使ってほしいと思います。あれがあったらよかったねとか、あとの祭りにならないように。

あともう1点は、先ほど海で、海上、海難事故とか、これからの季節はもう海に入る人も少なくなると思うんですけども、ちょっと大和の消防でも、奄美市の消防に入れているようなジェットスキーとかね、ああいうのをやっぱり入れることも、ゆくゆくは考えてみたらどうかな。知り合い

が大和浜の方には置いていますが、それはいつでも使っていいよというふうに言われています。もし、何かのときは。遠慮せずにごすぐ下ろせと言って。言われていますけれども、その辺のちょっと周知、このやり取りとかが、ちょっと上手くいっていないというか、意思の疎通がね。だから、すぐすぐ声をかけられたりとかはしていないんですけれども、万が一、そういうのがあるとき、今回、また、ハナハナさんも、1台、入れているみたいなので、その辺、そういうジェットスキーとかがあるところとは、また、そういう防災の兼ね合いも、その海難事故のときとかに使えるような、そういう協定的なものとかを結んでいって、何かあるときに、本当だったら下方の方にもあるような体制があればいいと思うんですけれども、その辺も、また、防災関連も含めて、いろんなことも、ちょっと、これどうなのっていうようなアイデアを出しながらやっていったら、みんなも安心できると思うので、是非とも、そういう感じで。ちょっと今回はいろいろちょっと無理な提案とかもしているんですけれども、是非、無理なことはないと思うので、何でも。できない理由は幾らでも言えますけど、できる努力もやっぱりしないといけないから。ただそこにはちょっとお金の話とかあるんで、それはちょっと経済的に難しい部分もあるのは分かっていますけれども、何とかみんなが楽しんで、大和村に来てよかったねっていうような、やっぱり村づくりにしてもらいたいと思うので、是非、よろしく願います。以上で終わります。

○議長（藏 正議員）

これで1番、奥田浩一議員の一般質問を終わります。

次に、7番、勝山浩平議員に発言を許可いたします。

○7番（勝山浩平議員）

皆さん、お疲れ様です。質問の前に、伊集院村長、先の村長選挙、御当選おめでとうございます。所信表明に掲げる、村民立場の村おこし。開かれた行政の実現を期待いたします。また、今回、晨原弘久教育長が今限りで退任と伺い、驚きと、大変残念な気持ちでいっぱいです。晨原教育長には、本村の学校教育の向上に加え、奄美の歴史や文化、日本復帰運動、戦中戦後の史実、さらには村が排出した偉人などに関する資料を分かりやすくまとめられ、折に触れて子供たちに伝え、教えてくださいました。その真摯なお姿は、今も強く心に残っております。作成いただいた資料を、その都度配乗し、私自身、大いに学ばせていただきました。また、村の伝統文化への情熱も深く、八月踊りの練習会には小学校と地域が合同で取り組む場にたびたび御参加くださり、子供たちに向けて、踊って歌ってチヂンまで叩く君たちはすばらしいと、温かい言葉をかけていただきました。それが子供たちにとって、また、地域住民にとっても大きな励みとなったことは言うまでもありません。教育者としての数々の御功績に心より敬意を表し、感謝を申し上げ、今後、ますますの御健勝をお祈りいたします。

それでは質問に移ります。

まず台風時の停電対策の強化を求めて。自然の猛威によるものであり、成す術がないものと思われがちですが、村としてできる対策があると考えます。奄美では、台風による停電が発生する確率

が高いものですが、その主な原因は何でしょうか。

電気の送配電網について、どのような経路で各集落へ送られているのでしょうか。

倒木による停電や道路寸断などの被害防止のために、九州電力送配電、奄美配電事業所と被害を及ぼす恐れのある樹木の調査や事前伐採に関する連結協定を締結し、風倒木などによる未然防止に取り組んでいくことができないでしょうか。

次に各小学校の児童の確保を求めて、令和7年度の新生児が小学校に入学する年度の各小学校各学年の児童数と、各小学校のPTAの戸数の推計はどのようになるのでしょうか。

これまで小学校のあり方についての一般質問に対して、存続が望ましいと答弁しておりますが、そうであれば、各校区の現状を分析をして、役場一丸となって、新たな児童確保策を図る必要があるのではないのでしょうか。

同じく答弁には、親子留学制度の導入について、集落から要望があれば、今後の地域の盛り上がりを見ながら、村として対応していきたいとありますが、その後の進展はどのようになっているのでしょうか。

次に、スナックなど、二次会で使用した村長交際費の返還を求めて、村長交際費の支出基準と公開基準の規定が、先日の議会開会日の全員協議会にて、村長、総務課長より配付されましたが、この二つの基準の要点はどのようなものなのでしょうか。

本村の文書取扱規定では、領収書など伝票の保存期間は10年になりますが、この期間にスナックなど、二次会で使用した金額は、各年、幾らになるのでしょうか。また1回当たりの使用額で最高額は幾らでしょうか。

2次会経費の支出は交際費で支出することは認められないものと考えられていますが、領収書など、伝票が保存されている10年分を遡って、スナックなど、二次会で使用した村長交際費を返還すべきではないのでしょうか。

以上、壇上からとします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、勝山議員の御質問にお答えいたします。

1点目の台風時の停電対策の強化を求めての、台風による停電が発生する主な要因は何かとの御質問でございますが、昨年8月の台風10号及び9月の台風13号襲来の際には村内においても停電が続いたことから、昨年10月には九州電力へ問い合わせを行い、打ち合わせを実施し、主な停電の原因として、電柱、電線周りの樹木の枝や、つる性植物による電線の接触のほか、強風による切断であったことが確認できております。

また、どのような経路で各集落に送られているかとの御質問でございますが、大和村へは主に奄美市からの配電ルートと、宇検村からの配電ルートがありまして、奄美市からのルートでは、国直集落から戸田集落、大和の園まで。宇検村からのルートでは、フォレストポリスから名音集落志戸勘、今里集落までの配電ルートとなっており、村内約1,700本の電柱を利用して、各集落へ電力を

供給していると確認いたしました。

3番目の九州電力送配電奄美配電事業所と樹木の調査や事前伐採に関する連携協定を締結し、未然防止に取り組んでいくことができないかとの質問でございますが、村といたしましても、道路敷に設置されている電柱、電線に係る立木や枝の間伐、伐採等を定期的に行ってもらえるよう要望を行い、九州電力から電柱、電線周辺の伐採については、電線周辺の伐採を3年サイクルで実施することと、今年度が実施する計画であります。民地に係る地権者との交渉に関する情報共有を依頼されており、実施のタイミングで、村といたしましても、協力できる分は連携を図り、未然防止に取り組んでいきたいと考えております。

次に、2点目の各小学校の児童確保を求めている御質問でございますが、1番目と2番目の質問にあります質問につきましては、後ほど教育長の方から答弁をさせていただき、私の方からは、親子留学制度の導入についての御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。これまでの一般質問におきまして、親子留学制度の実施に関しましては、集落からの要望、熱意、盛り上がりがあり、集落が主体となった受入体制が構築されることが重要であるとの趣旨の答弁をさせていただいております。集落からの親子留学制度導入に関する要望の状況といたしましては、名音集落から昨年11月19日付で要望書を受けております。村といたしましても、名音集落からの要望を受け、受入要件等の制度設計を行っているところでもありまして、協議すべき事項がまとまりましたら、集落との協議を行い、制度実施に向け進めていきたいと考えているところでもございます。

次に、3点目の村長交際費についての支出基準と公開基準の要点についての御質問でございますが、交際費の適正かつ公正な支出を図るための交際費取扱いに関する規定を策定するものであり、村長等が業務執行のための、特に必要と認められる外部との交渉上、必要とする経費の金額や区分を定める内容と、その公表方法を毎月、月締めの翌月にホームページで公表する旨を規定として定めるものでございます。

次に、2番目の領収書及び伝票の保存期間は10年とあるが、2次会で使用した金額についての御質問でございますが、まず、大和村文書取扱規定には、1年保存、3年保存、5年保存、10年保存、永久保存とございまして、5年保存、10年保存、永久保存の中には、同一の文言で、予算決算または出納に関するもので重要なものとして規定をされております。質問の趣旨にある交渉費の資金前途の取扱いになりますと、予算執行上における参考図書、地方公共団体歳入歳出課目解説には、交際費の資金前途の方法により支出する場合におきましては、これらの書類は年度別に編綴するものとし、その保存期間は5年とすると明記されておりますので、過去5年間の確認の金額といたしましては、6月に答弁をいたしました懇談会の61万8,000円においては、1次会での利用も含まれておりますので、そのうちスナック利用ということとありますと18万4,000円となっております。令和5年度は50万5,000円。令和4年度は61万6,000円。令和3年度は20万5,000円、令和2年度は30万6,000円となっております。また、1回あたりの最高額につきましては、各年度で違いはございますけれども、2万5,000円から4万円となっております。

次に、3番目の10年間分遡って返還すべきではないかとの御質問でございますが、交際費の取扱いにつきましては、6月議会以降、7月15日に村議会議員の全員の皆さんへ、一度、説明をさせていただきました。その内容といたしましては、違法とされた食糧費の判例や最高裁での交際費の判例を基に、違法性はないとの解釈の考えを御説明させていただいたところでもあります。このことを参考に、このたび、この金額を示す、社会通念上、儀礼の範囲内の考えをもって、支出基準と公表方法を規定として策定したものでありまして、また、交際費自体、その予算科目から支払われるもので、予算の執行、決算の認定と地方自治に沿って監査、承認を毎年度得ている状況でもありますので、返還を行う予定はないところでございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長、あるいは自席の方から答弁をさせていただきます。

○教育長（農原弘久君）

2点目の各小学校の児童の確保を求めている御質問の1、令和7年度の新生児が小学校に入学する年度の各小学校、各学年の児童数と、各小学校PTAの戸数の推計はどのようになるかでございますが、令和7年度9月5日現在で、令和7年度の新生児が小学校に入学する令和14年度の児童数については、大和小が1年生5人、2年生5人、3年生3人、4年生6人、5年生6人、6年生5人の在籍になり、児童数30人で、長子数は23戸になります。大棚小が1年生4人。2年生2人。3年生1人。4年生2人。5年生1人。6年生3人の在籍になり、児童数13人で長子数は9戸になります。名音小が1年生なし。2年生2人。3年生1人。4年生1人。5年生1人。6年生2人の在籍になり、児童数7人で長子数は5戸になります。今里小が3年生1人のみの在籍になり、長子数は1戸となります。

次に、これまで小学校のあり方についての一般質問に対し、存続が望ましいと答弁していますが、そうであれば、各校区の現状を分析し、役場一丸となって、新たな児童・生徒、児童確保対策を図る必要があるのではないかとございますが、過去2回の答弁におきまして、学校統合においてのメリットとして、学習面や運動面での意見交流や切磋琢磨の機会が増えることや、他者とのつながりを実感する場面が増えること。デメリットとして、きめ細やかな個別指導が難しくなることや、これまで村内の小学校が力を入れてきた地域と連携した特色ある教育活動の推進が難しくなり、学校が、学校がなくなってしまう集落においては、地域住民と子供たちが触れ合う機会が減少することや、集落、校区と学校が一体となった伝統行事継承なども難しくなることをお伝えしてまいりました。先ほどの令和14年度の児童数推計にもありますように、大和小学校30人、大棚小学校13人、名音小学校7人、今里小学校においては1人となる見通しとなっております。村としては、児童確保だけに特化したものではありませんが、まずは大和村に住んでいただけたら、定住促進の観点から児童・生徒が対象となる取組といたしまして、育児助成金、小・中学生育成助成金、子ども医療費助成などを助成している状況です。また、中学校卒業後にはなりますが、高校生通学バス助成や、島内専門学校通学補助等の助成も行っております。村といたしましては、村全体での統一

的な支援、助成制度を継続することで、児童確保対策の一端を担っていると考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、課長、関係課長、あるいは自席の方から答弁させていただきたいと思っております。

○7番（勝山浩平議員）

停電対策の強化から伺いますね。現在、村内の電線、電力線は電柱の上の方、下の方が通信線ですよね。その電力線において、樹木が覆い被さっている箇所を確認しておりますか。

○総務課長（政村勇二君）

国直から今里までの全ての電線において確認はしていないところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

九州電力が今年、伐採をしていただけたらということで、昨年12月、市田議員が電線地中化の問い、質問をして、その答弁でも、今年、行うとありましたけれども、九州電力、今、台風のシーズンですが、その伐採はもう既に終わっておりますか。

○総務課長（政村勇二君）

まだ伐採は終わっておりません。九州電力の方に確認をいたしますと、九州電力と伐採事業者を連れて、10月中にはこちら、大和村の方にも来て、実施の打ち合わせをしたいというふうな連絡を受けているところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

その前にですね、村としても、今、電力線に被さっている樹木の状態をチェックをして、ここもお願いできないかという相談を、是非、してもらいたい。いかがですか。・・・。

○総務課長（政村勇二君）

確かに、嶺山の情報、いただいてありがとうございます。私もですね、役場から湯湾釜まで帰る間にもですね、幾つかやはり蔓性植物が電線にかかっている状況等も確認しておりますので、そういったところも、前もって確認した上でですね、こちらの方としても要望を上げていきたいというふうに思っております。

○7番（勝山浩平議員）

九州電力が3年に1回、樹木の伐採等を行ってくれるということでありましたけれども、その根拠、担保は何ですか。

○総務課長（政村勇二君）

こちら九州電力の方に確認をした中での回答でございまして、根拠として、なぜ3年なのかというところまで伺っていないところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

期間の根拠というわけではなくて、提案しているのは九州電力と連携協定を結んだらどうでしょうかということで、鹿児島県、2021年度九州電力鹿児島支社と協定締結しております。鹿児島県。市町村にも、地域の事業所との連携を呼び掛けております。そういった通知があったかと思

ます、県の方から。それで、実際の奄美市は2023年、九州電力と協定を結んでおり、事前の樹木の調査や伐採などの対策に、今、努めております。ですから、この樹木の伐採等の担保を図る上で、本村としても九電と奄美市がとったように同じく、連携協定を取り組んで、締結をして、しっかりとした対策を講じていくべきではないでしょうかという質問ですが、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

確かに、現段階において九州電力との協定は結んでいないところではございますけれども、鹿児島県の方から先月8月29日の日付です、やはりそういった協定を結んでいないところに対しては、九州電力、そして、九州産業保安監督部というところと鹿児島県が話し合いを行っている情報がこちらにも来ておりますので、そういった中で、また、各自治体を回って説明させていただきたいという情報を私たちも受けておりますので、その情報を受けてですね、改めて、また、上司とも協議した上で、協定の可能性について、できるものというふうに考えているところでございます。

○村長（伊集院 幼君）

ちょっと補足させていただきますけれども、九電さんに停電の理由をやっぱり聞きますと、その電線に伐採木が、樹木がかかったりとかという話だったものですから、その伐採する樹木の処分費がかかってしまって、それでなかなか進まないという現状を確認しましたら、我々も樹木の再活用しようということで、九電さんに投げかけまして、そういう無料で受け入れてくれる場所があれば、九電さんとしても送電、送配電ですかね、そこの部署は協力的に進めたいということで、多分、そういう話から、3年サイクルで、村内の電線にかかっている樹木に対する伐採を進めていきたいという話でございました。龍郷町さんともそういう話し合いで決められたようでございますので、我々としては、協定を結ぶのもありますけれども、やっぱり現場サイトでしっかり協議をしながら、大和村内のこの停電対策についての取組を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

伐採した樹木の活用ですね。それこそ、奥田議員が初日で質疑をした堆肥、汚泥堆肥とウッドチップの活躍の場だと思うので、そういったふうな検討もしていただけたらと思いますが、配送電網を考えた場合に、大和村だけ頑張ってもダメで、宇検村と奄美市から電気が送られてきます。そういったことを考慮すると、5市町村で、やっぱり九州電力としっかりと連携を図っていく必要があるのではありませんか。今後、そういった機会があるということでありましたけれども、そういった点も提案をしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

10月に入りましたら、そういった、まずは地元の方から、九州電力、送配電の方からも話を伺っていることと併せてですね、先ほど、先ほども述べました、県の方とも協議している事案もございまして、そちらの方にも正式的な連携を図る旨、大和村だけではなくてですね、それはまた、こ

ちらとしても九州電力の方には要望いたしますし、我々、大島本島への五つの自治体も連携を図らなければいけないというところでもございますので、それはそれでまた、総務課長会、総務課長同士を通じてですね、連携を図られるように対応していけるよう、取り組んでいきたいというふうに思います。

○7番（勝山浩平議員）

別な観点から、代替電源の活用ですね。名音集落圏には水力発電所があるんですよ。水力で電気を発生しておりますけれども、その電力をこの大和村のこの地域で停電時に活用することはできないんですか。

○総務課長（政村勇二君）

その水力発電があることは私も知っておりまして、そのつくられる電気の量がですね、どれぐらいになるのか。どの分が大和村に供給できるのかというところは、またちょっと技術的な知見では、私分からないものですから、それはまた、ちょっと業者の方に確認しないと答弁ができないというところが正直なところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

おっしゃるとおり、蓄電地、電気を発生させても蓄電地がないからできない、今のところですね。ですけれども、災害に強い地域づくりを進める上で、今後、事業者との協議の場があるということですから、その水力発電の地域での活用についても、是非、検討していただけないですか。活用の可能性を探ってもらえませんか。

○総務課長（政村勇二君）

その蓄電地の件もございますし、どういった状況になっているのかというのも併せて、我々の勉強のためにも、まずは伺いながら、話を進めていきたいというふうに思います。

○7番（勝山浩平議員）

抜本的な対策。やっぱり電柱、無電柱化、地中化だと思いますので、昨年、一般質問で市田議員も要望しておりましたけれども、財源の問題がありますけれども、なるべく早い段階で、まず、大事な県道沿いからですね、電柱、地中化が図れるように取り組んでいただきたいと思います。

児童等の推移ですね。先ほど数字を示していただきましたが、これ、昨年の11月にいただいた資料では、大棚小学校、令和9年ピークで21名で、その後、減少していく傾向にあるんですが、大棚小学校も先々は人数が減っていくというような推計でしょうか。

○教育委員会事務局長（宮田 龍君）

大棚小につきましても減少傾向になります。

○7番（勝山浩平議員）

小学校の存続という答弁で、細かい、また、今、取り組んでいることも紹介をしてもらいましたが、では、大棚、減っていく、大棚小、減っていく、名音小、減っていく、今里小学校はもう7年後、6年後、1名ですよという現状を踏まえて、各校区の学校存続のための子供の確保のための現

状分析をどのように考えていますか。各校区ごとに。今、その推計したやっぱり数字を見ながらですね、現状分析をしっかりと、では残すために何をやったらいいのかという取組を、教育委員会だけでは当然できないので、役場一丸となって取り組んでもらいたいという思いがあって、また、今回も質問をしておりますけれども、これまでの質問や委員会での質疑の答弁、内容、実際に、今、どうなっているのか、確認したい点もありますので、お答えいただきたいと思いますが、今、現状ですね、UターンやIターンの方々で子育て世帯、本村で暮らしたいが家がないという相談を、この場にいる皆さんも受けたことがあると思います。そういった現状、引っ越したいけれども家がないというのがあって、学校の子供、児童の数が減っていますという現状がありますが、それをどのように受け止めていますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

我々、企画観光課の方で、移住、定住に関するお問い合わせなど、そういったところは受けているところでございます。実際に現実的に、我々、本村として、移住、定住を促進していくために、最大のボトルネックになっている部分については、提供可能な住居の確保ということが課題にあるというふうに考えております。やはり我々も御相談をお受けした際に、そのときに御紹介できる物件がないという状況はございます。そういった状況を改善するために、我々といたしましては、奄振交付金の方を活用させていただき、空き家改修の方を行っております。改修された住宅は定住促進住宅として、移住、定住希望者、Uターン、Iターン希望者の方々への御提供、御紹介できる物件として整備を進めているところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

それを踏まえた上で、住宅を整備していただいているのは、よく分かっているんですよ。年間2戸ぐらいずつね。ですけども、それに間に合っていないんですよ。その現状をどう受け止めますかということで。今、造ってもらっている、それでもまだ足りない。どうですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

まず、整備を進めるためには、空き家の提供をいただける、空き家の確保というところが、まず、先になってまいります。我々も、午前中の村長の答弁でもありました、廃屋の答弁でもありましたように、村に賃借したい、売りたい、そういった物件があったものについては、我々は調査を行います。調査を行った上で、リフォームをして、提供を、村として定住促進住宅での運用が可能と判断したものについては、奄振交付金を活用させていただいて、定住促進住宅として提供させていただいているところでございます。まずそういった、弾になる物件をどう確保していくかというところ。そして、そういった物件があったときに、多額の費用をかければいけるものというの、確かにございます。我々は、今現在、奄振交付金を活用させていただいて、空き家改修事業の方を行っておりますが、奄振事業も非公共事業につきましても、総枠の枠というものがございます。その枠の中で、我々12市町村がそれぞれ事業要望を行い、事業を実施しているところですので、我々の、要望ですので、物件があれば、我々は要望を上げていきたいというふうに考えております。

○7番（勝山浩平議員）

以前の教育長の答弁であったんですね。教育委員会だけでは、もう到底できないという答弁がありました。その後の答弁でもですね、いろいろ考えていきたい、教育委員会単独で打ち出せるものではない。いろいろ考えていきたい。これ、今年の3月の予算委員会、一般質問ですけれども、その後、全体的にこう取り組む、取り組んでいくべきこととして、どのような検討、体制がつけられたのか、伺います。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

それから、現在に至るまでの検討の内容といたしまして、具体的にこの事業で行こうとか、こういった具体的な事業というものがあつたわけではございませんが、我々としましても、3月の予算委員会であつたと思つていますが、同じく子供の確保の件についてということで、委員会が御質問がございました。我々としては、全般的に子供の確保のために、特効的ない事業というものは、まず実施、検討というのは、なかなか難しい部分。単独費用を多額に要したりというような部分がございますというようなお話をさせていただきました。我々としては、移住希望者、Uターン、Iターンの方々だけに恩恵がある事業ではなく、本村に住んでいただいた方々全てに恩恵がある事業ということで、子育て支援、各種子育て支援事業の方などを展開しております。都度、我々もその助成制度の見直しを行い、新築住宅助成金に関しては、関しましては、子ども加算ということで、従来上限100万円であつたものを、子供の人数に応じて150万円まで、制度の拡充などをしてきているところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

そういうソフト面が充実をしているから、引っ越していきたいという保護者は、ちゃんと調べているんですよ。分かってきているけれども、家がないと言っていること、言っているんですよ。その全庁体制で取り組んでいくべきではないですか。そのための体制を確保してつくってもらいたいんですけど、いかがですか。引っ越して行きたい、大和村で子供を育てたいという保護者が、親が、親御さんたちがいて、ですが、家がないという現状があるということです。どうですか。

○村長（伊集院 幼君）

これは議員のおっしゃるとおりだと我々も認識はしておりまして、これまでも議員の皆さん方に答弁してきたとおり、やはり教育委員だけ、教育委員会だけの問題じゃなくて、我々がしっかり住居を確保していく取組が必要だということで、定住促進住宅だけでなく、これまで以上に、借りられる空き家を、奄振交付金を使った形で住居を確保していこうということで、今、進めさせていただいているところでもございます。また、この民間住宅も我々も積極的にしながら、やっぱりその家族世帯が住んでいただくという取組も、今、考えているところでもございますけれども、やはり住居が、一部の集落に偏らないように、我々もしていかなければならないんじゃないかということで、村有地をうまく活用しながら、我々も、今後、住宅計画を立てていながら、やっぱり大和村にやっぱり住んでいただきたいという環境を進めていきたいというふうに思っておりますの

で、これは住みたい方がいっぱいいても、我々のこうして住居の受け入れがままならないというのは、やはりもうちょっと踏み込んだ形で住宅を整備していければ、それに越したことはありませんけれども、我々も財政上を見ながら対応していかなければならないと思っておりますので、その点については議員の皆様方の御理解をいただければと思います。

○7番（勝山浩平議員）

令和5年3月の一般質問で、具体的な対策はない。先ほどと同じですね。家の確保が優先。おっしゃっているとおり。それで、児童減少が激しい、児童の減少が激しい今里校区と名音校区へ優先して住宅を確保している。今後は住居の確保を優先して進めたいと答弁しておりますけれども、名音校区、今里校区への住宅の確保、優先的に行われておりますか。

○総務課長（政村勇二君）

今、住宅建設計画において、毎年、毎年度、関係部署とも話し合いの中で進めておりますが、今現在、今里集落、先ほど午前中でもちょっとお話ししましたが、今日からですね、また、募集住宅を、住宅を募集しております。6戸数、そのうち定住促進住宅1戸、そして村営住宅2戸、これ、今里集落は約半年以上ですね、入っていない状況もございます、そこにまた、定住促進住宅をするのかということもございまして、また、用地さえあればですね、そこはまた、相談の上、今里、名音集落、名音集落でまだ入居者がいたといった場合に用地さえあれば対応していきたいと思っておりますけれども、その土地の考え方と建物の考え方がどうしても何件、3件ほど、以前、ここ1、2年ですね、名音の方からも情報提供をいただき、土地と建物の所有者が違うとか、名義人が、名義変更できないとかという問題があって、名音自体も3件ほど、土地を契約できなかったという事案がありましたので、そういったところも考慮、考慮といいますか、対応していただく上でですね、また、優先的なこともできるのかなというふうには思っているところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

今、建設計画を作っておりますよね、住宅の。その中にですね、もう児童の減少が激しい、減少している大柵小学校、名音小学校、今里小学校、そのような校区を優先をして、土地を確保をして整備を進めるというような内容で、そういった内容を盛り込むことはできませんか。

○総務課長（政村勇二君）

あくまでも住宅建設計画ですので、盛り込むことは可能でございます。但し、その情報提供を、こちら事務嘱託員、また、集落の役員等にですね、伺いながらでない、せっかく譲っていいよという方の土地が、名義人が違ったりとかというのも、これまで多々ございましたので、そういったところも対応できるようであればですね、考慮できるというふうに考えております。

○7番（勝山浩平議員）

親子留学ですね。今年予算委員会で質疑を、議会の意見書で、親子留学を、校区から要望があったら・・・してもらいたいと、議会として要望しております。また、委員会の質疑で、要望が集落からあれば、答える準備が村としてあるということ、区長会に情報をしていくと答弁をされて

おりますが、区長会に情報提供を行っておりますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

先ほど、村長の答弁にもございましたように、昨年11月19日付で、名音集落の方から要望はいただいているところでございます。その後、事務嘱託員会での情報提供という部分については、まだ制度設計の行っている段階ですので、そういったものがまとまりましたら、名音集落からの要望を受け、このような制度設計の内容を、今現状、概案としてまとめましたということで、御報告させていただこうというふうには考えております。

○7番（勝山浩平議員）

親子留学の制度設計と言われますけれども、令和2年の3月に予算委員会でも同じような答弁されているんですよ。利便性がいいところは、助成額を抑えるなどして、早めの制度設計を図り、地元と協議をしていきたい。これ、令和2年の予算委員会。5年経っていますよ。名音集落のことで、手前みそで申し訳ないんですけども、集落として危機感を抱いて、学校がなくなるよって。村としてはもう単独で行くって言うから。残さないといけない。集落で役員会を図って、要望書をあげましょって、要望書をあげたんです。去年の11月。その後、総会にも報告をして、村が前向きですから取り組んでいきたいと。総会の了承も得ら、いただいて、今、全く何もないですよ。今、地域は盛り上がっているんですよ。盛り上がっていたら応援しますって答弁されましたよね。盛り上がっているのに、お願いしているのに、まだ何もない。1年経ったらPTAの数も減って、地元のやる気がなくなりますよ。来年度の、来年の4月から親子留学を導入したいという思いで、名音集落から要望書をあげておりますけれども、それに間に合うような対応を図っていただけないですか、地元の熱があるうちに。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

制度設計の面について、今、現状、遅れが生じていることについては、大変申し訳なく感じているところでございます。我々としまして、早急に取り組み、来年度、当初から取り組めるような流れでいきたいというふうには考えているところでございます。それを前提に、今、我々としまして制度の内容、金額の問題、そして、体験住宅で、どの住居を親子留学世帯用として確保していくのかということも、検討を進めていかなければならないというふうに考えております。

○7番（勝山浩平議員）

強くちょっと発言して申し訳ありませんけれども、地元の危機感は相当なものですので、名音だけじゃないですよ。大棚小学校、今里小学校、1名です、今里は、特に。そういった校区にも、区長さんと上手く話、連携を図ってですね、そういった取り組み。今里に関しては、また、復活できるような地域づくり、そういったのを支援をしてもらいたいと思います。

親子留学を推進をしていく上で、短期の体験留学制度、これ必要だと思います。現在も実施をしているという、教育委員会から教えてもらいましたが、これをさらに推進をしていくべきではありませんか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

もちろん、親子留学を進めていくためには、私は、我々としては、体験留学はもう必須なものというふうに考えているところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

そのためには、体験留学。お子さんと保護者がいらっしゃいますけれども、そのための宿、泊まる場所が必要なんですよね。どのように考えていますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

今現在、集落からの要望を受けている状況にいたしまして、名音集落からの要望をお受けしております。名音集落での親子留学、体験住宅の御提供という面につきましては、名音集落に村営のゲストハウスを、ゲストハウスが運営されております。こちらのゲストハウスを利用していただく形で、親子留学に来ていただいて、体験入学をしていただける、そういった御家庭については、利用料の減免などについて考えていきたいと思っております。

○7番（勝山浩平議員）

是非、進めていただきたいと思っております。

交際費に移りますね。交際費は公金で、もちろん税金ですからね。村民の信頼に直結するということを念頭において、また、答弁をしてもらいたいと思っておりますが、7月15日、説明ありましたが、全議員集まって説明を受けましたが、違法ではないとおっしゃってございましたけれども、その根拠は何ですか。

○総務課長（政村勇二君）

7月15日に村長と一緒に説明したというところで、私の方からも答弁させていただきますけれども、平成10年だったんですかね、大津地判という、6月議会で御質問いただいた中で、大津地判の判例が、予算の取扱いにおける食糧費であったと。その交際費でなかったというところで、その取扱い、金額とかいろいろ載っておりましたが、その取扱いについて、食糧費の判例であったということでの違法性はないということで、7月15日に一度説明をさせていただいたと思っております。

○7番（勝山浩平議員）

議長会の弁護士にも相談をさせてもらったんですけれども、町村長会の弁護士と同じ事務所なんですけれども、弁護士の先生は担当が違うんですよね。その弁護士の先生は大問題と言っていましたよ。大津地裁が食糧費だったとしても、同じ税金じゃないですか。その中で、市町村アカデミーという、全国市町村の職員の研修をする、そのアカデミーの教授も論文を書いている、スナックなど、そういった場所で使う交際費は大問題と書かれておりますよ。スナックなどで使う交際費に関しては全く違法でないと考えているんですか。

○村長（伊集院 幼君）

我々が調査した限りでは、社会通念上の儀礼の範囲内という解釈の中で、通念上というのが解釈をしますと、この1次会から2次会へ行く流れが業務に関連しているのかどうかという判断ではな

いかと思っております。それが違法か違法ではないかというのは、それはその判断によるかも分かりませんが、我々もその社会通念上の範囲内という解釈の中では、その交際費の扱いとしては特に違法ではないという、我々はアドバイスをいただいたところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

違法ではないとしたら、裁判例がないから違法じゃないんですよ。1次会、ホテルの会場で1次会で交際費を使って、いろいろコミュニケーションを図りましたというのでも、そういった裁判例はあるんですけども、2次会、スナックで使ったという裁判例はないんですよ。だから違法ではないかもしれませんが、では、交際費、スナックなどの2次会で使うのは、不適切な支出だと思いますか。また、社会通念上、許されるものだと思いますか。いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

我々は社会通念上、儀礼の範囲内という解釈の中で、これまでも皆さんの理解をいただいて、支出をしていただいたものだというふうに考えています。

○7番（勝山浩平議員）

皆さんの理解とおっしゃいますけれども、今回、私の6月の議会で、そういった答弁があって、初めて皆さん分かったんですよ。スナックで使っているんですかと。村民からも、結構な意見、寄せられますよ。スナックで使った分は返還してもらおうでしょう、もらうべきでしょうと。出身者からも言われます。違法でなければ適切ということではありませんよね。第1に社会的妥当性、住民の納得が不可欠ですけども。今後も、この交際費を使って、2次会で支出を行っていくんですか。

○村長（伊集院 幼君）

全協でも説明したように、その支出が不適切にならないように、我々としては支出基準を決めて、しっかりと公表をすることが、好ましいんじゃないかなというふうに思います。ですので、この1次会から2次会にかけての、その支出があるかないかというのは、我々もその場面、場面で変わってくると思いますが、やはりこの重要な会合での、我々としては、やはり村のため、そしてまた、業務がやりやすいためには、必要性があれば、我々もしなければならぬんですけども、やはり上限額を決めますと、それ以上のことは、今まで以上にはできないと思っておりますので、我々としてもしっかり襟を正した中での、やっぱり支出をしていきたいということでございます。

○7番（勝山浩平議員）

民間事業者の交際費と、地方公共団体の交際費は違うんですよ。出元が。民間は自分たちで稼いだ金、私たちは税金です。

公開基準についてですね、新聞でも大きく取り上げられましたので、村民の関心も非常に高いと感じておりますが、これまで使った分についても、疑問の声が届いております。伝票の保存期間、領収書、5年間ということでありましたけれども、前回の総務課長の答弁で10年ということでした

ので、10年で、今回、あげさせてもらいましたが、5年間ということでしたけれども、では、その公開をしていきますけど、今回、村民の疑問を払拭するためにも、5年間分を一緒に、今回だけは公開をするべきではありませんか。

○村長（伊集院 幼君）

公開というのは、規則、やっぱり、などを定めてから、公開基準を決めて公開すべきものだというふうに思っております。これまでは、社会通念上、儀礼の範囲内という解釈の中で、私たちは支出ができたものだというふうに解釈しておりますので、これに対する住民監査請求とか、そういうことがあれば公表しなければならないというふうに思っておりますので、我々は手順に沿って、形で、やっぱり公文書の公表をさせていただきたいというふうに思っております。

○7番（勝山浩平議員）

遑って公開できない、基準を、今、つくったから、遑ってはできないというのは、何かできない理由があるんですか。村民が疑問を持っている方がたくさんいらっしゃるって、それを払拭するためにも公開をして、それこそ襟を正して。また5期目の再スタートを図るべきではありませんか。

○村長（伊集院 幼君）

ですから、再スタートを図るために、私は任期の初日に規則を決めさせていただいて、皆さんのこれまでの御指摘にしっかり応えていけるように、我々がしっかり、これからは襟を正して、5期目を進めさせていただきたいという思いでございます。

○7番（勝山浩平議員）

規定の第3条、交際費の額とありますけれども、今後は、今後は交際費の額ら、額は幾らにするのでしょうか。年間の。

○村長（伊集院 幼君）

それは我々がこれまで支出をした経緯の中で、必要最小限の金額に、我々は設定されるべきだと思っておりますので、来年度の当初予算には、これまでの経緯の中での説明ができる交際費の予算計上をさせていただきたいというふうに考えております。

○7番（勝山浩平議員）

時間がなくなってきたので、ごめんなさい、あれですね。先ほど数字、過去最高をスナックで使ったのは61万円。令和3年か4年ほどですかね。61万円をスナックで使ったということですか、最高額は。

○村長（伊集院 幼君）

私が答弁したのは、2次会で使われたお金のことであります。

○7番（勝山浩平議員）

2次会というのはスナックで使ったという理解ですか。

○村長（伊集院 幼君）

そのとおりでございます。

○7番（勝山浩平議員）

第4条、支出の対象、1から3とありますが、分かりにくいんですよね。説明をしてください。

[発言する者あり]

○総務課長（政村勇二君）

支出基準は、議員皆様にお配りしましたので、YouTubeとかもお聞きになっている方もいらっしゃるのですが、どういったことが書かれているかというのは分からない中で、まず読み上げさせていただきたいと思います。支出の対象、第4条。村長交際費の支出の対象となる個人、または、団体は、次に掲げるものとする。（1）大和村の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの。

（2）大和村政の進展に功績があったもの。（3）その他、村長が特に必要と認めたもの。これは、要は（1）に関しましては、これからの事業とか、村が行う計画とか、そういったもので密接な関係にあるものと。そのことをございます。また、それまで功績があったもの。そして、これからの進展があるもの。そういった方々が対象となる見込みでございます。

○7番（勝山浩平議員）

前回は確認しましたが、交際費の飲食の対象が村民だった、村民であったということはありませんか。

○村長（伊集院 幼君）

村民は対象外になっております。

○7番（勝山浩平議員）

それでは交際費の飲食の相手は、これまで主にどのような方々ですか。

○村長（伊集院 幼君）

これは国、県の職員がだいたい主でございます。

○7番（勝山浩平議員）

村民の中には、村長に奢ってもらったという方もいるんですけども、それは交際費を使った、使っていないということですか。

○村長（伊集院 幼君）

それはもう、私もよく覚えておりませんが、やはり会費制で飲む場合もあれば、それは自腹で飲む場合もありますので、そのときは、交際費は支出していないというふうに思っております。

○7番（勝山浩平議員）

それは自分のポケットマネーで奢ったということですか。

○村長（伊集院 幼君）

それはやはり会費制もありますので、私が一方的に奢ることはしょうがないと思っております。

○7番（勝山浩平議員）

第8条、交際費の公表とありますが、その公表項目に職名や人数、会場の明記がないんですよ

ね。こういった明記がなければ、私的なのか公的なのか判断がつきません。村民も判断できないと思いますけれども、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

この支出基準、そして、公表の規定でございますけれども、県内、私が調べたところの第1法規を利用している自治体を参考につくらさせていただきました。その中でですね、8月末でございますけれども、今年の6月議会で、この事案が一般質問であったことを受け、新聞報道でも大きくなされたことを受けて、先に奄美市がですね、8月に、この支出基準公表等を運用しております。そういった中で、8月、月末の郡の総務課長会において、私もこの資料を持って、それから、修正されたのがこの資料なんですけれども、郡の総務課長会との意見を聞いた上で、こういった基準を設けているところでございまして、そういったところ、参考に、この8条にあります交際費の公表の4項目について、規定として定めさせていただいたところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

福岡高裁、これも食糧費ですけれども、5,000円超の交費支出は、相手方の氏名や必要性を執行者が証明しない限り、違法となるとしているんですよね。どのように受け止めますか。食糧費ですけれども、同じ税金です。交際費と一緒にです。

○総務課長（政村勇二君）

確かに今回の事案を受けてですね、私も幾つか裁判の判例、なかなか裁判の判例は難しい解釈ばかりでですね、勉強させていただきました。最高裁の判例でも、やはり国家公務員法に基づいて、5,000円以上は違法ということの考えがあるようでございますが、確かそれが昭和40年とかの判例だったと思います。それに基づいて、先ほども申しあげましたけれども、県内の自治体を参考に、例えば会費、軽食は1万円以内と、懇談会は2万円以内。こちらは人数に関係なくの金額でございます。そういったところでの交際の在り方というのは、根本的な上限を決めた基準となっているところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

第5条、別表2ですね、支出区分、懇親会、懇談会。分かりにくいのは、酒類、酒などについて、会費等が不要な場合は2万円以内と記されておりますけれども、これ1人当たりの上限が2万円ということですか。

○総務課長（政村勇二君）

この別表2にあります、会費、軽食。これは1名につき1万円以内としているところで、今、御指摘でありました懇談会、懇親会、2万円以内というのは、人数は入れておりませんので、もう1回2万円以内です。1人2万円という上限ではございません。

○7番（勝山浩平議員）

1人1万円を上限と考えているということですか。

○総務課長（政村勇二君）

会費、軽食に関しましては1万円以内、そして、会費の場合は会費の額とするというところがございます。

○7番（勝山浩平議員）

社会通念の根拠があるんですね。国家、これ、国家公務員倫理法の5,000円というのは基準になっている。5,000円を超えるのは報告義務があつて、本村、1万円とするんですね。社会通念と違いますか。奄美市、先ほど説明ありましたが、奄美市、会費等の自費、実費だけなんです。1人幾らとかもないんですね。会費のお金だけ。2次会とかない、書かれていないです。1次会の会費だけで。これが普通だと思うんですけども、基本的に要綱でつくっている自治体が多いんですけど、本村規定でつくっていますよね。規定は法的な拘束力がもう全然ないんですね。せめて要綱でつくり直すべきではありませんか。

○総務課長（政村勇二君）

私も初めてのことでして、先ほども何度か申し上げておりますが、県内の自治体を参考に、こちら、どの自治体ということは言えませんが、そういったつくり方をされている自治体もございますので、そういった中で学んだこととございます。その要綱につきましても、支出基準とかということも、要綱の、なぜ要綱なのか、なぜ支出基準なのかということもありますが、訓令として、今回、規定を、まず、設けて、次第でございまして、この公表に関しまして、公表、支出基準に関しましては、まだまだ勉強する余地があるということでもございます。しかしながらまずは、交際費の上限を決めるというところが、まず、第一前提でございましたので、そういったところでこういった会議、支出区分であったり、上限金額であったり、というところで定めたものがございます。

○議長（藏 正議員）

勝山議員。時間が来ますので、まとめてください。

○7番（勝山浩平議員）

最後ですね、最後の確認ですけれども、ではもう、先ほども確認してもらいましたけども、念のためもう1回。今後も交際費、2次会で使用していきますか。

○村長（伊集院 幼君）

この金額が、我々も提示した中では、これは金額の範囲内では、我々も対外的な、こうした営業はできないと思っておりますので、その基準に沿って、我々は対応させていただければというふうに思います。

○議長（藏 正議員）

これで7番、勝山浩平議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。45分から再開いたします。

休憩 午後 3時22分

-----○-----

再開 午後 3時45分

○議長（藏 正議員）

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

8番、中井文忠議員に発言を許可いたします。

○8番（中井文忠議員）

通告をしてあります案件について、質問をいたします。

まずはじめに、生活保護について。生活保護とは、病気や障害者、働けないお年寄りの方々が、国からの最低限の生活の援助を受け、生活できる仕組みだと思っております。生活保護を受けている方々は、肩身の狭い思いで生活をしていると思います。病気や怪我がなければ、生活保護などいらないのにと苦しんでいる人もいます。生活保護法に縛られ、人生を終わる道を選択した中年の男性もいます。生活保護という言葉があるが、制約事項があり、家が持てない、自家用車が持てない、高級な貴金属が持てない。この件については私も納得をしています。けれども、我々の大和村から奄美市の病院に行く足であり、足であります、バスが少ない。検診が終わり、家に帰ろうとしても何時間も待たないといけない。病気をしている人は、1分でも早く家路に帰りたいと思います。炎天下の中、どこでバスを待つのか。都会と奄美では違うと思うのですが、このような奄美の人の思い、思いを、我々、村民の思いを、県を通して中央に届けられないかということで、3点ということが、最低限の生活とは何なのか。生活保護法の基準はどこなのか。憲法で定めている生存権とは何なのか。なぜ車を持ったらいけないのかという3点をお尋ねいたします。ちょっと待ってくださいね。

次に農業振興について。温暖化の影響で、我々、大和村でも農作物に打撃を受けました。夏野菜ができていない思いがあります。この夏は、湯湾釜の無人販売場に野菜が出る量が少ないように感じて見ていました。温暖化のせいでしょうか。温暖化を逆手に取り、冬にハウスで夏野菜を栽培してはと思い、ハウスのリースはできないかとの思いで質問いたします。村ではハウスの補助をしていますが、手つかずの状態だと思えます。補助金を使うのもいいが、手出しが心配で使うことができない思いです。村が建てて農家にリースをして、全額を納めたら農家のものになるような仕組みもいいなと思うのですが、宇検村ではこの仕組みが始まりました。村ではハウスのリースの件は考えられないのか。

次に、この温暖化で奄美のタンカンが東京のビルの上でできることがテレビで報道されてびっくりしたことでした。暑い国からの作物を大和で作ることはできないのか。この2点をお尋ねいたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、中井議員の御質問にお答えいたします。

1点目の生活保護についての御質問ですが、1番目の憲法25条で定められている最低限の生活につきましても、日本国憲法25条、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有す

る。国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとあります。その理念に基づき、生活保護法第1条で、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする法律に謳われております。そういうことから、最低限度の生活とは、健康で文化的な生活水準を維持することができるものと解釈されます。

次に、2番目の憲法で定められている生存につきましては、全ての国民が人間らしく生きるために必要な最低限度の生活を営む権利のことであり、日本国憲法第25条で保障されております。健康で文化的な生活を送るために、必要な条件を国家や地方自治体に対し、生活保護制度をはじめとする介護保険、介護保険制度や年金制度などを通じて、国や自治体が生活を保障する責任があるということでもあります。

次に、3番目の生活保護受給者において、車は贅沢品で持たらいけないのかという御質問でございますが、生活保護法第4条により、生活保護受給中の車の所有は、原則、認められておりません。その理由といたしましては、車は資産とみなされ、生活保護を受給する際には、資産がある場合は売却し生活費に充てる必要があるからでございます。但し、例外的な通院、通所など、生活のために車が不可欠であると認められる場合や、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している場合などは、自治体の判断と許可があれば所有、購入が認められる場合があります。しかしながら、これは目的以外には使用しないことや、車検や保険等の維持費については全額自己負担となることから、生活費が圧迫され、結果的に最低限度の生活を営むことができない可能性も出てきます。そのため、福祉事務所では、一つ一つのケースについて状況を正確に把握し、被保護者との面談も行い、あらゆる立場を理解しながら、車の所持等も含め、被保護者の自立助長を図ることと併せて、それに応じた積極的な援助を緩むことなく行えるように努めているところであります。

次に、2点目の農業振興について、ハウスのリースはできないかとの御質問でございますが、本村では農業用ハウス整備に係る助成事業として、農業施設整備助成事業を実施しているところでございます。助成事業の内容といたしましては、助成額50万円を上限としたハウス1棟に係る資材経費の2分の1以内を対象とするものであります。議員のおっしゃる農業用のパイプハウスのリース事業についてでございますが、大島本島内では2町村が実施をしており、内容といたしましては、パイプハウスの規格幅6m、長さ35mを基準とし、リース期間は7年以内で、年額12万円を納入するものであります。また、期間終了後は事業申請者に無償譲渡とするものであり、年額のリース料以外の保険や修繕などの維持管理については、申請者負担となっております。リース事業の方が、単年度の経費の負担軽減は図られますが、本村の助成事業と相対的な経費負担を鑑みても、農家の経営規模や労力など、実情に合わせて実施できるため、現在の助成事業の方が農家の支援につながるものと思われまます。ハウス農業については、本村でもマンゴーを推進品目としておりますが、令和元年度には、ハウス整備に対する助成事業が実施されて以降、活用がないところでございます。新たな事業の検討を進める前に、まずはハウス栽培農家の確保に併せ、現在の助成事業の積極的な

活用を推進してまいりたいと考えております。

次に、2番目の暑さに強い作物への対応は考えられないかとの御質問ですが、近年、降水量の変動や気温の上昇など、気候変動の影響と思われる農作物の品質や生産量の低下が懸念されております。果樹につきましては、現状の気候に合わせた対応策を検討するなど、関係機関や指導農業士と連携を図って進めているところであります。議員のおっしゃる暑さに強い作物としましては、様々であります。野菜類では、在来種のウリ科なども暑さには強い作物であると思われます。猛暑時の野菜栽培については、生育障害や病気のリスクが高まりますので、夏場には適切な水やりや遮光ネットなどによる日よけ対策などのこまめな管理が重要であると考えられます。そのため、担当課では、7月30日に農家の皆様に対し、野菜の栽培や管理に対する講習会を実施するなど推進を図っているところであります。野菜類には、以前、インゲン、カボチャ、実エンドウを本村の推奨品目として取り組んでおりましたが、生産者の高齢化などにより、生産量も衰退しているのが現状であります。地産地消を推進していくため、推奨品目につきましても、現在、担当課において見直しを進めているところでもありますが、気候に応じた作物の選定も含め、どのような作物が適しているかなど、作り手であります農家の御意向を踏まえながら、取り組んでまいりたいと思っております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長、あるいは自席の方から答弁をさせていただきます。

○8番（中井文忠議員）

答弁をいただきましたが、この生活保護法というのについて、私もですね、もう50年前に自分が苦い思いをしているもので、そして今年、自分のいところがですね、生活保護、保護をもらいながら、そして、車が乗れないと。その車が乗れないということは、村長、贅沢品だから乗れないということだろうと思えます。けれども、この私が調べたことですね、もし弟の車を払い下げて乗ったらいけないとかいうことは、一つもどこにも書いていないと思うんですけども、だからそれで、自分のいとはですね、もう車がなければ、名瀬行っても帰るのが辛い。糖尿病を患い、インシュリンを打ち、そういうことをして、生きていたんですよ。そうしたらもう、やっぱり福祉の方から、車が乗れないということを知って、一応は、段取りにしたから、なんでお前病気になるんだからということを知ってもらっておけばどうねち、それが安全だよということを知ったけれども、6月20日、そして、私たちが名瀬の郷友会、大和郷友会におるとき、ある女の子から電話が入って、文兄に連絡が取れないと。今までそういうこともなかった人なのに、3日前から連絡が取れないということで。そして、来たもので、自分は家に電話をして、そして、おい見せてみると、そういう連絡があるかと。もうそのときは、既にもう亡くなっているんですよ。だから暑い最中、そして扇風機と豆球の電気が点いたまま死んでいたんですよ。だからそれが、自分が50年前に、息子が小さいとき、自分は早くで結婚したものですから、21、22に子供がおったものですから、その息子が病気を患って、働くときでも土木工をしておいて、そして、金額も安いときのことだ

から、やっぱり病気をしたら、入院したら、幾らお金がかかる。そういうことも知らずまで、生活保護じゃなくて、医療保護をくれということで、私は申請をしたけれども、民さん、玄関にランの花があるじゃない、二つも三つもあるじゃない、それを売ってくださいよ。バカタレと俺は思いましたよ。民生委員の方と2人来てね、自分なんか若いと思って、そういうことを言っているんだという思いで、今度も20、こういう、きたもんだから、村長たちに言うけれども、最低限の生活とかいうことは、やっぱりここに書かれているように、村長が言われるとおりですよ。だから、村長たちにも保健福祉課にも問い詰めてみたけど、最低限の生活というのは、やっぱりいろんな医療費とか衛生費とかいう、そんなのをひっくるめて、国が最低限の生活をしてくださいよと言ってあげるものだということであるけれども、この1番、ほかのほうはどうでもいいんです、私は。この車を持ったらいけないということで、村長も言われたけれども、村長、それは車を持ったらいけないということは記載されておりました。そして、だったら村長なんか、今、言われた言葉に、私は、だったら家を持っている人はどうですかと。個人の家を持っている人は、この家を売らなさいと言えますかということです。そんな惨いことないですよ。人が生活が苦しいのに、家を、あんたこの家があるから売らなさいよと。売ってこの金で生活しなさいよということも、惨い話と私は思います。もう、それはもう、死んだ人はもう帰らない。けれども、そしてそんなそういう人たちに言えるのかどうか。今までに大和村で、この車をもう贅沢品として生活保護を受け取る人が何人いて、そして、この家を持っている人が何人いて、生活保護を受けているのかで、お尋ねをします。

○保健福祉課長（前田逸人君）

中井議員がおっしゃられたように、亡くなられた方は本当に残念だったことだと思います。中井議員から質問がありました、その車を持っていられて、生活保護を受けられているという方は、今のところ、話をちょっと、私もまだあまり聞かないものですから、そういった事例は大和村にはないそうです。家というのは、ちょっと私、そこまで調べていなかったんですけど、ちょっと私、個人的な見解として言わせてもらおうと、家はやっぱり居住するためには必ず必要です。それを売ってまで生活保護をやるというのは恐らくないと思います。やはり住むためには生活権というのがありますから、そこは守られるものだとは私は思っております。以上です。

○8番（中井文忠議員）

今は大分緩和をされて、そのようになっているんじゃないかと自分は思います。家のランの鉢を売れというぐらいの時代ですよ。もう50年前ね。今はもう必需品。だけど、それとしたら車も、私たち大和村から名瀬にいて、この暑い最中、病院を終わったら、もう外に出られないから、病院に何時間も居れんですよ。クーラーのきいた、バス停でもあればいいけど、そういうこともない、ないので、なんで個人の、本当、生活保護をもらっている人が自分で、自分の資産として買っているのだったら言えるかと思うんだけど、弟が払い下げて、弟が、自分が何もするから、兄貴、乗れよと言ってもらった車にそんなに言われたかというのですよね。だったら、同じようにそ

れも必需品じゃないかなという思いで私はおりますけれども、それがもう、本人の、本人も腹立たしかったんでしょうね。生活保護を5月17日に切って、6月、もう10日には亡くなっております。もうやっぱりインシュリンを打ったりしておったもんだから、もう早、あれを諦めたんじゃないかなという思いでおるんだけど、そういうことがあるもんでね、腹立たしくて、少しの、これはもう憲法であれば、憲法に逆らうこともできないと思うけれども、やっぱりこの車の件については、この離島ですよ。奄美大島の離島。それはもう、鹿児島とかだったら車がひっきりなしに走っているんじゃない。どこでも行こうと思ったら。そういうことがあるのに、島のこの病院に行けない、車を持ってはいけないということが何でかなという思いですよ。これはですね、この車の緩和に関してはですね、私もある程度調べたんですけど、これは、これは赤旗の新聞です。厚生労働省が通知をしているんですね。制限を緩和する通知を出しましたと。これはまだ、大和村は、だけど、これ2025年の4月20日ですから、大和村の福祉ができてますよね、そのときはね。できています。その通知は大和村には来なかったですか。まだ、課長もまだそこに入っていない間がないから、それほど分からないと思うんだけど。いかがですか、その件について。……。思いを言ってくださいよ、もう。

○保健福祉課長（前田逸人君）

2025年の4月ですか。4月20日。申し訳ないです。私は存じておりません。先ほどから議員がおっしゃっている、知人からの譲渡というのを調べましたらですね、これは通達でありまして、知人から譲渡された場合は、自動車はやっぱり高価な生活用品であって、資産とみなされるんですね。資産があれば、普通はそれを売却して生活費に見立てるとというのが国の制度であります。しかしながら、車を持てるという例外的な措置もあります。通勤や通院等、公共交通機関が利用が著しく困難な場合とかいうときには、社会通念上、ふさわしい範囲内で、保有、利用が認められる場合があります。それに基づきますと、認められる場合としましては、もうはっきり言って、1番目が個人経営で営んで、商品の運搬ができるとか。あとは2番目に、2番目にですね、通院、通勤などに公共交通機関を使うことが著しく困難であるというときに認められる場合があります。その中で通勤はいいですけども、通院、通院は公共交通機関の利用が困難な地域に居住して、定期的にご利用する場合、これは医師の診断が要ります。怪我や病気で、バス停までの距離とか、あと、通行が困難とか、通行じゃないですね、歩行が困難。長時間バスに乗ることが難しい身体状況にあるとか、これも診断書が必要です。そういった場合は車が持てる。あとほか、あります。もう一つが維持費。車を持つ場合は、先ほど村長の答弁がありましたとおり、車検、修繕費、また、ガソリン代とかいうのもですね、生活保護、最低限の生活の中には金額が定められているのですが、それはですね、車を持つためには、それまで生活費、保護費の中から出さないといけない。それと車を持つことによって、結局は8万と、仮に8万円と決められた場合は、そこに支出してしまうと、あと、そこで余分な支出があっってしまう。残り少ない生活で、お金でやっていけないということがありますので、そういったのは、やっぱりちゃんとそれが、ちゃんと賄えるという計画が立てば、車が持てる

ときがあります。それはですね、先ほど村長の答弁がありましたとおり、目的以外には絶対使えません。通勤、通院に行く決められた場合は、その車は通院しか使えないというのが大原則であります。いろいろあるのですけれども、そういったことから鑑み、鑑みてみればですね、やっぱりそういった状況、保護受給者が、やっぱりそういった話をケースワーカーと話しながら、私は病院まで歩くことができないよとか、そういったことをお互いで共有し合い、し合いながらですね、車が持てないからすぐ生活保護停止ですよ、廃止しますよというのは必ずしませんから、そういったのはケースワーカーで、受給者と一緒に相談しながら、判断しているところでございます。以上です。ちょっと長くなりましたけれども。

○8番（中井文忠議員）

ありがとうございます。まさに今、前田課長が言われているように、ここに書かれておりますよ。けれどもですね、この車が資産ということであれば、このガソリン代もいる税金もいるということであるけれども、家はこの人の財産。財産であるけれども、認められているという事態が、もし屋根が飛んだら、それもやっぱり実費で、ここ、生活保護を受けている人は、生活保護で直せるわけですね。この屋根なんかが飛んだら、台風でなんか、そういうことじゃないかと思うんだけど、自分も屋根を葺きしてて、生活保護の家なんかを葺いたことがあるんだけど、今年は半分だけ葺いてもらおうということで、葺いたことがあるからおたずねするんだけど、車は資産だから売らないかんとということも、おかしい話じゃないかなということを自分は思っておりますが、もう課長なんかがそういう答弁をしているので、いいと、私はして、今からですね、これは厚生労働省の生活権利者の車保有を原則として認めていませんというのは、今も話されたから分かりますが、そして、障害者や交通、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に暮らす人の通勤、通院については例外的に保有を認めており、認めております。そしてですね、日常生活に不可欠な買い物に使うことは認めておりませんということも書いてありますし、厚生労働省の通知では2024年12月25日の事務連絡は、保有が認められた自動車の他用途への利用について新たな記載。障害者は日常生活に不可欠な買い物に、等に行く場合、原則として、自動車の利用を認めて差し支えないということも書かれていますね。そしてですね、この我々奄美大島が不便だということは、この鹿児島、この生活保護の基準は3大都市じゃなくて、私は奄美、鹿児島県だと思っているんですよ、本当は。鹿児島県の基準でできているものと思っていますので。そしてですね、これ、これ、生活保護法のね、適用が緩和され、助かるという夫婦がいてですよ、そして、この夫婦は旦那さんの心筋梗塞を起こし、半身不自由になり、そして、嫁さんも糖尿病を患いながら何とかかんとか運転をして、もう都会の病院は15分で行けるところですよ。15分。シマから、シマからだったら名瀬まで、名音からだったら30分かかりますよね。そういうところが緩和をされてくるのに、なんでこの奄美大島のその土地がですね、何もできないのかというのに。そして、その夫婦は裁判をかけて、裁判をかけて、この裁判を勝ち取っているわけですね。これは、あれだったかな。武見敬三衆議院だったかな。厚生労働省の武見さんがですね、これはやっぱり車も家も生活の必需品だということで認

めているわけですね。そういうことがあるのに、未だに昔の、やっぱり憲法だから、村の方からこの上層に声なんかかけづらいから、そういうことが今でも起きているんですよ。島の、大島郡の人なんかも、やっぱり離島から来る人なんかも、やっぱり車がなければ不便だし、そういうことの緩和措置があるのに、未だににそういうことができていくということに残念さを覚えるわけですが。いかがですか、村長、そういうことがあるということを知り、村長たちも承知しているわけですから、島の人なんかは案外おとなしくてですね、裁判までかけて、そういうことまでと、引く傾向がある。都会の人はそうではないですね。だからこの人なんかが、車の使用が認められて、ああ助かると、陸の孤島だったのに助かるよということをちゃんと新聞に押さわれているから、それは、行政は力を入れてですね、車ぐらいは持たすように。そして、この生活保護の中から自分が買う車だったらノーでもいいんですよ。兄弟が払い下げた車をつけて。やっぱりガソリンは使うから、公共施設を使ってしても、ここから500円、1,000円で片道行きますよね。まあガソリン買っても1,000円入れれば、名瀬まで行く、行くわけですよ。そういうことを考えて。そして、タクシーを使って行っても、この今の基準だったら、タクシーを使って行ったらいいかという思いもありますよ、私は。そしたらこれは生活扶助費から出るような感じじゃないですか。いかがですか。そういうことは。

○保健福祉課長（前田逸人君）

議員がおっしゃる、障害者とか、そういった方は、本当、通行、交通機関は多分不便ということで、そういった形で例外的に許可が、許可というか、自動車を持つことができることだと思っております。それで、先ほどから議員がおっしゃるように、結局、都会、都市部と中央部では全然交通機関が違うんじゃないか。時間的にもう15分、5分ぐらいにいつも便があるんだけど、島、大和村はどうかということで、それは当然、そう思われると思われま。一応、私、ちょっと調べましたところ、大和の直行バス、大和の直行バス、直行バスの時間帯をちょっと調べたんですよ。調べますとですね、名瀬に着く時間帯は、今里出ようが国直がでようが、着く時間は一緒です。県病院、あとは、中央病院があります。まあその間に中間で、多分病院が、数、各、あると思いますけれども、それで時間帯を見ますと、名瀬に滞在する時間がですね、短くて2時間25分。長くて3時間44分となりますと、それで結局、患者さんが名瀬に行くとする。しますと、そこから、結局はバス停から病院まで歩く時間。して、受付をする時間。診察をする時間。次に終わったら、今度は来週、再来週、いつか、また、予約をする。終わったら、今度はバスの、バス停まで帰るということを考えますとですね、まあだいたい想定ですけれども、30分から1時間、待たれるんじゃないかなという想定ができます。その間はですね、やっぱり外では待つんじゃないで、結局、きついですが、そのときの体調にもよりますけれども、病院で安静にして待たれるとかですね、もし、それでもきついということであればですね、先ほど私が申しましたとおり、やっぱりケースワーカーに相談して、病院から診断書をもって、その30分でも1時間でも、やっぱり体に支障をきたすとある、あるのであれば、またそこから、ケースワーカーと私たち福祉事務所と相談して、こういっ

た形にしようとかいうのを、また、検討させていただきたいと思います。答弁になってないかもしれませんが、以上です。

○8番（中井文忠議員）

島の人の性格で、そんなにしてまでとかいうのが、島の人は多いですよ。都会の人と全然違うところなんです、島の人の。いいところでもあるし、悪いところでもあると思うんですよ。島の人の悪いところでもあるし、いいところでもある。面倒くさいとか、もうどうでもいいやと投げやりになると思うんですね。その、この都会の方々なんかは、自分のやっぱり田舎、やっぱり陸の孤島ということで、裁判まで起こしても勝ち取った。そして喜んでおることも載っているんだけどね。そしてですね、ここにこの、武見敬三さんだ、この生活にとって、この、毎回、タクシーで、タクシーで行く場合と、どちらが自立した生活だと起こることに値するかと質問しましたと。武見敬三大臣は、どちらも自立した生活を支援することになるということと言い切っているんですね。車の、車で買い物に行くことも、自立に値すると認めたのだからということ、認めているということを書いてあります。どんなに田舎の町村議員なんかガタガタ言ったとしても、上に届かないのかなという思いでおるけれども、やっぱり自分も50年前のこの自分に当たったことがあるものだから、この質問をしているわけだけれども。やっぱり最低限の生活をやってほしいということと、やってほしいけれども、そして、生存をしてくださいということは、とにかく生きてほしいということですよ、生存。だから最低生活しながらでも生きてほしいよということで、されている。生きていても、だったらもう、車なんかなければ、買い物も、この武見さんが言われることも、どれも自立した生活だからいいんじゃないかなということでは私に解釈をしているわけだけれども。大和村にこの通知が来たと分かっておれば、この自分のいともそういうやめ方をしないで、死んで済んでかなという、今、思っております。さらにですね、これは花園大学教授の社会福祉科、ヨシナガアツシさんという方がね、全国的に車の保有率は7割を超え、地方ではさらに高くなります。生活保護、保護法を担う社会福祉事務所の中では、生活保護利用者の日常生活に車が必要だと分かっている、分かっているですよ、通院などの保有が認められた目的以外での使用はしないでと、やっぱりその職員が、恩情、職員の恩情ですよ。乗ってもいいけど、乗って、仕事、行ってもいいけれども、もう帰りに横入りなんかしないで、買い物なんかしないでまっすぐ来てくださいよという、この職員の恩情もここに書かれているわけですね。だから、結局、車で行けば、帰りになんて横道で買ってきても一緒じゃない。そういうことまで規制されたいかないなという思いです。そして、ここにはね、20年9月、裁判に発展し、同市は津地裁、名古屋高裁ともに訴訟。両判決とも市の対応を違法だと、市の対応は間違ったということ、判決に出ているわけですね。そういうことですね。やっぱり、村長、そういうこと思ってきたけれども、村長などの声が、奄美大島、我々、大和村の声を届けてくださいよ。本当ですよ。それは冗談抜きで。あなた方を責めるわけでもないけれども、してほしい。また、後に、自分のいとこみたいに、まあいいやと言って、また、死んだりする人が出ないようにですね。あと、頑張ってもらいたいと思います。そ

して、前田課長もですね、福祉課に来て間がないので、そういうことですね。私もいろいろ前田君とは話ししながらしたけれども、そういう思いがおりますので、自分なんかがして、これは島の人に合わないなということは、声を上げてもらいたい。上から来るから、必ず守らないかないということじゃないと思うんですね。私はそういう、自分の性格上、そう思います。違法をしたら、違法をしたで、裁判もかけられます。悪さをしたら、悪さした人は捕まります。そういう感じですので。だから、前田課長も大変だろうと思うけれども、やっぱりこの生活保護法について、よくよく、この困った人たちをね、お互い、助け合ってますね、やっぱり恩情を持ちながら、役所の方に言われたら、みんなびびりますよ。びびります。そういうことでもありますので、やっぱり、顔はにこにこしながらですね、生活保護者の方々が話し合っしてほしいという思いです。村長には村長で、そのことをやっぱり上層部に伝えてですね。やっぱりどうか、この車の使用なんかが、この辺鄙などこの人には認められるようなことをしてもらいたいという思いです。もう、それ。

○保健福祉課長（前田逸人君）

まさにもう、中井議員が、その人を思いやるお気持ち、ものすごくもう参考になるといいますか、そういった思いをですね、思いながら、やっぱり中央とここではやっぱり少し変わっているところがありますので、先ほども申したんですけれども、もう言いませんけれども、やっぱりそういった話をですね、11月ぐらいに、また、そういった福祉事務所の所長会とかいうのがありますから、そういったところで、また、そういった事案があるのかないのか、そういったときには、なんか、そういう手立てがないのかというのを、また、そういった話をしながら、できればこんな話が、中央に届けばいいとも思っておるところでございますので、そこは、今後、また、議論させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○8番（中井文忠議員）

会合なんかのときでも、前田議員、前田課長、やっぱり相手が出ないから待っておくんじゃなくて、ここから押してもらいたい。こういうことで、議会でもそういう問題が出てきたから、皆さんのところはどうかということぐらい言ってですね、また、頑張ってもらえればという思いでございます。

次にですね、農業振興について。温暖化の影響で我々大和村でも、農作物に打撃を受けました。夏野菜ができない。そして、湯湾釜の無人販売にも、野菜ができなくてですね、買いに来る人なんか手ぶらで帰ってくるのが、何度も見ております。そして、私が言うのは、この温暖化を逆手に取り、今、真夏にハウスは暑いということ、当たり前のことだ。冬にだったら適正な温度になるんじゃないかなという思いで、そのハウスのリースはできないかということであるけれども。村長からは、やっぱり島の、前々、今から、前から補助事業でハウスの建設を要望しているけれども、なかなかする人がいないのが現実だということは聞いております。そしてですね、この温暖化で奄美のタンカンが東京で、もうビルの上でできていたということ、新聞で、テレビで見てびっくりしましたよ、私は。だからですね、もうだんだんだんだん、暑さがこの奄美を飛び超えて、向こう、向

こうにも行くだろうけれども、やっぱり奄美はそれ以上に高くなるという思いでありますので、この、福本課長、この農作物を、この、暑いとこの国のここに奨励するような段取りとか考え方はないのですか。

○産業振興課長兼農委事務局長（福本新平君）

今現在、私どもの担当課でも、この気候変動による生産量について、いろいろできないという農家さんの声も伺っております。これまでの推奨品目じゃなくて、また、新たな、管理面も含めて、新たな、今、品目を考えておるんですけども、中東辺りのものを入れるとなると、また、植物防疫上の問題も出てきたりすると思います。日本に入ってきたものは日本の気候の適したような作り方を推進していますので、その辺のちゃんとした植物防疫法を通過した安全なものの方は、検討していきたいと思いますが、要は管理をする方のその労力の問題とかも、やっぱり近年、高齢化に伴って出てきていますので、その辺もいろいろ、今、検討しているところですので、その辺については、ちょっと農家の意向をお聞きしながら進めさせていただければというふうに思っております。

○8番（中井文忠議員）

課長。やっぱり何とんでも外国ここから持ってくると外来種になるもんですから、そんな懸念もあるわけですよ。外来種ということ。野菜なんかも外来種ということになっています。野菜作り、もし野菜の作物を、向こうから種を取り寄せて、島で作ったら外来種ということになりますかね。

○産業振興課長兼農委事務局長（福本新平君）

野菜類とかについて。野菜類は単年でどうせ販売してなくなるので、ずっとそこに植え付けてあるということじゃないので、外来種とかには聞かないですね。タンカンとかも要は外国から入ってきたものですので、それを今でも推進して植栽していますので、そこについては問題ないんじゃないかなというふうには思っています。ただ、直接仕入れるのは問題があると思います。いろんな害虫がありますので。

○8番（中井文忠議員）

この件についてはですね、ハウスの件にしる、農作物の件。以前から私は産業振興課長に何回か質問をしているけれども、なかなか物にならない質問ですよ。歴代の課長なんかもおったんですけどもね。ならないということは、やはりなかなか難しいことかと思えます。農業をしている時が、農業をしている方々が、少しでもお金になるように、また、課長たちも奮闘して頑張ってもらえれば、いつか花開くときがあると思うのでね。いろいろあると思うんだけど、頑張ってください。それで終わります。

○議長（藏 正議員）

これで、8番、中井文忠議員の一般質問を終わります。

-----○-----

日程第2 同意第1号 大和村教育委員会教育長の任命について

○議長（藏 正議員）

日程第2、同意第1号、大和村教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。
提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村教育委員会教育長の任命について、提案の理由を申し上げます。

大和村教育委員会教育長が令和7年9月30日をもって任期満了となります。つきましては、令和7年10月1日付けで中山恭平氏を任命したいと思っておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めたく、御提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村教育委員会教育長の任命について、内容の御説明を申し上げます。

同意を求めております方は、住所、鹿児島県大島郡大和村津名久392の1。氏名、中山恭平。生年月日、昭和38年11月3日であります。履歴の主な概要につきましては、お配りしました資料のとおりであります。御同意方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏 正議員）

これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藏 正議員）

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。
これから同意第1号を採決いたします。
この採決は、起立によって行います。
本件は、これに同意することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（藏 正議員）

起立多数であります。
従いまして、同意第1号、大和村教育委員会教育長の任命について、同意を求める件は、同意することに決定いたしました。
ここで今月末をもって御退任をされます晨原教育長より挨拶の申し出があります。

これをお受けしたいと思います。

晨原教育長、お願いいたします。

○教育長（晨原弘久君）

ただいま、藏議長から発言の許可をいただきましたので、教育長退任に当たり、皆様に厚く御礼申し上げます。6年前、伊集院村長からの推挙。そして、議員の皆様のご同意を賜り、教育長の職に就任させていただきました。この間、児童・生徒の知、徳、体の向上。小規模校の特性を生かした教育。郷土教育の推進。GIGAスクールの推進の四つを基本目標に掲げ、職務に当たってまいりました。特に郷土教育の推進は、私の長年の思いがありました。私が大和小学校、小学生の頃、児童数は200名を有に超えていました。当時の大和村の人口は2,800名ほどだったと記憶しております。今、大和村の人口は2分の1に、児童数は10分の1ほどになりました。かつてのような賑わいを、賑わいの復活は難しいかもしれない。しかし、今現在、大和村で学ぶ子供たちには、一度は島を離れて都会で修行することがあるだろう。しかし、都会で学んだ知識や技能が、ここ大和村で活かせるのであれば、いつかは故郷、大和村に帰り、村の発展に尽力する人材に育ててほしいとの思いがありました。そのためには、大和村の歴史や文化、産業、伝統文化を学び、大和村を正しく理解し、大和村を誇りに思う教育を推進するというのが、私の郷土教育の狙いでした。それが、伊集院村長が掲げる、小さくても光り輝き続ける大和村づくりになるとの思いでもありました。具体的には、各学校で学びつつ、児童・生徒が一堂に集う集合学習の場で、学びを共有するカリキュラムが編成され、5年目を迎え、充実してまいりました。これは内外から高い評価をいただいております。併せて、それまで各学校で細々となされていた水泳学習発表会も一つにまとめることにしました。これにより村内の児童が全員参加し、互いに切磋琢磨し、大勢の観客応援の下、盛況な大会になっています。それが児童・生徒間の連携、連帯・教師間の連帯の深まりとなり、チーム大和村の情勢にもなっています。また、GIGAスクールも、各学校でタブレットをノート代わりにする授業が日常化され、幅広い情報収集や問題解決の習得など、地方にあっても都市部と遜色ない最新の授業スタイルが定着してきています。とりわけ、今里小と名音小では、学校間でオンライン授業が推進され、複式の単式化とともに、より多くの意見解決の交流、ICTへの熟練につながっています。今後の情報化、国際化時代に対応するために、さらに、村内のネットワーク拡充と村外の学校との連携も進める構想です。さて、今、ささやかな成果を心象膨大に語りましたが、まだまだ課題も多くあります。それを残して去っていく心苦しさもありますが、そこは村当局、議員の皆様のご英知を結集し、後任の中山教育長を盛り立て、村の教育行政につなげていただければとお願い申し上げます。身に余る大役でしたが、伊集院村長、仲新城副村長をはじめ、村当局、議員の皆様のご指導。大島教育事務所の御指導。各学校の校長先生はじめ職員のご理解、協力。教育委員会スタッフの支え。役場職員、村民の皆様のご義計など、本当にありがたい6年間でした。今後は1村民として伊集院村長の下、大和村が小さくても光り輝き続けるよう、私なりにいろいろな形で、陰ながら応援していきたいと思っています。皆様ありがとうございました。

○議長（藏 正議員）

晨原教育長におかれましては、これまで6年の間、本村の教育行政を押し上げていただき、その御功績に対しまして、議会を代表いたしまして、心から敬意を表します。また、今後の新しい生活における御健勝と、さらなる御活躍を心より御祈念申し上げます。誠にありがとうございました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時38分

第 3 回 大和村議会定例会

第 3 日

令和 7 年 1 0 月 6 日 (月)

大 和 村 議 会

議事日程（令和7年第3回大和村議会定例会）

令和7年10月6日（月）

開議時間 10時15分

開議の宣告

- 日程第 1 認定第 1号 令和6年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 認定第 2号 令和6年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 3号 令和6年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 4号 令和6年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 5号 令和6年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 6号 令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 7号 令和6年度大和村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 8号 令和6年度大和村集落排水事業会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員長報告及び採決）
- 日程第 9 議員派遣の件について
- 日程第10 総務建設委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉会の宣告

令和7年第3回大和村定例会会議録

令和7年10月6日(月)

午前10時15分 開会

1 議事日程

※別紙、議事日程のとおり

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 奥田浩一君 | 6番 | 藏正君 |
| 2番 | 市田実孝君 | 7番 | 勝山浩平君 |
| 3番 | 前田清和君 | 8番 | 中井文忠君 |
| 5番 | 重信安男君 | 9番 | 奥田忠廣君 |

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 森永学君 主幹 太純一君

5 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|--------|-------------------|-------|
| 村長 | 伊集院幼君 | 教育長 | 中山恭平君 |
| 副村長 | 仲新城長政君 | 教委事務局長 | 宮田龍君 |
| 総務課長 | 政村勇二君 | 企画観光課長 | 大瀬幸一君 |
| 建設課長 | 早川勝志君 | 産業振興課長 兼農委事務局長 | 福本新平君 |
| 教委指導主事 | 里中卓麻君 | 保健福祉課長 | 前田逸人君 |
| 会計管理者 兼会計課長 | 児玉明美君 | 大和診療所事務長 | 池田浩二君 |
| 住民税務課長 | 直島秀治君 | 大和の園園長 | 早川理恵君 |

開会 午前 10時15分

○議長（藏 正議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布いたしております議事日程のとおりであります。

議事日程に入る前に、今月1日付けで大和村教育委員会教育長に中山恭平氏が就任され、本定例会本会議に出席されておりますので、就任の御挨拶をお願いいたします。

○教育長（中山恭平君）

皆様、こんにちは。高いところから恐縮でございますが、議長よりお許しをいただきましたので、教育長就任の御挨拶を申し上げます。

私は去る9月に伊集院村長から教育長への御推挙を賜り、そして議会の皆様方からの同意を賜りまして、10月1日付で教育長に就任させていただきました。心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

私は36年間、鹿児島県の教員として勤務してまいったわけでございますが、このたび故郷大和村の教育長の重責を委ねられまして、身の引き締まる思いでございます。教育は人づくり、未来づくりであり、子供たち一人一人の未来、ひいては社会の未来を左右する極めて重要な仕事でもあります。目まぐるしい社会経済情勢の変化と、それに伴う人々の価値観の多様化など背景として、教育現場では難しい問題が次々と生じています。本村には教育を大切にしてきた風土があり、豊かな自然や地域に根差した教育の力も、今なお息づいています。そのような恵まれた環境の中で、子供たち一人一人が健やかに成長していけるよう、私自身も力を尽くしていきたいと思っております。

現在、本村の教育行政が抱える課題については、学力や体力の向上、いじめをはじめとする心の教育、特別支援教育の充実などがあり、いずれも重要な課題であります。このほか、学校教育に限らず、生涯学習、スポーツ振興、文化財保護、人権意識の向上などなど、課題は様々な分野に及んでいるところであります。また、児童生徒の数が少なくなっていることから、学校の小規模化が進んでおり、児童生徒の多様なニーズに対応した指導体制を確保することが難しいところであります。一方、学校には学びの場としてだけでなく、地域の拠点としての役割もますます期待されています。こうした状況の中でも、各学校がそれぞれの特色や強みを生かして、子供たちが安心して生き生きと学校生活を送れるような環境づくりをしっかりと支えていきたいと考えています。そして、夢や希望を実現し、未来を担う人づくりという、本村教育の基本目標の実現に向けて、これまでの経験を生かしながら取り組んでまいります。

今後は教育委員の皆様や、日々子供たちと向き合っている先生方、教育委員会の職員の方々と力を合わせて全力で取り組んでまいります。更に、教育事務所をはじめ、地区内の市町村教育委員会や関係団体、そして村長はじめ村当局、議員の皆様方と連携を図りながら、村民の皆様の声にもしっかりと耳を傾けて、本村の教育のよりよい未来に向けて努めてまいります。

はなはだ言葉足らずではありますが、就任の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます

いました。

[拍手]

○議長（藏 正議員）

中山教育長には、これまで36年間の経験を十分に発揮され、大和村の教育行政をますます押し上げていただきますよう期待し、御活躍を祈念申し上げます。

-----○-----

- 日程第1 認定第1号 令和6年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 令和6年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 令和6年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 令和6年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 令和6年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 令和6年度大和村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第8号 令和6年度大和村集落排水事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長（藏 正議員）

それでは、議事日程に入ります。

日程第1、認定第1号、令和6年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、認定第2号、令和6年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、認定第3号、令和6年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第4号、令和6年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第5号、令和6年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第6号、令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第7号、令和6年度大和村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第8号、令和6年度大和村集落排水事業会計歳入歳出決算の認定について、以上の8件を一括議題といたします。

決算審査特別委員会委員長に委員会の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（市田実孝議員）

皆さん、おはようございます。昨日は十五夜豊年祭ということで、お疲れ様でございました。

それでは、ただいまより委員長報告をさせていただきます。

令和6年度決算審査特別委員会委員長報告。

決算審査特別委員会に付託を受けました認定第1号、令和6年度大和村一般会計歳入歳出決算認定及び認定第2号から認定第8号までの令和6年度特別会計、公営企業会計歳入歳出決算認定の審査を、3日間の日程で行いました。

9月18日の事業箇所の現地調査から始まり、9月30日及び10月1日に審査を行いました。

提出された決算書や主要施策成果表及び監査委員の意見書等を基に、詳細に審査を行い、本委員

会に付託された8件の決算を、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な内容を報告させていただきます。

一般会計決算についての質疑では、大和まほろば館の収支が、支出が収入を700万ほど上回っているとの質問があり、売上も増えているが人件費が高騰したことにより、収支がマイナスになっているとの答弁がありました。

大和村集落まるごと体験事業について、委託費が増えた要因について質問があり、冬に誘客キャンペーンを実施したことが増えた要因との答弁がありました。

また、まるごと協議会の会員も事業内容が分からないとの指摘があり、総会など会員の皆様に事業内容を説明したいとの答弁がありました。

政策住宅利用料について、空き家になっていても利用料を支払っているのかとの質問があり、立地協定を結んだ誘致企業が住宅1棟まるごと借りているので、空き室があっても利用料を支払っているとの答弁がありました。

良好な景観及び環境の保全を図るため実施されている海岸漂着物対策事業で、令和6年度の回収した量はどれほどとの質問があり、回収した漂着物は30tとの答弁がありました。

水産加工施設について、利用が少ないとの指摘があり、有名シェフなどを招いてレシピを作ってもらい、いしょむん海などに海産物を使った食品加工を行ってもらって、利用を促進したいとの答弁がありました。

アマミノクロウサギミュージアムQuruGuruの販売について、どのような商品なら委託販売できるのかとの質問があり、アマミノクロウサギに特化した商品や、奄美の自然に特化した商品、またQuruGuruだけで販売する商品を取り扱っているとの答弁がありました。

各集落公民館の屋外にある発電機について、さびなどの腐食が進んでいるとの質問があり、戸円集落の屋外発電機については整備をし直したが、ほかの集落の屋外発電機については、今後計画的に修繕対策を取っていききたいとの答弁がありました。

以前、大和浜集落で火災があった後、夜間に職員が浄水場へ登ったことについて質問があり、長時間の消火活動を行った場合は、水圧が下がるため浄水場の水量を確認する必要があるとの答弁がありました。

神奈川県大和市でのタンカンPR販売について、成果が表れていないとの質問があり、今後成果が上がるか見極めながら対応を検討したいとの答弁がありました。

各特別会計、公営企業会計の質疑では、国民健康保険特別会計決算審査において、収入未済となっている世帯はどの程度あるのかとの質問があり、18世帯との答弁がありました。

簡易水道事業会計決算審査において、公営企業会計となって1年、どのような苦労や変化があったのかとの質問があり、最初、用語の意味が分からなかったことや、委託している会社や公認会計士のアドバイスを受けて決算書を作成したが、作成が遅れた。また、今後水道料金の改定も検討していくとの答弁がありました。

最後に、当委員会では、委員長の報告と合わせて議会の意見を取りまとめていますので、意見として取り上げていただくよう申し上げ、令和6年度決算審査特別委員会の委員長報告を終わらせていただきます。

令和6年度決算審査特別委員会委員長、市田実孝。

○議長（藏 正議員）

これで委員長報告を終わります。

ただいま決算審査特別委員会委員長報告がありましたが、決算審査特別委員会は議長を除いて全ての議員が委員となっています。

したがって、認定第1号から認定第8号までの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これから、各認定議案の討論及び採決を行います。

最初に、認定第1号、令和6年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。

これから、令和6年度大和村一般会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するとするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藏 正議員）

起立多数であります。

したがって、令和6年度大和村一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、令和6年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。

これから、令和6年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するとするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藏 正議員）

起立多数であります。

したがって、令和6年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、令和6年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。

これから、令和6年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藏 正議員）

起立多数であります。

したがって、令和6年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号、令和6年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。

これから、令和6年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藏 正議員）

起立多数であります。

したがって、令和6年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号、令和6年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正議員）

討論なしと認めます。

これから、令和6年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（蔵 正議員）

起立多数であります。

したがって、令和6年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号、令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正議員）

討論なしと認めます。

これから、令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（蔵 正議員）

起立多数であります。

したがって、令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号、令和6年度大和村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。

これから、令和6年度大和村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藏 正議員）

起立多数であります。

したがって、令和6年度大和村簡易水道事業会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号、令和6年度大和村集落排水事業会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。

これから、令和6年度大和村集落排水事業会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藏 正議員）

起立多数であります。

したがって、令和6年度大和村集落排水事業会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、決算審査特別委員会の意見についてお諮りいたします。

本意見を議会の意見として村長に提出したいと思っております。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の意見を議会の意見として村長に提出することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 議員派遣の件について

○議長（蔵 正議員）

日程第9、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合は、議長に一任していただきたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣に変更が生じた場合には、議長に一任することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 総務建設委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（蔵 正議員）

日程第10、総務建設委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務建設委員長から会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました本村の振興に関する事項及びその他の所管事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（蔵 正議員）

日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました次期定例会等の本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上を持ちまして、令和7年度第3回大和村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時38分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長 藏 正

大和村議会議員 中 井 文 忠

大和村議会議員 奥 山 忠 廣